

(別紙)

平成13年7月5日付課法3-57ほか11課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																		
<p>(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税地</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>法人名等</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>代表者又は 清算人名義</td> <td style="text-align: right;">股</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">法人税の加算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>区 分</th> <th>加算税の計算の 基礎となる税額</th> <th>加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 20px;"> <p>○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(印)してください。 なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div>	納税地		第	号		法人名等		年	月	日	代表者又は 清算人名義	股	税務署長 財務事務官			事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額	日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		<p>(26 法人税の加算税の賦課決定通知書)</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">納税地</td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">号</td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> <tr> <td>法人名</td> <td></td> <td style="text-align: center;">年</td> <td style="text-align: center;">月</td> <td style="text-align: center;">日</td> </tr> <tr> <td>代表者又は 清算人名義</td> <td style="text-align: right;">股</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">税務署長 財務事務官</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">法人税の加算税の賦課決定通知書</p> <p style="text-align: center;">次のとおり法人税に係る加算税を賦課決定します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>事業年度</th> <th>区 分</th> <th>加算税の計算の 基礎となる税額</th> <th>加算税の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">日 年 月 日 ()</td> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重加 算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>申告 加算税</td> <td>賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <div style="margin-top: 20px;"> <p>○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(印)してください。 なお、納付書には、納付すべき加算税の額を事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。 (注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。 利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p> </div>	納税地		第	号		法人名		年	月	日	代表者又は 清算人名義	股	税務署長 財務事務官			事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額	日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額		申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額	
納税地		第	号																																																																																																
法人名等		年	月	日																																																																																															
代表者又は 清算人名義	股	税務署長 財務事務官																																																																																																	
事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額																																																																																																
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
納税地		第	号																																																																																																
法人名		年	月	日																																																																																															
代表者又は 清算人名義	股	税務署長 財務事務官																																																																																																	
事業年度	区 分	加算税の計算の 基礎となる税額	加算税の額																																																																																																
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
日 年 月 日 ()	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	重加 算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	
	申告 加算税	賦課決定額 変更決定後の賦課決定額 この通知により納付すべき加算税の額 又は減少(一部)すべき加算税の額																																																																																																	

改 正 後

(26-2 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は 清算人氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

印

更正決定等をすべきと認められない旨の通知書

下記の内容について、国税に関する実地の調査を行った結果、更正決定等をすべきと認められませんので通知します。

記

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

改 正 前

(26-2 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(正本))

(新 設)

改正後

(26-3 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(別紙))

別紙

税目	更正決定等をすべきと認められない課税期間等	(参考) 調査対象期間

備考	
----	--

改正前

(26-3 更正決定等をすべきと認められない旨の通知書(別紙))

(新 設)

改 正 後

(27-5 消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名等	
代表者又は清算人氏名	限

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日	至 年 月 日	円	円
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	

--

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(㊟)してください。
なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

(㊟) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

※事務運営指針から移管
(消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
法人名	
代表者又は清算人氏名	限

第 号
年 月 日

税務署長
財務事務官

㊟

消費税及び地方消費税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり消費税及び地方消費税に係る加算税を賦課決定します。

課税期間	区分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額
自 年 月 日	至 年 月 日	円	円
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
自 年 月 日	申告 加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	
	重加算税	賦課決定額	
		変更決定後の賦課決定額 <small>この通知により納付すべき加算税の額又は減少(一部)する加算税の額</small>	

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(㊟)してください。
なお、納付すべき加算税の額が2課税期間分以上ある場合は、課税期間ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。

(㊟) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

**指 定
申告期限の延長申請の
却 下 通 知 書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、
下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通 知 し ま す 。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 平成 年 月 日

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 前

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

**指 定
申告期限の延長申請の
却 下 通 知 書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限延長申請については、
下 記 の 日 を 提 出 期 限 に 指 定 し た の で 通 知 し ま す 。
理由が相当でないと認められるので却下したから

記

(指定期日) 平成 年 月 日

(追 加)

(規格 A 4)

改 正 後

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の
指定
却下
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定
却下
通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長の期日と異なる期日を指定する場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なることとなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定期日) 平成 年 月 日」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(34 申告期限の延長申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長申請の
指定
却下
通知書

1 使用目的

「申告期限の延長申請の指定
却下
通知書」(法 1341) は、法人税の申告期限延長申請について、期日指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 却下」 のように上下二段書きとなっている箇所については、決議の内容に応じて不要 字句を抹消する。
下 記 部 分	延長の期日指定をする場合には、この処分により指定する期日を「平成 年 月 日」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号)第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑤

指 定 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請
については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
下記の理由により相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 前

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

納 税 地		法第	号
法 人 名 等		平成	年 月 日
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑤

指 定 通 知 書
申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 申 請 の 却 下

貴法人から平成 年 月 日付でされた法人税の申告期限の延長の特例の申請
については、下記月数を延長月数として指定したので 通知します。
理由が相当でないと認められるので却下したから

記

(指定月数) 月

(追 加)

(規格 A 4)

改 正 後

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の 指定 通知書
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の ^{指定} 通知書(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延 _{却下} 長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
下 記 部 分	申請書に記載された延長月数と異なる延長月数を指定する場合には、この処分により指 定する延長月数を「(指定月数)月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄にその異なるこ ととなった理由を記入する。 却下の通知をする場合には、「(指定月数)月」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却 下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定 義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律 に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏 名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(36 申告期限の延長の特例の申請の指定・却下通知書)

申告期限の延長の特例の申請の 指定 通知書
却 下

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の申請の ^{指定} 通知書(法 1346) は、法人税の申告期限の延長の特例の申請について、延 _{却下} 長月数の指定又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「指定 のように上下二段書きとなっている箇所については、通知の内容に応じて不要 却下」 字句を抹消する。
下 記 部 分	延長月数の指定の通知をする場合には、この処分により指定する延長月数を「(指定月数) 月」の空白箇所に記入し、却下の通知をする場合には、下記部分は抹消する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定 義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便 の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律 に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏 名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	平 成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	殿
⑤		
取 消 通 知 書 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更		
貴法人の申告期限の延長の特例については、 <u>下記の理由により</u> 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。 (連結) 事業年度以後その 指 定 月 数 を 下 記 月 数 に 変 更		
記		
(変更後の指定月数) 月		
<u>(処分の理由)</u>		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A4)

改 正 前

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	平 成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	殿
⑤		
取 消 通 知 書 申 告 期 限 の 延 長 の 特 例 の 変 更		
貴法人の申告期限の延長の特例については、自平成 年 月 日 (連結) 事業年度 至平成 年 月 日 以後その 延 長 を 取 消 したから通知します。 以後その 指 定 月 数 を 下 記 月 数 に 変 更		
記		
(変更後の指定月数) 月		
<u>(追 加)</u>		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A4)

改 正 後

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標題及び本文	「取消及び延長を取消変更」及び「指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合には、この処分により指定しようとする延長期間の月数を「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所に記入し、「(処分の理由)」欄に変更の理由を記入する。 取消しの通知をする場合は、「(変更後の指定月数) 月」を抹消し、「(処分の理由)」欄に取消の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(37 申告期限の延長の特例の取消・変更通知書)

申告期限の延長の特例の
取消
変更 通知書

1 使用目的

「申告期限の延長の特例の取消通知書」(法1348) は、申告期限の延長の取消し又は延長期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内 容
標題及び本文	「取消及び延長を取消変更」及び「指定月数を下記月数に変更」の箇所については、通知の内容に応じて不要字句を抹消する。 また、「自平成 年 月 日 (連結)事業年度以後 ……」の空白箇所には、この処分をしようとする日の属する事業年度を記入し、単体法人の場合は「(連結)事業年度」の「(連結)」の字句を抹消する。
下記部分	「(変更後の指定月数) 月」の空白箇所には、承認又は指定していた延長期間の月数を変更する場合は、この処分により指定しようとする延長期間の月数を記入し、取消しの通知をする場合は、下記部分は抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**承認
青色申告の承認申請の
却下 通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査
したところ 相当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。
以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		法第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**承認
青色申告の承認申請の
却下 通知書**

貴法人から平成 年 月 日付でされた青色申告の承認申請については、調査
したところ 相当 と認められるのでこれを 承認 したから通知します。
不相当 却下

(追加)

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

青色申告の承認申請の承認
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消する。 却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消し、「(処分の理由)」欄に却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(40 青色申告の承認申請の承認・却下通知書)

青色申告の承認申請の承認
却下通知書

1 使用目的

「青色申告の承認申請の承認通知書(法1303)は、青色申告の承認申請について承認(みなし承認の場合は除く。)又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標題及び本文	青色申告の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教示	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(47 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	法第 号	平成 年 月 日
	納税地	
	法人名	
代表者名	殿	税務署長 財務事務官 ㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請
について、貴法人は法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する要件に該当しないので、
同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(47 特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書)

納 税 地 法 人 名 代 表 者 名	法第 号	平成 年 月 日
	納税地	
	法人名	
代表者名	殿	税務署長 財務事務官 ㊟

特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特定受益証券発行信託の受託者としての承認申請
については、法人税法施行令第14条の4第1項第 号に規定する法人の要件に該当しないので、
同条第5項の規定に基づき、これを却下したから通知します。

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法** の変更申請の承認通知書
却下

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法 承認
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」(法1310)は、棚卸資産の
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下
評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変
更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 「承認」 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び の箇所については、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 」 「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又 は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証 券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短 期売買商品の種類 又は銘柄・有価証券 の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、 白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請 の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの 帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類 を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおりに承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には、却下の理由を記 入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留 意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14
年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者によ
る同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその
法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名
のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(59 棚卸資産の評価方法・短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法・有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変更申請の承認、却下通知書)

**棚卸資産の評価方法
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法** の変更申請の承認通知書
却下

1 使用目的

「棚卸資産の評価方法 承認
短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 の変更申請の 通知書」(法1310)は、棚卸資産の
有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 却下
評価方法、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法又は有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の変
更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「棚卸資産の評価方法 「承認」 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 及び の箇所については、 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 」 「却下」 決議の内容に応じて不要字句を抹消する。
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又 は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の 字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
事 業 の 種 類 ・ 有 価 証 券 の 区 分	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、事業の種類を記入し、有価証券の一単位当 たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、売買目的有価証券、満期保有目的等有価証 券又はその他有価証券の別を記入する。短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法 に係る申請の場合には記入しない。
棚卸資産の区分・短 期売買商品の種類 又は銘柄・有価証券 の種類	棚卸資産の評価方法に係る申請の場合には、商品又は製品、半製品、仕掛品等の区分を記 入し、短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、金、銀、 白金等の種類又は銘柄を記入し、有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法に係る申請 の場合には、国債及び地方債、社債、株式等の種類を記入する。有価証券の一単位当たりの 帳簿価額の算出方法に係る申請の場合には、国債証券、地方債証券、社債券、株券等の種類 を記入する。
承認・却下の区分	申請に係る評価方法等の選定単位ごとに承認、却下の別を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属 国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する (それぞれに該当する用紙を使用することに留 意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14
年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者によ
る同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその
法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名
のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑤

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

⑤

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされたヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請については、下記のとおり承認又は却下したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<input type="checkbox"/> 繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等 <input type="checkbox"/> 時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等		
承認又は却下する特別な有効性判定方法等	法人税法施行令第121条第1項各号又は第121条の7第1項に規定する方法に代えようとする有効性判定の方法	
	法人税法施行令第121条の2又は第121条の8に規定する有効であると認められる場合に代えようとする有効であると認められる場合	
	法人税法施行令第121条の3第1項又は第121条の9に規定する金額に代えようとする金額	
	特別な有効性判定方法等によって有効性を判定しようとするデリバティブ取引等の範囲	
(追 加)		

この通知に係る処分は、 職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後 改 正 前

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

(61 ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書)

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

1 使用目的

「ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請の承認、却下通知書」は、法人税法施行令第121条の4《繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等又は施行令第121条の10《時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等》又は施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(65 特別な償却方法の承認通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			承認・ 却下の 区 分	承認した特別な償却方法
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		帳簿価額 (千円)	数量	細 目		
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途					
（処分の理由）						
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

(65 特別な償却方法の承認通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊦

特別な償却方法の承認通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。

承認した特別な償却方法による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等			承認・ 却下の 区 分	承認した特別な償却方法
申 請 に 係 る 減 価 償 却 資 産		帳簿価額 (千円)	数量	細 目		
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途					
（追加）						
（付記事項） この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。						

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

（規格 A 4）

改 正 後

(65 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(65 特別な償却方法の承認通知書)

特別な償却方法の承認通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その承認をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調査担当者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		
		殿
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>特別な償却方法の承認申請の却下通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、<u>以下の理由によ</u> <u>りその申請に係る特別な償却方法を適用することが不適当と認められますので、法人税法施行令第48条</u> <u>の4第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。</u></p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<u>(処分の理由)</u>		
<p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格A4)

改 正 前

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		
		殿
<p>税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>特別な償却方法の承認申請の却下通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却方法の承認申請については、<u>法人税法施行</u> <u>令第48条の2第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、その申請に係る特別な償却方法を適用す</u> <u>ることが不適当と認められますので、これを却下します。</u></p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<u>(追加)</u>		
<p>この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格A4)

改 正 後

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	却下する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(66 特別な償却方法の承認申請の却下通知書)

特別な償却方法の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認申請の却下通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認申請について、却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	申請法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 4 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等				
取 消 し の 対 象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法
(処分の理由)					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別な償却方法の承認の取消通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却方法の承認については、法人税法施行令第 48 条の 2 第 4 項及び同令第 155 条の 6 の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりその承認を取り消します。

平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度については、下記の特別な償却方法は適用できません。

記

取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等				
取 消 し の 対 象					
種類（設備の種類を含む）	構造又は用途	細 目	数 量	帳 簿 価 額 （千 円）	特 別 な 償 却 方 法
取消しの基因となった事由					

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	取り消す理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(67 特別な償却方法の承認の取消通知書)

特別な償却方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「特別な償却方法の承認の取消通知書」は、減価償却資産の特別な償却方法の承認について、その承認の取消しの通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る減価償却資産の全部について取消しをする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る減価償却資産の一部について取消しをする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その取消しをした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
取消しの対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、取消しに係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(71 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

(71 特別な償却率の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

特別な償却率の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた特別な償却率の認定申請については、下記のとおり認定したので通知します。

認定した特別な償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 に 係 る 減 価 償 却 資 産		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
認定した特別な償却率		
(追 加)		
(付記事項) この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 後

(71 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	<u>申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「（処分の理由）」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</u>
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(71 特別な償却率の認定通知書)

特別な償却率の認定通知書

1 使用目的

「特別な償却率の認定通知書」は、特別な償却率の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
<u>（ 追 加 ）</u>	<u>（ 追 加 ）</u>
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(72 特別な償却率の変更通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

⑤

特別な償却率の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 前

(72 特別な償却率の変更通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

⑤

特別な償却率の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別な償却率の認定については、法人税法施行令第50条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、下記のとおりその償却率を変更します。

変更後の償却率による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		
種 類	細 目	帳 簿 価 額 (千円)
変 更 後 の 償 却 率		
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(72 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(72 特別な償却率の変更通知書)

特別な償却率の変更通知書

1 使用目的

「特別な償却率の変更通知書」は、特別な償却率の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の箇所を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度に該当しない事業年度の場合は、「(連結)事業年度」の括弧書を二重線で抹消する。</p>
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(74 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(74 減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書)

減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書

1 使用目的

「減価償却資産の償却方法の変更申請の承認、却下通知書」(法 1314)は、減価償却資産の償却方法の変更承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「又は却下」の字句を、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認又は」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日						
	殿							
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟								
耐用年数の短縮の承認通知書								
貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。								
承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。								
記								
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等						
申請に係る減価償却資産								
番号	種類（設備の種類を含む）	構造は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	承認・却下の区分	承認した使用可能期間（年）	承認した未経過使用可能期間（耐用年数）（年）
（処分の理由）								
（付記事項）								
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。								
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。								

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日						
	殿							
国 税 局 長 財 務 事 務 官 ㊟								
耐用年数の短縮の承認通知書								
貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、申請に係る資産の全部又は一部について下記のとおり承認したので通知します。								
承認した未経過使用可能期間（耐用年数）による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用することができます。								
記								
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等						
申請に係る減価償却資産								
番号	種類（設備の種類を含む）	構造は用途	細目	数量	帳簿価額（千円）	承認・却下の区分	承認した使用可能期間（年）	承認した未経過使用可能期間（耐用年数）（年）
（追加）								
（付記事項）								
この承認を受けた減価償却資産につき承認申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長を経由して 国税局長に提出してください。								
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。								

改 正 後

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る資産の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字 句を抹消する。申請に係る資産の一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基
づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、
その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(76 耐用年数の短縮の承認通知書)

耐用年数の短縮の承認通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認通知書」は、耐用年数の短縮の承認申請について、承認の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「全部又は一部」の箇所については、申請に係る資産の全部について承認する場合は「又 は一部」の字句を、申請に係る資産の一部について承認する場合には「全部又は」の字句 を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その承認をし た日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
付 記 事 項	「 国税局長」の空白箇所には、その法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所 轄する国税局名を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所 には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)
に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役
務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基
づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、
その法人課税信託の名称を併せて記載する。

(77 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請について、当該申請に係る減価償却資産は、法人税法施行令第57条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないと認められるので、法人税法施行令第57条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(77 耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 局 長
財 務 事 務 官

Ⓜ

耐用年数の短縮の承認申請の却下通知書

貴法人から平成 年 月 日付でされた耐用年数の短縮の承認申請については、法人税法施行令第57条第1項に掲げる申請の事由が認められないので、法人税法施行令第57条第3項及び同令第155条の6の規定に基づき、これを却下します。

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
----------------	--------	--

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

④

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等								
取 消 し (変 更) の 対 象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
(処分の理由)										
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。										

24. 12改正

(規格A4)

改 正 前

(78 耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平成 年 月 日
代 表 者 名		殿

国 税 局 長
財 務 事 務 官

④

耐用年数の短縮の承認の取消(変更)通知書

平成 年 月 日付 法第 号の耐用年数の短縮の承認については、法人税法施行令第57条第4項及び同令第155条の6の規定に基づき、その承認に係る資産の全部又は一部について下記のとおりこれを取り消(変更)します。

取消し(変更)後の耐用年数又は未経過使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

取消し(変更)の対象が連結子法人の場合		対象法人名等								
取 消 し (変 更) の 対 象										
番号	種類(設備の種類を含む)	構造又は用途	細目	数量	帳簿価額(千円)	承認した耐用年数(年)	承認した未経過使用可能期間(年)	取消し後の耐用年数(年)	変更後の使用可能期間(年)	変更後の未経過使用可能期間(年)
取消し(変更)の基因となった事由										
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。										

24. 06改正

(規格A4)

改 正 後

(78 耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書）

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
「取消し（変更）の対象が連結子法人の場合」～「処分の理由」	「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。 「処分の理由」欄には、承認を取り消す又は変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(78 耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書）

耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書

1 使用目的

「耐用年数の短縮の承認の取消（変更）通知書」は、耐用年数の短縮の承認について、その承認の取消し又は変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「取消（変更）」、「取り消（変更）」及び「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。 「全部又は一部」の箇所については、承認に係る資産の全部について取消し又は変更をする場合には「又は一部」の字句を、承認に係る資産の一部について取消し又は変更をする場合は「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その取消し又は変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。
「取消し（変更）の対象が連結子法人の場合」～「取消し（変更）の基因となった事由」	「取消し（変更）」の箇所は、その処分の内容に応じ不要な部分を二重線で抹消する。 対象法人名等は、取消し又は変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
	殿	
	税 務 署 長 財務事務官	㊟
堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。		
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 至平成 年 月 日 までです。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目 (個々の資産) ・ 資産の種類	残 存 使 用 可 能 期 間	月
(処分の理由)		
(付記事項)		
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
	殿	
	税 務 署 長 財務事務官	㊟
堅 牢 な 建 物 等 の 残 存 使 用 可 能 期 間 の 認 定 通 知 書		
貴法人から平成 年 月 日付で申請があった堅牢な建物等の残存使用可能期間については、 下記のとおり認定したので通知します。		
この認定期間により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日 (連結) 事業年度から 至平成 年 月 日 までです。		
記		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
細目 (個々の資産) ・ 資産の種類	残 存 使 用 可 能 期 間	月
(追加)		
(付記事項)		
この認定を受けた減価償却資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結） 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の 字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入す る。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、 調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する 国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する 国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(86 堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定通知書」(法 1323)は、当該資産の取得価額の 100 分の 95 相当額に達した減価償却資産の償却の基礎となる期間の認定申請（堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定申請）について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自 平成 年 月 日 の空白箇所には、堅牢な建物等の残存使用可能期間の 至 平成 年 月 日」 認定決議書の「承認した残存使用可能期間により償却限度額の計算を行う最初の（連結） 事業年度」を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法 人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、 調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の 納税地を管轄する 税務署の管轄区域を所轄する 国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、 当該国税局の管轄区域を管轄する 国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成 14 年法律第 99 号) 第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
代 表 者 名		殿
税 務 署 長 財務事務官		
記		
堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書		
平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、 法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一 部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。 変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結） 事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		変更後の残存使用可能期間 月
細目（個々の資産）・資産の種類		
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 前

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号 平成 年 月 日
代 表 者 名		殿
税 務 署 長 財務事務官		
記		
堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書		
平成 年 月 日付 法第 号の堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定については、 法人税法施行令第61条の2第5項及び同令第155条の6の規定に基づき、その認定に係る資産の全部又は一 部について下記のとおりその残存使用可能期間を変更します。 変更後の残存使用可能期間による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結） 事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。		
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
変 更 の 対 象		変更後の残存使用可能期間 月
細目（個々の資産）・資産の種類		
変更の基因となった事由		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 後

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	<u>認定を変更する理由を記入する。</u>
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(87 堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書)

堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書

1 使用目的

「堅牢な建物等の残存使用可能期間の変更通知書」は、堅牢な建物等の残存使用可能期間の認定について、その認定した残存使用期間の変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	<p>変更に係る減価償却資産を有する法人が連結法人に該当しない場合には、「及び同令第155条の6」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。</p> <p>「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。</p> <p>なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。</p>
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る減価償却資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	<p>「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。</p> <p>また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	法第 号 平成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	④
<p>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p>認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日（連結）事業年 至平成 年 月 日 度からです。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
鉱業権、採掘権、租鉱権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称
		鉱区等の所在地
		認定した年数(年)
(処分の理由)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	法第 号 平成 年 月 日
	税 務 署 長 財 務 事 務 官	④
<p>採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数については、下記のとおり認定したので通知します。</p> <p>認定した耐用年数により償却額の計算ができるのは 自平成 年 月 日（連結）事業年 至平成 年 月 日 度からです。</p>		
記		
申請の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
鉱業権、採掘権、租鉱権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称
		鉱区等の所在地
		認定した年数(年)
(追 加)		
(付記事項) この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

改 正 後

(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(90 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」(法 1327) は、鉱業権(試掘権を除く。)及び坑道の耐用年数の認定について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「自平成 年 月 日 の空白箇所には、採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の認定決議書の「適用を受ける最初の(連結)事業年度」を記入する。
「鉱区等の名称」～「認定した年数(年)」	認定の対象となった資産が2以上であるときは、それぞれについて記入する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追加)	(追加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第6項の規定に基づき、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象		対 象		
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

(処分の理由)

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名	法 第 号
	平成 年 月 日
	殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第5項の規定により、その認定した資産の全部又は一部についてその耐用年数を下記のとおり変更します。

変更後の耐用年数による償却限度額の計算は、平成 年 月 日の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等		変更後の耐用年数（年）
変 更 の 対 象		対 象		
鉱業権、坑道の別	採掘権、租鉱権、採石権等の別	鉱区等の名称	鉱区等の所在地	

変更の基因となった事由

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
処分の理由	認定を変更する理由を記入する。
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(91 採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書)

採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書

1 使用目的

「採掘権、租鉱権、採石権又は坑道の耐用年数の変更通知書」は、鉱業権（試掘権を除く。）及び坑道の耐用年数の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「全部又は一部」の箇所については、認定に係る資産の全部について変更をする場合には「又は一部」の字句を、認定に係る資産の一部について変更をする場合には「全部又は」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度」の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
変更の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
(追加)	(追加)
調査担当者	「この通知に係る処分は、国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記入する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類のみ異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請に係る事項の全部又は一部について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(94 外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書)

外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認又は却下通知書

1 使用目的

「外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請の承認、却下通知書」(法1355)は、法人税法施行令第122条の6《外貨建資産等の期末換算の方法の変更手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》、又は施行令第122条の11《為替予約差額の一括計上の方法の変更の手続》及び施行令第155条の6《個別益金額及び個別損金額の計算における届出等の規定の準用》の規定に基づく外貨建資産等の期末換算方法等の変更申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	「承認、却下」及び「承認又は却下」の箇所については、申請に係る事項の全部について承認する場合には「、却下」及び「又は却下」の字句を抹消し、申請に係る事項の全部について却下する場合には「承認、」及び「承認又は」の字句を抹消する。
外貨建資産等の区分 ・外国通貨の種類	その外貨建資産等の区分及びその国の貨幣単位を記入する。 なお、為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、その外国通貨の種類のみを記入する。
承 認 又 は 却 下 の 区 分	変更申請に係る外貨建資産等の区分ごとに、かつ、外国通貨の種類のみ異なるごとに承認又は却下の別を記入する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

(注) 為替予約差額の一括計上の方法の変更申請の場合には、「外貨建資産等の区分」欄の記載は要しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を変更申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地	法 第 号		平成 年 月 日
法 人 名 等			
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別修繕費の金額等の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。
期 間

修繕費の金額
認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日
の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
<u>(処分の理由)</u>		
<u>(付記事項)</u> この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

納 税 地	法 第 号		平成 年 月 日
法 人 名 等			
代 表 者 名		殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特別修繕費の金額等の認定通知書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特別修繕準備金の計算の基礎となる
修繕費の金額 については、下記のとおり認定したので通知します。
期 間

修繕費の金額
認定した 期 間 を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日
の属する（連結）事業年度以後の各（連結）事業年度について適用されます。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 区 分	資 産 の 種 類 又 は 名 称	金 額 又 は 月 数
修 繕 費 の 金 額		円
期 間		月
<u>(追加)</u>		
<u>(付記事項)</u> この認定を受けた資産につき認定申請書に記載した事実と異なることとなった場合には、速やかに、その旨及びその事実と異なることとなった事項の詳細を記載した書類を納税地の所轄税務署長に提出してください。		
この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。		

改 正 後

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」 の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には、「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(102 特別修繕費の金額等の認定通知書)

特別修繕費の金額等の認定通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の認定通知書」(法 1330)は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」 の箇所については、申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日の属する(連結)事業年度」の空白箇所には、その認定をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要の場合は抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、申請に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
資 産 の 種 類 又 は 名 称	認定の対象となった資産が2以上であるときは、そのそれぞれについて記入する。したがって、船舶については個々の船ごとに、その他の資産については1基ごとに、例えば、第一大洋丸、第二大洋丸のように記入する。
金 額 又 は 月 数 期 間	申請に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。

改 正 後

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	股

税 務 署 長
財務事務官 ㊟

特別修繕費の金額等の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間
の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定
に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、 修繕費の金額 を下記のとおり変更します。
期 間
変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する
(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
区 分	変 更 の 対 象	
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 額		円
期 間		月
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

納税地 法人名等 代氏 表者名	法第 号
	平成 年 月 日
	股

税 務 署 長
財務事務官 ㊟

特別修繕費の金額等の変更通知書

平成 年 月 日付 法第 号の特別修繕準備金の計算の基礎となる 修繕費の金額 期 間
の認定については、租税特別措置法施行令第33条の7第11項又は同令第39条の85第11項の規定
に基づき、その認定に係る資産の全部又は一部について、 修繕費の金額 を下記のとおり変更します。
期 間
変更後の金額又は月数を基礎とする特別修繕準備金の計算は、平成 年 月 日の属する
(連結)事業年度以後の各(連結)事業年度について適用されます。

記

変更の対象が連結子法人の場合		対象法人名等
区 分	変 更 の 対 象	
	資 産 の 種 類 又 は 名 称	
修 繕 費 の 額		円
期 間		月
変更の基因となった事由		

この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

(規格A4)

改 正 後

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前」を挿入する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
期 間	
処 分 の 理 由	認定を変更する理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(103 特別修繕費の金額等の変更通知書)

特別修繕費の金額等の変更通知書

1 使用目的

「特別修繕費の金額等の変更通知書」は、特別修繕準備金に関する特別修繕費の金額等の認定について、その変更の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
本 文	「修繕費の金額 期 間」の箇所については、変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「期間」の字句を二重線で抹消する。 「平成 年 月 日」の属する（連結）事業年度の空白箇所には、その変更をした日を記入する。 なお、連結事業年度の括弧書は不要な場合は抹消する。 また、船舶以外の資産について変更を行う場合は「租税特別措置法施行令」の前に「租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第383号）による改正前」を挿入する。
変 更 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、変更に係る資産を有する法人が連結子法人の場合のみ、その連結子法人の法人名等を記入する。
変 更 後 の 金 額 又 は 月 数	変更に係る資産が、船舶、球形ガスホルダー及び貯油槽の場合は、「変更後の金額又は月数」の箇所について「又は月数」の字句を二重線で抹消するとともに、「期間」の欄を全て抹消する。
期 間	
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所には、調査担当者の所属国税局名を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑤

**特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当 〕
〔 租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕の設定期間の延長については、
下記のとおり認定したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
(処分の理由)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

(112 特定の資産の買換えの場合における特別勘定の設定期間延長認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平 成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

⑤

**特定の資産の買換えの場合における
特別勘定の設定期間延長認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった特定の資産の買換えの場合における特別
勘定〔 租税特別措置法 第 65 条の 7 第 1 項の表の第 号該当 〕
〔 租税特別措置法 第 68 条の 78 第 1 項の表の第 号該当 〕の設定期間の延長については、
下記のとおり認定したので通知します。

記	
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等
取得しようとする買換資産の内容	買換資産を取得することができる日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
	平 成 年 月 日
(追 加)	

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

(規格 A 4)

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
	殿	
税 務 署 長 財 務 事 務 官		
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下		
貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した 相 当 承 認 ところ と認められるのでこれを 却 下 したから通知します。 以下の理由により不相当		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
		平成 年 月 日
	殿	
税 務 署 長 財 務 事 務 官		
認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した 場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書 却 下		
貴法人から平成 年 月 日付でされた認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内 にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請については、調査した 相 当 承 認 ところ と認められるのでこれを 却 下 したから通知します。 不相当		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追 加)		
この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。		

(規格 A 4)

改 正 後

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(116 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認・却下通知書)

認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請の承認決議書」は、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等を譲渡した場合における特別勘定の設定に関する承認申請について、承認する場合は、「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、申請に係る事項の全部について承認する場合には、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">⑤</p>		
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 以下の理由により不相当 と認められ るので、これを承認 したから通知します。 却下</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

改 正 前

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">⑤</p>		
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な 計算方法の承認申請の承認通知書 却下</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の貸倒実績率 の特別な計算方法の承認申請については、調査したところ 相当 と認められるので、これを 不相当 承認 したから通知します。 却下</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追加)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

改 正 後

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(147 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請・却下通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書の却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請の承認通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項目	内容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平 成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消 至 平成 年 月 日</p> <p>したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(処分の理由)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改正前

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
	平 成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>適格分割等を行った場合の貸倒実績率の 特別な計算方法の承認の取消通知書</p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至 平成 年 月 日</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
<p>(追加)</p>		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 後

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の職務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(148 適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の貸倒実績率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が 連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追加)	(追加)
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、 調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の職務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相 当 計算方法の承認申請については、調査したところ <u>以下</u>の理由により不相当と認められるので、これを承認 却下 したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 前

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号
納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">㊟</p>		
<p>適格分割等を行った場合の返品率の特別な 承認 計算方法の承認申請の 却 下 通知書</p>		
<p>貴法人から平成 年 月 日付でされた適格分割等を行った場合の返品率の特別な 相 当 計算方法の承認申請については、調査したところ <u>以下</u>の理由により不相当と認められるので、これを承認 却下 したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追 加)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

(規格 A 4)

改 正 後

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
却下 通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「 <u>以下の理由により不相当</u> 」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	<u>申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。</u>
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(150 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認・却下通知書)

承認
通知書
却下

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
却下

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請の承認
却下 通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題 及 び 本 文	適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認申請について、承認する場合は「却下」及び「不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
申 請 の 対 象 が 連 結 子 法 人 の 場 合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分の内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書</p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>以下の理由により 自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取 至 平成 年 月 日 り消したから通知します。</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(処分の理由)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

24. 12 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 氏 表 者 名		法 第 号
	平成 年 月 日	
	殿	
<p>税 務 署 長 財 務 事 務 官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>適 格 分 割 等 を 行 っ た 場 合 の 返 品 率 の 特 別 な 計 算 方 法 の 承 認 の 取 消 通 知 書</p>		
<p>貴法人の適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認については、</p> <p>自 平成 年 月 日 (連結) 事業年度以後これを取り消したから通知します。 至 平成 年 月 日</p>		
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
(追加)		
<p>この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。</p>		

20. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処分の理由	承認を取り消す理由を記入する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(151 適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書)

適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書

1 使用目的

「適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消通知書」は、適格分割等を行った場合の返品率の特別な計算方法の承認の取消の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追加)	(追加)
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

**分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

24. 12改正

(規格 A 4)

改正前

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

④

**分割等による移転試験研究費の
額の計算方法の認定通知書**

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転試験研究費の
額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(追 加)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項の全部について申請のとおり認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(156 分割等による移転試験研究費の額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(処分の理由)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

24. 12改正

(規格A4)

改 正 前

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

納 税 地		法 第 号
法 人 名 等		平 成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

分 割 等 に よ る 移 転 売 上 金 額
の 計 算 方 法 の 認 定 通 知 書

貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転売上金額
の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。

記

申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等	
認 定 し た 計 算 方 法		
(追 加)		

この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

20. 06改正

(規格A4)

改 正 後

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
処 分 の 理 由	<u>申請に係る事項の全部について申請のとおりに認定する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消する。申請と異なる認定をする場合にはその異なることとなった理由を記入する。</u>
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(159 分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書)

分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書

1 使用目的

「分割等による移転売上金額の計算方法の認定通知書」は、分割等による移転売上金額の計算方法の認定申請について、その認定の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等は、連結子法人の場合のみ記入する。
(追 加)	(追 加)
調 査 担 当 者	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白部分は、調査担当者の所属等により次のとおり記入する。 (1) 税務署の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄を二重線で抹消する。 (2) 国税局の職員の調査に基づく処分である場合には、この欄の空白部分に当該職員の所属国税局名を記入する。
教 示	処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。 (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「…2月以内に 国税局長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(162 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号		平 成 年 月 日	
	殿				
					税 務 署 長 財 務 事 務 官
					④
<p>分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>					
記					
	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等			
認 定 し た 計 算 方 法					
	(処分の理由)				
	この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				

24. 12改正

(規格 A 4)

改 正 前

(162 分割等による移転支援事業所取引金額の合計額の計算方法の認定通知書)

納 税 地 法 人 名 等 代 表 者 名		法 第 号		平 成 年 月 日	
					税 務 署 長 財 務 事 務 官
					④
<p>分割等による移転支援事業所取引金額 の合計額の計算方法の認定通知書</p> <p>貴法人から平成 年 月 日付で申請があった分割等による移転支援事業所 取引金額の合計額の計算方法については、下記のとおり認定したので通知します。</p>					
記					
	申請の対象が連結子法人の場合	対象法人名等			
認 定 し た 計 算 方 法					
	(追 加)				
	この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。				

20. 06

(規格 A 4)

改 正 後

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認
通知書
連結納税の承認申請の
却下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査
相当
したところ 以下の理由により不相当 と認められるので、これを承認
却下 したから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認
通知書
連結納税の承認申請の
却下

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の承認申請については、調査
相当
したところ 不相当 と認められるので、これを承認
却下 したから通知します。

(追 加)

改 正 後

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の承認申請について、承認する場合は「却下」、「以下の理由により不相当」及び「(処分の理由)」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(181 連結納税の承認申請の承認・却下通知書)

(新 設)

改正後

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認
通知書
却 下

連結納税の取りやめの承認申請の

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを承認 したから
通知します。 以下の理由により不相当 却下

(処分の理由)

改正前

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

納 税 地		(記 号 番 号)
法 人 名		平成 年 月 日
代 表 者 名	殿	

国 税 庁 長 官

承認
通知書
却 下

連結納税の取りやめの承認申請の

貴法人から平成 年 月 日付でされた連結納税の取りやめの承認申請につい
ては、調査したところ 相 当 と認められるので、これを承認 したから通知します。
不相当 却下

(追 加)

改 正 後

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書

1 使用目的

「連結納税の取りやめの承認申請の承認通知書」は、連結納税の承認申請について承認又は却下の通知をする場合に使用する。

2 記載要領

項 目	内 容
表 題 及 び 本 文	連結納税の取りやめの承認申請について、承認する場合は「却下」及び「以下の理由により不相当」の字句を抹消し、却下する場合は「承認」及び「相当」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請にかかる事項について、申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(185 連結納税の取りやめの承認申請の承認・却下通知書)

(新 設)

改 正 後

(195 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

㊟

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額	
自 年 月 日 至 (年 月) 日	申告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	自 年 月 日 至 (年 月) 日	申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
重加 算税		賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
自 年 月 日 至 (年 月) 日		申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		

--

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。

(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 前

(195 連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書 (正本))

納税地	
連結親法人名	
代表者氏名	殿

第 号
年 月 日
税務署長
財務事務官

㊟

連結所得に対する法人税の加算税の賦課決定通知書

次のとおり連結所得に対する法人税に係る加算税を賦課決定します。

連結事業年度	区 分	加算税の計算の基礎となる税額	加算税の額	
自 年 月 日 至 (年 月) 日	申告 加算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
	自 年 月 日 至 (年 月) 日	申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
重加 算税		賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		
自 年 月 日 至 (年 月) 日		申告 加算税	賦課決定額	
			変更決定後の賦課決定額	
	重加 算税	賦課決定額		
		変更決定後の賦課決定額		

○ 納付すべき加算税の額は、同封の納付書により 年 月 日までに金融機関等(郵便局を含む。)又は当税務署へ納付(注)してください。
なお、納付書には、納付すべき加算税の額を連結事業年度ごとにそれぞれ別業にして書いてください。
(注) 納付書表面にバーコードが表示されている場合は、コンビニエンスストアに納付を委託できます。
利用可能なコンビニエンスストアについては、バーコードが表示されている納付書の裏面でご確認ください。

この処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。

改 正 後

(196 更正の理由書 (連結申告 (実地・署内調査) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人及び他の連結法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等又は税額等の計算に誤りがあると認められますから、次のとおり、申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正し又は税額等を更正しました。

改 正 前

(196 更正の理由書 (連結申告 (実地) 用) (正本))

(正 本)

更 正 の 理 由

貴法人及び他の連結法人備え付けの帳簿書類を調査した結果、連結所得金額等の計算に誤りがあると認められますから次のように申告書に記載された連結所得金額等に加算、減算して更正しました。

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

Table with columns for tax items (税目), tax amounts (本税), and surcharges (加算税). Includes fields for residence (住所), name (氏名), and dates (納期).

不服申立て等について
【不服申立てについて】
この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税の税務署長に対して不服申立てをすることができます。

納付書 (納付書) 領収済通知書
Table with columns for tax items (税目), amounts (千円), and dates (年 月 日). Includes fields for residence (住所) and name (氏名).

領収控 兼 払込取扱票
Table with columns for tax items (税目), amounts (円), and dates (納期等の区分). Includes fields for residence (住所) and name (氏名).

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

Table with columns for tax items (税目), tax amounts (本税), and surcharges (加算税). Includes fields for residence (住所), name (氏名), and dates (納期).

⑤ 上記の「加重算税」及び「不納付加算税」とおり、加重税の賦課決定をします。
上記のとおり納付してください。
不 服 申 立 て 等 に つ い て
【不服申立てについて】
この通知に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に、国税の税務署長に対して不服申立てをすることができます。

納付書 (納付書) 領収済通知書
Table with columns for tax items (税目), amounts (千円), and dates (年 月 日). Includes fields for residence (住所) and name (氏名).

領収控 兼 払込取扱票
Table with columns for tax items (税目), amounts (円), and dates (納期等の区分). Includes fields for residence (住所) and name (氏名).

改 正 後 改 正 前

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3P1A～1L、FCC3P2A～2L、FCC3P3A～3L、FCC3P4A～4L、FCC3P5A～5L、FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①国税通則法第36条第1項第2号の規定による源泉所得税及び復興特別所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付名簿)」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

- (1) 本税徴収決議書
 - ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号
 - (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。
- (2) 加算税賦課決定決議書
 - 決議番号
 - (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容										
標 題	<p>当該通知書が、源泉所得税に係る本税又は加算税のみの場合には標題の「<u>及び復興特別所得税</u>」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p> <p>また、当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p>										
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	<p>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 75 文字、半角カナ 150 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 50 文字、半角カナ 100 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 45 文字、半角カナ 90 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 44 文字、半角カナ 88 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (領収控兼払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td> </tr> </table>	住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字	氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字	下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字
住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字										
中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字										
氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字										
中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字										
下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字										

1 使用目的

「源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書」(FCC3PA6、FCG5PC2) (以下「通知書」という。)は、①所得税法第221条の規定による源泉所得税の本税の納税の告知、②国税通則法第67条に規定する不納付加算税及び③同法第68条第3項に規定する重加算税の賦課決定を行った場合に、賦課決定した加算税額等を源泉徴収義務者に通知するために使用する。

2 出力対象

「源泉所得税の本税徴収・加算税賦課決定決議書」(FC G5PA1) (以下「本税徴収決議書」という。)又は「不納付加算税賦課決定決議書 (特殊文書送付名簿)」(FC C3PA2) (以下「加算税賦課決定決議書」という。) (以下これらを「決議書」という。)により決裁を受けたものを対象として出力する。

3 出力時期

決議書により決裁を受けた後、出力する。

なお、本税徴収決議書に係るものについては、通知書の出力前に「特殊文書送付名簿出力」画面から発送要及び施行年月日の入力を行うことに留意する。

4 出力順序

次の決議書の区分に応じて、それぞれに掲げる順序で出力する。

- (1) 本税徴収決議書
 - ①施行年月日、②調査区分、③決定区分、④整理番号
 - (注) 本税徴収決議書の出力順と同じである。
- (2) 加算税賦課決定決議書
 - 決議番号
 - (注) 加算税賦課決定決議書の出力順と同じである。

5 出力要領

(1) 出力様式

本税の納税の告知、不納付加算税及び重加算税の賦課決定を行ったものについて、その源泉徴収義務者の名称、賦課決定した加算税額等を印字して、通知書の形式で一件別に出力する。

なお、通知書は上段部分に通知証、中段部分に「領収済通知書」、下段部分に「領収控兼払込取扱票」、「払込取扱票」及び「領収証書兼払込金受領書」の構成により出力する。また、通知書裏面の上段部分には通知書の本税等の内訳 (以下「通知書裏面」という。)を印字する。

(2) 主な出力項目の内容

イ 通知書 (共通部分)

項 目	内 容												
標 題	<p>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には標題の「加算税賦課決定通知書及び」に「*」(アスタリスク)を印字して抹消する。</p>												
住所 (所在地) 及び氏名 (法人名)	<p>賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の住所 (所在地) 及び氏名 (法人名) を印字する。この場合、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) が最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、半角カナにより印字する。</p> <p>また、半角カナが最大印字文字数を超えるとき又は補完表示があるときは、その項目は印字しない。</p> <p>なお、各項目の最大文字数は次のとおりである。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 75 文字、半角カナ 150 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 50 文字、半角カナ 100 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 45 文字、半角カナ 90 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">中段部分 (領収済通知書)</td> <td style="width: 50%;">漢字 44 文字、半角カナ 88 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (領収控兼払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 43 文字、半角カナ 86 文字</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">下段部分 (払込取扱票)</td> <td style="width: 50%;">漢字 20 文字、半角カナ 40 文字</td> </tr> </table>	住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字	氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字	中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字	下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字	下段部分 (払込取扱票)	漢字 20 文字、半角カナ 40 文字
住所 (所在地) : 上段部分 (通知書)	漢字 75 文字、半角カナ 150 文字												
中段部分 (領収済通知書)	漢字 50 文字、半角カナ 100 文字												
氏名 (法人名) : 上段部分 (通知書)	漢字 45 文字、半角カナ 90 文字												
中段部分 (領収済通知書)	漢字 44 文字、半角カナ 88 文字												
下段部分 (領収控兼払込取扱票)	漢字 43 文字、半角カナ 86 文字												
下段部分 (払込取扱票)	漢字 20 文字、半角カナ 40 文字												

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	下段部分 (領収証書兼払込金受領証) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」又は「源泉所得税及復興特別所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の (自) (至) を印字する
徴 定 区 分	「告知」(3 4) を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額 (通知書裏面の「本税」欄に出力された () 書の金額) は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	(本税等の内訳は裏面のとおりで。) を印字する。 また、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク) を印字する。
主 文	<p>処分の種類ごとに次の定型文を印字する。</p> <p>① 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (期限後自主納付) 貴法人 (あなた) が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんが、国税通則法第 67 条第 2 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。</p> <p>② 期限後納付に係る不納付加算税を賦課決定する場合 (調査による自主納付) 貴法人 (あなた) が納付した本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんが、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。</p> <p>③ 本税の納税の告知と合わせて不納付加算税を賦課決定する場合 今回納税の告知を行う本通知書の「納期等の区分及び納付すべき税額の内訳」の「本税」の金額は、法定納期限までに納付されていませんでした。このことについて正当な理由があると認められませんが、国税通則法第 67 条第 1 項の規定により計算した不納付加算税を決定し、徴収します。 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。</p> <p>④ 本税の納税の告知をする場合 (加算税の賦課決定なし) 本税の納税の告知の理由は別紙のとおりです。</p> <p>⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等 上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。 本税の納税の告知及び加算税賦課決定の理由は別紙のとおりです。</p>

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
	下段部分 (領収証書兼払込金受領証) 漢字 43 文字、半角カナ 86 文字 ※ 法人格で先頭が組織区分の場合は、改行される。
税 目	「源泉所得税」を印字する。
信 託 の 名 称	何も印字しない。
納 期 等 の 区 分	賦課決定を行う年月分の (自) (至) を印字する
徴 定 区 分	「告知」(3 4) を印字する。
法 定 納 期 限	「内訳は裏面のとおりで。」を印字する。
納 期 限	国税通則法施行令第 8 条第 1 項の規定による納期限を印字する。
本 税	本税徴収を行う本税の合計額を印字する。したがって、法定納期限後に自主納付された本税について加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額 (通知書裏面の「本税」欄に出力された () 書の金額) は印字しない。
重 加 算 税	賦課決定を行った重加算税の合計額を印字する。
不 納 付 加 算 税	賦課決定を行った不納付加算税の合計額を印字する。
告 知 額 計	賦課決定を行った本税、重加算税及び不納付加算税の合計額を印字する。
延 滞 税	通知書裏面の「延滞税」欄に出力された金額の合計額を印字する。
内 訳 説 明 及 び 補 完 表 示	(本税等の内訳は裏面のとおりで。) を印字する。 また、住所 (所在地) 又は氏名 (法人名) に印字されない箇所がある場合には、「*」(アスタリスク) を印字する。
主 文	<p>当該通知書が、強制徴収に係る本税のみの場合には、主文中の「上記の「重加算税」及び「不納付加算税」のとおり、加算税の賦課決定をします。」に「*」(アスタリスク) を印字して抹消する。 また、加算税の賦課決定がある場合には、「重加算税」又は「不納付加算税」の有無に応じて、該当しない部分を同様に抹消する。</p>

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納 付 場 所 及 び 不 服 申 立 て 等 に つ い て	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

項 目	内 容
第 号	本税徴収決議書又は加算税賦課決定決議書の決議番号を印字する。
平成 年 月 日	「特殊文書発送件名簿出力」又は「加算税賦課決定情報入力」の各画面から入力した施行年月日を印字する。
国 税 収 納 命 令 官	通知書を出力する税務署名及び出力時点における税務署長名を印字する。
官 印	税務署長印を印字する。
納 付 場 所 及 び 不 服 申 立 て 等 に つ い て	納付場所及び教示文を印字する。

ロ 領収済通知書

項 目	内 容
年 度	所属する会計年度を印字する。
税 務 署 名 及 び 税 務 署 番 号	通知書を出力する税務署名及び税務署番号を印字する。 (注) 税務署番号は、管理事務提要様式編別表《局署番号等一覧表》の「日銀用コード」欄参照。
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号を印字する。
合 計 額	賦課決定を行った本税、重加算税、不納付加算税及び延滞税の合計額を印字する。

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当務務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
バーコード有効期限	コンビニエンス納付に係るバーコード有効期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する。																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

- (1) 主文の項目に「⑤ 重加算税の賦課決定がある場合等」の定型文が印字された場合には、処分の内容を確認し、次により補正する。
 なお、本税の納税の告知並びに重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合は補正する必要はない。
 イ 本税の納税の告知及び重加算税の賦課決定を行う場合
 「及び「不納付加算税」」の部分を抹消する。
 ロ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
 「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ハ 領収控兼払込取扱票等

項 目	内 容
コンビニエンスストア用バーコード	合計額が30万円以下の場合、コンビニエンスストア用のバーコードを印字する。 また、合計額が30万円を超える場合は、「コンビニエンスストアでは納付できません。金融機関又は当務務署で納付してください。」の注意書を印字する。
収 納 代 行	コンビニエンス納付に係る収納代行業者名を印字する。
コンビニ利用期限	コンビニエンス納付に係る利用期限を印字する。

ニ 通知書裏面

項 目	内 容																																
整 理 番 号	賦課決定通知を行う源泉徴収義務者の整理番号（通知書と同じ。）を印字する。																																
納 期 等 の 区 分	所得種類に応じて、次表の「名称」欄のとおり表示する。																																
	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> <th>名 称</th> <th>所 得 種 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給 与</td> <td>俸給・給料等</td> <td>匿 名 組 合</td> <td>匿名組合契約</td> </tr> <tr> <td>退 職</td> <td>退職手当等</td> <td>配 当</td> <td>配当等</td> </tr> <tr> <td>報 酬</td> <td>報酬・料金等</td> <td>定 期 積 金</td> <td>定期積金等</td> </tr> <tr> <td>公 的 年 金</td> <td>公的年金等</td> <td>懸 賞 金 等</td> <td>懸賞金等</td> </tr> <tr> <td>生 命 保 険</td> <td>生命・損害保険契約等</td> <td>上 場 株 式</td> <td>上場株式等</td> </tr> <tr> <td>非 居 住 者</td> <td>非居住者・外国法人</td> <td>償 還 差 益</td> <td>償還差益</td> </tr> <tr> <td>利 子</td> <td>利子等</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約	退 職	退職手当等	配 当	配当等	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益	利 子	利子等		
	名 称	所 得 種 類	名 称	所 得 種 類																													
	給 与	俸給・給料等	匿 名 組 合	匿名組合契約																													
	退 職	退職手当等	配 当	配当等																													
	報 酬	報酬・料金等	定 期 積 金	定期積金等																													
	公 的 年 金	公的年金等	懸 賞 金 等	懸賞金等																													
	生 命 保 険	生命・損害保険契約等	上 場 株 式	上場株式等																													
	非 居 住 者	非居住者・外国法人	償 還 差 益	償還差益																													
	利 子	利子等																															
年 月 分	支払年月を印字する。																																
納 付 年 月 日	法定納期限後に自主納付された本税の納付年月日を印字する。 (注) 本税徴収のときは印字しない。																																
法 定 納 期 限	「納期等の区分」の「年月分」欄のそれぞれの支払年月に応じた法定納期限を印字する。																																
本 税	本税徴収を行う本税額を「納期等の区分」ごとにそれぞれ印字する。 なお、法定納期限後に自主納付された本税について、加算税の賦課決定を行う場合には、加算税の算出の基礎となる本税額を（ ）書きで印字する。																																
不納付 加算税 等	区分 重加算税の賦課決定を行う場合には「重」と表示する。 税 額 「本税」欄に出力された金額（万円未満の端数切り捨て）に基づき5%（期限後自主納付）、10%（非違分）又は35%（重加算税賦課分）の加算税率を乗じた加算税額を印字する。																																
延 滞 税	次の算式により計算した金額を印字する。 $\frac{\text{本税額(万円未満の端数切り捨て)} \times \text{遅延日数} \times 7.3\%}{365} = \text{延滞税額}$ (注) 1 遅延日数は、「法定納期限」欄に出力された日の翌日から「納付年月日」欄に出力された日までの日数（不納付加算税に係るものは1年を限度とする。）である。 2 本税徴収を行う場合は印字しない。 3 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年「7.3%」と「前年の11月30日において日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合とする。																																

6 記載事項

- 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
 (1) 通知書の「住所(所在地)」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
 (2) 通知書に印字された教示文を抹消する。
 (3) 次により記載した教示文を同封する。
 イ 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。

改 正 後

(207 源泉所得税及び復興特別所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

- ハ 調査により自主納付された本税に対し、重加算税のみの賦課決定を行う場合
「及び「不納付加算税」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
 - ニ 本税の納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を行う場合
「重加算税」及び」の部分を抹消する。
 - ホ 本税の納税の告知のみを行う場合
「上記のとおり、「重加算税」及び「不納付加算税」の納付すべき税額を決定し、徴収します。」及び「及び加算税賦課決定」の部分を抹消する。
 - ヘ 調査により自主納付された本税に対し、不納付加算税のみの賦課決定を行う場合
「重加算税」及び」及び「本税の納税の告知及び」の部分を抹消する。
- (2) 国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、次により記載する。
- イ 通知書の「住所（所在地）」欄上部の余白に「この通知に係る処分は、〇〇国税局の職員の調査に基づき行うものです。」と記載する。
 - ロ 通知書に印字された教示文を抹消する。
 - ハ 次により記載した教示文を同封する。
 - (イ) 「…2月以内に 国税局長に対して」の空白部分には、処分の対象となる源泉所得税の納税地を管轄する国税局名を記載する。
 - (ロ) 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。

7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(207 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書)

ロ 「…（提出先は ）の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官名を記載する。


7 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項（定義）に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号	
		住所又は本店の所在地	〒	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	電話 - -	
		代表者氏名		◎

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 す る 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒			
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	電話 - -	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細					
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					


税 理 士 署 名 押 印 ◎

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	----	--------------	-------	----------

改 正 前

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書

 平成 年 月 日		(フリガナ) 氏名又は名称	※整理番号	
		住所又は本店の所在地	〒	
税務署長殿		(フリガナ) 代表者氏名	電話 - -	
		代表者氏名		◎

次の給与支払事務所等につき、所得税法第 216 条の規定による源泉所得税の納期の特例についての承認を申請します。

給 与 支 払 事 務 所 等 に 関 す る 事 項	給与支払事務所等の所在地 ※ 申請者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。	〒			
	申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額 〔外書は、臨時雇用者に係るもの〕	電話 - -	月 区 分	支 給 人 員	支 給 額
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
		年 月	外 人	外	円
1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細					
2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日					

税 理 士 署 名 押 印 ◎

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名簿	通 信 日 付 印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	----	--------------	-------	----------

改 正 後 改 正 前

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

(208 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書)

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書の記載要領等

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

1 源泉所得税の納期の特例の制度について

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である源泉徴収義務者です。

(1) 源泉所得税の納期の特例の適用を受けることができるのは、給与等の支払を受ける人の人数が常時10人未満である源泉徴収義務者です。

(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(注) 「常時10人未満」というのは平常の状態において10人に満たないということであって、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(2) (1)に該当する源泉徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、所轄の税務署長に申請し、その承認を受けなければなりません。

(注) この申請書を提出した月の翌末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

(注) この申請書を提出した月の翌末日までに税務署長から承認又は却下の通知がなければ、この申請書を提出した月の翌末日に承認があったものとされ、その申請の翌々月の納付分からこの特例が適用されます。

Table with 3 columns: Example (例), Payment (給与等), and Deadline (納期限). Rows show payment schedules for February and March-June.

Table with 3 columns: Example (例), Payment (給与等), and Deadline (納期限). Rows show payment schedules for February and March-June.

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税及び復興特別所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

(3) この特例が適用されるのは、次に掲げる源泉所得税に限られます。したがって、この特例の承認を受けた源泉徴収義務者であっても、次に掲げる所得以外の所得について源泉徴収した所得税額は、通常の例により支払った月の翌月10日までに納付しなければなりません。

イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

イ 給与等及び退職手当等（非居住者に対して支払った給与等及び退職手当等を含みます。）について源泉徴収した所得税

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税及び復興特別所得税

ロ 弁護士（外国法事務弁護士を含みます。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士、計理士、会計士補、企業診断員（企業経営の改善及び向上のための指導を行う者を含みます。）、測量士補、建築代理士（建築代理士以外の者で建築に関する申請若しくは届出の書類を作成し、又はこれらの手続を代理することを業とするものを含みます。）、不動産鑑定士補、火災損害鑑定人若しくは自動車等損害鑑定人（自動車又は建設機械に係る損害保険契約の保険事故に関して損害額の算定又はその損害額の算定に係る調査を行うことを業とする者をいいます。）又は技術士補（技術士又は技術士補以外の者で技術士の行う業務と同一の業務を行う者を含みます。）の業務に関する報酬・料金について源泉徴収した所得税

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税及び復興特別所得税を納付しなければなりません。

(4) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期限までに源泉徴収した所得税を納付しなければなりません。

Table with 3 columns: Payment Period (支給期間), Deadline (納期限), and Action (→). Rows show deadlines for 1-6 months and 7-12 months.

Table with 3 columns: Payment Period (支給期間), Deadline (納期限), and Action (→). Rows show deadlines for 1-6 months and 7-12 months.

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

(5) 納期の特例について承認を受けていた源泉徴収義務者については、給与等の支払を受ける人が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく税務署長に届け出なければなりません。

◎ 注意 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

◎ 注意 滞納や著しい納付遅延があるような源泉徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。また、この承認を受けても、滞納したり、納付遅延をしますと、この特例の承認を取り消されることがありますから、そのようなことがないよう特にご注意ください。

2 各欄の記載方法

2 各欄の記載方法

(1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(1) 「氏名又は名称」欄には申請者の氏名又は名称を、「住所又は本店の所在地」欄には申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。また、法人の場合は、「代表者氏名」欄に、代表者の氏名を記載してください。

(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(2) 「給与支払事務所等の所在地」欄は、申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と給与支払事務所等の所在地とが異なる場合に記載してください。

(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄は、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

(3) 「申請の日前6か月間の各月末の給与の支払を受ける者の人員及び各月の支給金額」欄は、申請の日前6か月間の各月末の人員と各月の給与の支給金額とを記入してください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

この場合、臨時に雇い入れた人がいるときは、その人数を「支給人員」欄に、その支給金額を「支給額」欄にそれぞれ外書きしてください。

(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(4) 「1 現に国税の滞納があり又は最近において著しい納付遅延の事実がある場合で、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細」欄及び「2 申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことがある場合には、その年月日」欄は、該当する場合に限り必要事項を記載してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

(6) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

3 留意事項


○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

○ 法人課税信託の名称の併記 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 後

(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

		※整理番号	
		(フリガナ)	
平成 年 月 日		氏名又は名称	
		〒	
税務署長殿		住所又は所在地	
		電話	- -
		(フリガナ)	
		代表者氏名	ⓐ

- 第198条第2項（給与等関係）
 所得税法 第203条第4項（退職手当等関係） に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
 第203条の5第4項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	---

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ID）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税 理 士 署 名 押 印	ⓐ
---------------	---

（規格A4）

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-------	-------	----------


24. 12 改正

(源 1 4 3 7)

改 正 前

(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項
の電磁的方法による提供の承認申請書

		※整理番号	
		(フリガナ)	
平成 年 月 日		名 称	
		〒	
税務署長殿		所 在 地	
		電 話	- -
		(フリガナ)	
		代表者氏名	ⓐ

- 第198条第2項（給与等関係）
 所得税法 第203条第4項（退職手当等関係） に規定する承認を受けたいのでこの旨申請します。
 第203条の5第4項（公的年金等関係）

電磁的方法の種類	次の1又は2の方法により提供を受けるための措置を講じています（講ずる予定です）。 1 送信者等の電子計算機と受信者等の電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて申告書情報を送信し、受信者等の電子計算機に備えられた受信者ファイルに記録する方法 2 光ディスク、磁気ディスク等をもって調製する受信者ファイルに申告書情報を記録したものを交付する方法 (注) 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。
----------	---

電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容	次の1又は2の措置を講じています（講ずる予定です）。 1 給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の受領者が申告書情報に電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を申告書情報と併せて給与等の支払者に送信すること 2 給与等の受領者が、給与等の支払者から通知を受けた識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を用いて、給与等の支払者に申告書情報を送信すること (注) 1 「講ずる予定」である場合には、その予定している時期を「その他参考事項」欄に記載してください。 2 講じている（講ずる予定の）措置が上記2に該当する場合には、その用いる識別符号（ID）の内容を「その他参考事項」欄に記載してください。 （記載例：社員番号とイニシャルを組み合わせた10桁の英数字）
---------------------------------	--

その他参考事項	
---------	--

税 理 士 署 名 押 印	ⓐ
---------------	---

（規格A4）

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿	通信日付印	年 月 日	確 認 印
-------------	----	---------	------------	-----	-----	-------	-------	----------


19. 06

(源 1 4 3 7)

改 正 後	改 正 前
<p>(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法196） ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2） ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5） <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>	<p>(213 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書)</p> <p style="text-align: center;">源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書の記載要領等</p> <p>1 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度について</p> <p>(1) 源泉徴収に関する申告書（以下「申告書」といいます。）に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例の適用を受けるに当たっては、給与等、退職手当等又は公的年金等（以下「給与等」といいます。）の源泉徴収義務者は、給与等の受領者から申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供（以下「電磁的方法による提供」といいます。）を受けるための措置を講ずる必要があります。</p> <p>(注) この特例の対象となる申告書は、次のものです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 所得税法第198条第2項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者の扶養控除等申告書（所法194） ・ 従たる給与についての扶養控除等申告書（所法196） ・ 給与所得者の配偶者特別控除申告書（所法195の2） ・ 給与所得者の保険料控除申告書（所法196） ② 所得税法第203条第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職所得の受給に関する申告書（所法203） ③ 所得税法第203条の5第4項の規定によるもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（所法203の5） <p>(2) 具体的には、源泉徴収義務者は、①給与等の受領者から「電磁的方法の種類」欄に記載する方法による提供を受けるための措置及び②電磁的方法による提供を受ける際に、給与等の受領者を特定するため、「電磁的方法により提供する者の氏名を明らかにするための措置の内容」欄に記載の措置を講ずるとともに、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、その承認を受けなければなりません。</p> <p>(注) この申請書を提出した月の翌月末日までに税務署長から承認通知又は承認しないことの決定通知がなければ、この申請書を提出した月の翌月末日に承認があったものとされます。</p> <p>(3) この特例について承認を受けていた源泉徴収義務者が、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする場合には、その旨を記載した届出書を税務署長に提出する必要があります。</p> <p>◎注意</p> <p>1 源泉徴収義務者が、次に掲げる措置を講じていない場合には、この特例の承認を受けられないことがあるほか、既に受けている承認を取り消されることがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与等の受領者が電磁的方法による提供を適正に行うことができるための措置 ② 給与等の受領者が電磁的方法による提供を行う際に、源泉徴収義務者においてその者を特定することができるための措置 ③ 申告書に記載すべき事項について電子計算機の映像面への表示及び書面への出力をするための措置 <p>2 給与等の受領者は、電磁的方法による提供を行う場合であっても、申告書に添付すべき証明書類については、書面による提出又は提示が必要です。</p> <p>2 各欄の記載方法</p> <p>(1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、申請者の名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。</p> <p>ただし、この申請の対象とする事務所等の所在地が申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この申請の対象とする事務所等の所在地を記載してください。</p> <p>(注) この場合「その他参考事項」欄に申請者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地を記載してください。</p> <p>(2) 本文には、承認を受けようとする特例の該当条文中、それぞれ「レ」印を付けてください。</p> <p>(3) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。</p> <p>(4) 「※」欄は、記載しないでください。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。</p>

(214 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 氏名又は名称		
	住所又は所在地	〒	
	電話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	◎	
	<input type="checkbox"/> 第198条第2項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第203条第4項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第203条の5第4項 (公的年金等関係)		
この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
		年 月 日	確認 印

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第198条第2項、第203条第4項又は第203条の5第4項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。


(届出書の書き方)

- 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(規格 A 4)

(214 源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書)

源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の
電磁的方法による提供の取りやめに関する届出書

		※整理番号	
平成 年 月 日	(フリガナ) 名 称		
	所 在 地	〒	
	電 話	- -	
税務署長殿	(フリガナ) 代表者氏名	◎	
	<input type="checkbox"/> 第198条第2項 (給与等関係) <input type="checkbox"/> 第203条第4項 (退職手当等関係) の規定の適用を受けることを取りやめたいので <input type="checkbox"/> 第203条の5第4項 (公的年金等関係)		
この旨届け出ます。			
承認年月日	年 月 日 (承認申請書の提出年月日 年 月 日)		
参考事項			
税理士署名押印		◎	
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号
	入力	名簿	通信日付印
		年 月 日	確認 印

(注意事項)

- この届出書は、源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供について承認を受けている者(所得税法第198条第2項、第203条第4項又は第203条の5第4項)が、これらの規定の適用を受けることをやめようとする場合に使用します。
- この届出書を提出した場合には、その提出した日において承認の効力が失われます。

(届出書の書き方)

- 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の名称、住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の所在地を記載してください。
- 本文には、届出の対象とする特例の該当条文中に、それぞれ「レ」印を付してください。
- 「承認年月日」欄には、「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認通知書」を受理している場合にはその通知書に記載されている年月日を、それ以外の場合には承認申請書を提出した日の属する月の翌月末日を記載してください。また、括弧内には、承認申請書の提出年月日を記載してください。
- 「参考事項」欄には、電磁的方法による提供を受けることをやめようとする理由及び参考となるべき事項を記載してください。
- 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 「※」欄は、記載しないでください。
- 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(規格 A 4)

平成 年 年 月 日提出

平 成 年 分 年 末 調 整 に よ る 不 足 額 徴 収 繰 延 承 認 申 請 書 (連記式)

平成 年 月 日提出

税務署長殿		給与等の 支払者	住所又は所在地 〒		
			氏名又は名称	◎	

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

一 連 番 号	徴収繰延承認申請者					給与の最 終支払月 中に支払 われる給 与 A	Aに對する 法第183 条第1項 の規定に よる不足 額 B	年末調整 による不 足額 C	給与の最 終支払月 中に支払 われる税 引手取額 (A-B-C) D	給与の最 終支払月 までの税 引手取額 の平均月 割額 E	平均月割 額の7割 相当額 (E×70%) F	平均月割 額の7割 と最終支 払月の手 取額との 差額 (F-D) G	年末調整 による不 足額のうち その年 徴収すべ き不足額 (C-G) H	徴収繰延を受けよう とする額とその月別 徴収額 C又は(C-H)の1/2		備 考
	所属課 名	申 請 日	住 所	氏 名	印									承認額	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	

税務士署名押印 ◎

※ 税 務 理 署 欄	起案	・	・	決 裁 印	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	(却下の理由)	既 未 済 欄	整 理 簿	通 知 書
	決裁	・	・									
	施行	・	・									
	処理	承認	却下									

14.07改正

(源1406-1)

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下) 通知書と複写により記載してください。(規格A4)

平成 年 年 月 日提出

平 成 年 分 年 末 調 整 に よ る 不 足 額 徴 収 繰 延 承 認 申 請 書 (連記式)

平成 年 月 日提出

税務署長殿		給与等の 支払者	住所又は所在地 〒		
			氏名又は名称	◎	

所得税法第192条第2項の規定により年末調整による不足額の徴収繰延承認を申請します。

一 連 番 号	徴収繰延承認申請者					給与の最 終支払月 中に支払 われる給 与 A	Aに對する 源泉徴 収税額 B	年末調整 による不 足額 C	給与の最 終支払月 中に支払 われる税 引手取額 (A-B-C) D	給与の最 終支払月 までの税 引手取額 の平均月 割額 E	平均月割 額の7割 相当額 (E×70%) F	平均月割 額の7割 と最終支 払月の手 取額との 差額 (F-D) G	年末調整 による不 足額のうち その年 徴収すべ き不足額 (C-G) H	徴収繰延を受けよう とする額とその月別 徴収額 C又は(C-H)の1/2		備 考
	所属課 名	申 請 日	住 所	氏 名	印									承認額	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	

税務士署名押印 ◎

※ 税 務 理 署 欄	起案	・	・	決 裁 印	署 長	副 署 長	統 括 官	担 当 者	(却下の理由)	既 未 済 欄	整 理 簿	通 知 書
	決裁	・	・									
	施行	・	・									
	処理	承認	却下									

24.12改正

(源1406-1)

※ 網掛けの箇所は、年末調整による不足額徴収繰延承認(却下) 通知書と複写により記載してください。(規格A4)

改 正 後

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「復興財確法」といいます。）第28条第2項の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
 - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
 - (2) 「Aに対する源泉徴収税額」欄には、給与の最終支払月中に支払われる給与から所得税法第183条第1項及び復興財確法第28条第1項の規定により徴収される税額を記載します。
 - (3) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除して得た金額を記載します。
 - (4) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
 - (5) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
 - (6) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (7) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

改 正 前

(218 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書の記載要領等

- 1 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けられる人は、給与の最終支払月中に支払われる税引手取額が給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額の7割相当額に満たない人です。
- 2 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人は、この申請書を「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」と複写により作成の上、最後に給与の支払を受ける日の前日までに、年末調整を行う給与の支払者を經由して給与の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 年末調整による不足額の徴収繰延べを受けようとする人については、その年最後の給与に対する所得税法第185条又は第186条の規定による徴収税額の計算を省略することなく年末調整をしなければなりません。
- 4 徴収繰延べの承認を受けた人の源泉徴収簿には、その「摘要」欄に税務署長の承認月日、承認番号等を記載して徴収猶予の事績を明らかにしておいてください。
- 5 各欄の記載方法
 - (1) 「給与の最終支払月中に支払われる給与」欄には、その年最後の給与の支払をする日の属する月中に支払われる給与の総額（その年最終の給与の支払をする日の属する月中に普通給与と賞与があるときは、その合計額）を記載します。
（ 追 加 ）
 - (2) 「給与の最終支払月の前月までの税引手取額の平均月割額」欄には、その年1月から給与の最終支払月の前月までの間に支払われた給与の総額から、当該給与について徴収された税額の総額を控除した残額を、当該給与の支払月数で除して得た金額を記載します。
 - (3) 「年末調整による不足額のうちその年徴収すべき不足額」欄には、「年末調整による不足額」欄の金額が「承認額」欄の金額を超えるときに限り記載します。
 - (4) 「徴収繰延を受けようとする額とその月別徴収額」欄の「1月」、「2月」欄に記載する金額は、「年末調整による不足額」欄の金額を2分の1して求めますが、年末調整による不足額のうち、その年徴収された不足額があった人については、年末調整による不足額のうちその年徴収された不足額を控除した残額を2分の1して求め、それぞれ「1月」、「2月」欄に記載します。
なお、2分の1の計算に当たって生じた端数は、全て1月に徴収する金額とします。
 - (5) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (6) 「※」欄は、記載しないでください。
- 6 留意事項
 - 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書																
給与等の支払者				住所又は所在地		〒										
				氏名又は名称		殿										
一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する 法第183条 第1項の規 定により徴 収される税 額 B	年末調整に よる不足額 C	給与の最終 支払月中に 支払われる 税引手取額 D (A-B-C)	給与の最終 支払月の前 月までの税 引手取額の 平均月額額 E	平均月額額 の7割相当 額 F (E×70%)	平均月額額 の7割と最 終支払月の 手取額との 差額 G (F-D)	年末調整に よる不足額 のうちその 年徴収すべ き不足額 H (C-G)	徴収繰延を受けよう とする額とその月別 徴収額 C又は(C-H)の1/2	備 考	
	所属 部課 名	申 請 日	住 所	氏 名	印											
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。										(追 加)						
平成 年 月 日										税 務 署 長						

(規格 A 4)

17.03 改正

(源 1406-2)

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

平成 年分年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書																
給与等の支払者				住所又は所在地		〒										
				氏名又は名称		殿										
一連番号	徴収繰延承認申請者					給与の最終支払月中に支払われる給与 A	Aに対する 源泉徴収税 額 B	年末調整に よる不足額 C	給与の最終 支払月中に 支払われる 税引手取額 D (A-B-C)	給与の最終 支払月の前 月までの税 引手取額の 平均月額額 E	平均月額額 の7割相当 額 F (E×70%)	平均月額額 の7割と最 終支払月の 手取額との 差額 G (F-D)	年末調整に よる不足額 のうちその 年徴収すべ き不足額 H (C-G)	徴収繰延を受けよう とする額とその月別 徴収額 C又は(C-H)の1/2	備 考	
	所属 部課 名	申 請 日	住 所	氏 名	印											
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
														承認額	円	
														1月	円	
														2月	円	
上記の者から平成 年 月 日に提出された年末調整による不足額の徴収繰延承認の申請は、承認（却下）しましたから通知します。										(処分の理由)						
平成 年 月 日										税 務 署 長						

(規格 A 4)

24.12 改正

(源 1406-2)

改 正 後

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を抹消する。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、「承認」又は「却下」の字句を抹消する。
処 分 の 理 由	申請に係る事項について申請のとおり承認する場合には「(処分の理由)」の字句を抹消し、申請に係る事項について却下する場合には却下の理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(219 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書)

年末調整による不足額徴収繰延承認申請書
 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

1 使用目的

「年末調整による不足額徴収繰延承認申請書」(源 1406-1) は、年末調整による不足額の徴収繰延へについて承認又は却下の決裁を受ける際に使用する。

また、「年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書」(源 1406-2) は、源泉徴収義務者に承認又は却下の内容を通知する際に使用する。

2 記載要領

(1) 年末調整による不足額徴収繰延承認申請書

項 目	記 載 要 領
税 務 署 処 理 欄 (処 理)	決裁を受けた際に以下の項目を記載するとともに、決裁結果に応じて「承認」又は「却下」を○で囲む。 ① 起案年月日 ② 決裁年月日 ③ 施行年月日 ④ 承認申請を却下した場合の却下理由

(2) 年末調整による不足額徴収繰延承認（却下）通知書

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 通 知 文 の 「承認（却下）」の文言	決裁結果に応じて、承認又は却下の字句を抹消する。
(追 加)	(追 加)
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書を承認申請の却下を使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、以下に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(処分の理由)

24.12 改正

(源 1 4 0 9)

(規格 A 4)

改 正 前

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

貴互助会から平成 年 月 日付でされた職員の相互扶助制度に関する承認申請については、次に掲げる理由により、その制度が所得税法施行令第 208 条第 2 号に掲げる要件に該当しないので、これを却下します。

(理由)

17.03 改正

(源 1 4 0 9)

(規格 A 4)

改 正 後

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源1408)及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源1409)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「(処分の理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(222 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書
地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の承認通知書」(源1408)及び「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請の却下通知書」(源1409)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請について、申請者に承認又は却下の通知を行う際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認申請書の提出年月日を記入する。
(却下通知書の)「(理由)」欄	承認を受けるために必要な要件を欠くと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認通知を行う場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(223 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
	[Blank Box]	
	[Blank Box]	
[Blank Box]		殿

税 務 署 長
財務事務官

④

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、以下の理由により、その制度が
所得税法施行令第208条第2号に掲げる要件に該当しないこととなったので、平成 年
月 日以後これを取り消します。

(処分の理由)

24. 12 改正

(源 1 4 1 0 - 2)

(規格 A 4)

改正前

(223 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
	[Blank Box]	
	[Blank Box]	
[Blank Box]		殿

税 務 署 長
財務事務官

④

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

貴互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認は、次の理由により、その制度が
所得税法施行令第208条第2号に掲げる要件に該当しないこととなったので、平成
年 月 日以後これを取り消します。

(理由)

17. 03 改正

(源 1 4 1 0 - 2)

(規格 A 4)

改 正 後

(223 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書(源 1410-2) (以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消の施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
(処 分 の 理 由)	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(223 地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書)

地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消通知書(源 1410-2) (以下「通知書」という。)は、地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認について、申請者に当該承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消の施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
(理 由)	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(227 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名		第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特定退職金共済団体に関する 承認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承認 申請については、以下の理由により、 の退職金共済規程が
変更承認 申請については、次の理由により、 の退職金共済規程が
所得税法施行令第73条第1項及び第2項に規定する要件に該当しないので、これを
却下します。

(処分の理由)

24. 12 改正

(源 1 4 1 4)

(規格 A 4)

改 正 前

(227 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名		第 号
		平成 年 月 日
		殿

税 務 署 長
財 務 事 務 官

㊟

特定退職金共済団体に関する 承認 申請の却下通知書
変 更 承 認

から平成 年 月 日付でされた特定退職金共済団体に関する
承認 申請については、次の理由により、 の退職金共済規程が
変更承認 申請については、次の理由により、 の退職金共済規程が
所得税法施行令第73条第1項及び第2項に規定する要件に該当しないので、これを
却下します。

(理由)

21. 06 改正

(源 1 4 1 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(227 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書(源 1413)及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書(源 1414)は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
処 分 の 理 由	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(227 特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書)

特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書
特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認通知書(源 1413)及び「特定退職金共済団体に関する承認・変更承認申請の却下通知書(源 1414)は、特定退職金共済団体に関する承認申請又は変更承認申請に対して、申請者に承認又は却下の旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標題及び本文の「承認 変更承認」	その承認の種類に応じて不要な字句を抹消する。
本文の空白欄	その申請者の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	特定退職金共済団体に関する承認申請書又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請書の提出年月日を記入する。
該 当 条 項	申請者が一般社団法人又は一般財団法人以外の場合には、「及び第2項」の部分を抹消する。
(理 由)	特定退職金共済団体に関する承認申請又は特定退職金共済団体に関する変更承認申請を却下した理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 なお、承認・変更承認通知の場合は、教示文を送付しない。

3 送付に当たっての留意事項

却下通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記
法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(228 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
	[]	
	[]	
[]		殿
<p style="text-align: center;">税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書</p>		
<p>の特定共済団体に関する承認は、<u>以下</u>の理由により平成 年 月 日以後これを取消します。</p> <p>(<u>処分</u>の理由)</p>		

24.12改正

(源1415-2)

(規格A4)

改正前

(228 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

所在地 名称 代表者名	第 号	平成 年 月 日
	[]	
	[]	
[]		殿
<p style="text-align: center;">税 務 署 長 財務事務官</p> <p style="text-align: right;">④</p>		
<p>特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書</p>		
<p>の特定共済団体に関する承認は、<u>次</u>の理由により平成 年 月 日以後これを取消します。</p> <p>(理由)</p>		

17.03改正

(源1415-2)

(規格A4)

改 正 後

(228 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(源 1415-2) (以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の空白欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
処 分 の 理 由	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(228 特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書)

特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書

1 使用目的

「特定退職金共済団体に関する承認の取消通知書」(源 1415-2) (以下「通知書」という。)は、特定退職金共済団体に関する承認について、申請者へ承認を取り消した旨を通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の空白欄	団体の態様に応じて「貴会」、「貴会議所」のように記入する。
本文の「平成 年月 日以後」の空白欄	地方公共団体の互助会が行う職員の相互扶助制度に関する承認の取消しの施行年月日(通知書の右上の日付)を記入する。
(理 由)	承認を受けるために必要な要件を欠くに至ったと認められる事実を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

4 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改正後

(229 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

税務署長 殿 年 月 日提出

〒 氏名 氏名
(居所) (居所) 職業 電話() -

この欄には書かないでください。

索引番号

平成 年分 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損害額 (A×被害割合) B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額 (B-C) D	損害割合 (D/A) E
		住宅 家財					%
							%

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除額 C	所得金額 (A-B-C)
			円	円	円	円
合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)						

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

徴収猶予期間 還付を受けようとする額

イ 銀行等 銀行 本店・本所
金庫・組合 出張所
農協・漁協 支店・支所

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号

ハ 郵便局等窓口

※ 還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日 平成 年 月 日

今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額 (内訳は別紙のとおり) 円

上の税額の納付先税務署長 税務署長

(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 _____

平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名称 _____

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	署名	副署名	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
							年 月 日	

調査事項

区分	災害直前の価額	損害額	補てん金額	差引損害額	損害割合 (摘要)
住宅	円	円	円	円	%
家財					

処理区分

還付	承認・却下 (還付税額)	却下事由
徴収猶予	承認・却下 (猶予税額)	承認・却下 (猶予税額) 全額・半額

24. 12改正

(規格 A 4)

改正前

(229 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等）

税務署長 殿 年 月 日提出

〒 氏名 氏名
(居所) (居所) 職業 電話() -

この欄には書かないでください。

索引番号

平成 年分 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等

1 被害の状況 (あなたが受けた被害の状況を、次の欄に書き入れてください。なお、①及び②の損害割合が50%未満のときは提出できません。)

災害の原因	被害を受けた日	被災財産の所在地	被災直前の価額 A	損害額 (A×被害割合) B	保険金などで補てんされる金額 C	差引損害額 (B-C) D	損害割合 (D/A) E
		住宅 家財					%
							%

2 所得の見積額 (あなたの今年の所得の見積額を、次の欄に書き入れてください。なお、③の金額が1,000万円を超えるときは提出できません。)

所得の種類	種目	所得の生ずる場所	収入金額 A	必要経費等 B	事業専従者控除額 C	所得金額 (A-B-C)
			円	円	円	円
合 計 (租税特別措置法の規定により分離課税となる利子所得及び一定の配当所得などは除きます。)						

3 徴収猶予期間又は還付金額等 (あなたが徴収猶予又は還付を受けようとする給与等、公的年金等、報酬等の別及びその支払者の名称並びに徴収猶予を受けようとする期間又は還付を受けようとする金額を書き入れてください。)

給与等、公的年金等、報酬等の別	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の名称	給与等、公的年金等、報酬等の支払者の所在地

徴収猶予期間 還付を受けようとする額

イ 銀行等 銀行 本店・本所
金庫・組合 出張所
農協・漁協 支店・支所

ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号

ハ 郵便局等窓口

※ 還付される税金の受取場所を右記に書き入れてください。

4 支払者の証明 (あなたが給与等又は公的年金等について徴収された税額の還付を受けようとする場合には、次の欄に給与等又は公的年金等の支払者の証明を受けてください。)

給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け付けた日 平成 年 月 日

今年の1月からこの申請書を受け付けた日までの間に、申請者に支払った給与等又は公的年金等から徴収した税額 (内訳は別紙のとおり) 円

上の税額の納付先税務署長 税務署長

(支払者の証明) 上記のとおり相違ありません。 所在地 _____

平成 年 月 日 給与等又は公的年金等の支払者の 名称 _____

※ 税務署処理欄 (この欄には書かないでください。)

起案	署名	副署名	統括官	担当者	整理簿	管理部門	通信日付印	確認印
							年 月 日	

調査事項

区分	災害直前の価額	損害額	補てん金額	差引損害額	損害割合 (摘要)
住宅	円	円	円	円	%
家財					

処理区分

還付	承認・却下 (還付税額)	却下事由
徴収猶予	承認・却下 (猶予税額)	承認・却下 (猶予税額) 全額・半額

20. 06改正

(規格 A 4)

改 正 後

(229 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は
災害（注1）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注2）又は家財（注3）について、その価額の50%以上の損害（注4）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注5）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税及び復興特別所得税は

- (1) 給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予と還付）
- (2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税及び復興特別所得税（徴収猶予）です。

なお、(1)の給与等には日雇給与（注6）を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は

- (1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の④の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え700万円以下の場合	イ その年6月30日以前に被災した場合 被災した日から6か月間	ありません。
	ロ その年7月1日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年7月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
700万円を超え1,000万円以下の場合	ハ イ、ロの方法に加え、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることができます。	その年の徴収猶予を受けた場合には、その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証券が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証券を給与等の支払者に提示すれば、証券に記載されている猶予期間中は、源泉所得税及び復興特別所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の④の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え700万円以下の場合	イ その年6月30日以前に災害を受けた場合 被災した日から6か月間
	ロ その年7月1日以後に災害を受けた場合 被災した日からその年12月31日までの期間
700万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4 この申請書の提出先や提出期限などは

- (1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して申請者の納税地の所轄税務署長（注7）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください）
ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）
ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

- イ 給与額については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから

ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることとなりますから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者とにその旨通知されます。ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対しては、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対しては日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面4欄）に所要の記載をしたうえで、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の④又は⑤が50%以上で、⑥が1,000万円以下であるときは）、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければならないです。

7 申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、全て確定申告で税額の清算をすることになっていきます（年末調整は行うことはできません。）

(注) 「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

2 「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもありますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

4 「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください）。住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。

6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日報表丙欄より源泉徴収される給与等）をいいます。

7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の宛先人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください）。

改 正 前

(229 源泉所得税の徴収猶予・還付申請書（災免用）給与等・公的年金等・報酬等)

申請についての説明

1 この申請書を提出して、源泉所得税の徴収猶予又は還付を受けることができる人は

災害（注1）により、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の住宅（注2）又は家財（注3）について、その価額の50%以上の損害（注4）を受けた人で、かつ、被災した日において見積もったその年中の合計所得金額が1,000万円以下の人です。

なお、この徴収猶予などの措置によらないで、雑損失（注6）があることによる徴収猶予の措置を受けることもできますが、この措置についての詳細は、雑損失用の申請書の説明をご覧ください。

2 この申請書を提出して、徴収猶予又は還付を受けることができる源泉所得税は

- (1) 給与等（給料、賞与など）又は公的年金等に対する源泉所得税（徴収猶予と還付）
- (2) 所得税法第204条第1項第1号から第6号までに規定する所得（以下「報酬等」といいます。）に対する源泉所得税（徴収猶予）です。

なお、(1)の給与等には日雇給与（注6）を含みます。

3 徴収猶予又は還付の内容は

- (1) 給与等又は公的年金等の徴収猶予又は還付は、次のとおりです。

表面の④の金額	徴収を猶予される期間	還付される金額
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間	その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額
500万円を超え700万円以下の場合	イ その年6月30日以前に被災した場合 被災した日から6か月間	ありません。
	ロ その年7月1日以後に被災した場合 被災した日からその年12月31日までの期間	その年7月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された金額
700万円を超え1,000万円以下の場合	ハ イ、ロの方法に加え、被災した日からその年12月31日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等に対する税額の半額の徴収猶予を受けることができます。	この年の徴収猶予を受けた場合には、その年1月1日から被災した日までの間に支払を受けた給与等又は公的年金等について徴収された税額の半額が還付されます。
	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）	ありません。

なお、日雇給与について申請が承認されたときは、証券が交付されますから、給与等の支払を受ける際、その証券を給与等の支払者に提示すれば、証券に記載されている猶予期間中は、源泉所得税は徴収されません。

(2) 報酬等の徴収猶予は、次のとおりです。

表面の④の金額	徴収を猶予される期間
500万円以下の場合	被災した日からその年12月31日までの期間
500万円を超え700万円以下の場合	イ その年6月30日以前に災害を受けた場合 被災した日から6か月間
	ロ その年7月1日以後に災害を受けた場合 被災した日からその年12月31日までの期間
700万円を超え1,000万円以下の場合	被災した日から3か月間（その年10月1日以後に災害を受けた場合には、その日から12月31日まで）

4 この申請書の提出先や提出期限などは

- (1) この申請書の提出先は
イ 給与等又は公的年金等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、その給与等又は公的年金等の支払者を經由して申請者の納税地の所轄税務署長（注7）に（給与等又は公的年金等の支払者ごとに別業で申請してください）
ただし、日雇給与について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長に（日雇給与について還付を受けようとするときは、徴収された税額を証する書類を添付してください。）
ロ 報酬等について徴収猶予を受けようとする申請の場合は、直接、申請者の納税地の所轄税務署長にそれぞれ提出してください。

(2) この申請書の提出期限は特に定められていませんが、徴収猶予される税額は、3の徴収猶予期間内の給与等、公的年金等又は報酬等に対する税額のうち、

- イ 給与額については、この申請書を給与等又は公的年金等の支払者に提出した時後に支払を受けるものから

ただし、日雇給与については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出し、交付を受けた徴収猶予の認証の提示をして支払を受けるものから

ロ 報酬等については、この申請書を納税地の所轄税務署長に提出した時後に支払を受けるものから
それぞれ徴収猶予されることとなりますから、なるべく早く提出してください。

5 申請が承認され又は却下されたときは
それぞれ所轄税務署長から申請者と支払者とにその旨通知されます。ただし、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対しては、給与等（日雇給与を除く。）又は公的年金等の還付申請に対しては日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知並びに日雇給与の徴収猶予申請及び還付申請に対する承認、却下の通知は、支払者に通知されません。

6 給与等又は公的年金等の支払者がこの申請書を受け取ったときは
その記載内容を検討し給与等又は公的年金等の支払者証明欄（表面4欄）に所要の記載をしたうえで、申請者の納税地の所轄税務署長に提出してください（支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません。）

なお、徴収猶予の申請書を提出した人が、徴収猶予を受ける適格者であると認められるとき（表面の④又は⑤が50%以上で、⑥が1,000万円以下であるときは）、申請書が提出された日後支払う給与等又は公的年金等に対する所得税の徴収を猶予して差し支えありません。

この場合、後日税務署長から徴収猶予の却下又は申請した猶予期間と異なる猶予期間の承認の通知があったときは、それぞれその通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、追加納付しなければならないです。

7 申請者の確定申告について

この申請書を提出して給与等又は公的年金等について徴収を猶予され又は還付を受けた場合には、その徴収猶予、還付を受けた給与等又は公的年金等については、全て確定申告で税額の清算をすることになっていきます（年末調整は行うことはできません。）

(注) 「災害」には、震災、風水害等のいわゆる天災のほか、人為的災害で自分の意思によらない災害（例えば、失火による焼失）を含みます。

2 「住宅」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）が常時起居する家屋をいい、必ずしも生活の本拠である家屋であることを要しません。

したがって、同一人が同時に2以上の住宅を有することもありますが、現に起居している家屋であっても、常時起居しない別荘のようなものは住宅とはなりません。

なお、常時起居している家屋に付属する倉庫、物置等の附属建物は住宅に含まれます。

3 「家財」とは、自分（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の日常生活に通常必要とする家具、什器、衣服、書籍その他の家庭用動産をいい、書画、骨董、娯楽品等の生活に必要な程度を超えるものは含まれません。

4 「損害」額は、申請者（配偶者その他の親族でその年中の合計所得金額の見積額が基礎控除の額以下であるものを含みます。）の所有する住宅の全部又は家財について、被災時における時価により、各別に計算（個々に計算することが困難な場合は、税務署にご相談ください）。住宅又は家財の全部について支払を受けた保険金又は損害賠償金（まだ現実に支払を受けていないときは、支払を受けられる見積額）があるときは、住宅又は家財の別にしたがい、それぞれ上記について計算した金額から控除して計算します。

5 「雑損失」とは、震災、風水害、火災等の災害又は盗難若しくは横領により資産（事業用の資産や生活に通常必要でない資産は除かれます。）について受けた損害額（保険金などで補てんされた金額は除かれます。）が、その人の合計所得金額の1割を超えるときその超過額をいいます。

6 「日雇給与」とは、継続して同一の雇用主に雇用されない人が、労働した日又は時間によって算定され、かつ、労働した日において支払を受ける給与等（日報表丙欄より源泉徴収される給与等）をいいます。

7 給与等又は公的年金等の支払者の源泉所得税の納税地の所轄税務署長に提出しても構いません（この場合でも、申請書の宛先人は、申請者の納税地の所轄税務署長としてください）。

改 正 後

(230 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

住所氏名		第 号	平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官			
平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認 却下 通知書			
あなたから、平成 年 月 日付でされた平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認 却下 しましたから通知します。			
記			
承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 に対する税額の 全 額 報 酬 等 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
処 分 の 理 由			

(規格 A 4)

改 正 前

(230 源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

住所氏名		第 号	平成 年 月 日
税 務 署 長 財務事務官			
平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認 却下 通知書			
あなたから、平成 年 月 日付でされた平成 年分源泉所得税の徴収猶予・還付の申請については、下記のとおり承認 却下 しましたから通知します。			
記			
承認の内容	徴収猶予・還付	所得の種類	給与・報酬等・日雇給与
還付税額	円	徴収猶予の期間	自平成 年 月 日 至平成 年 月 日
徴収猶予税額	上記の期間内に支払を受ける給与等 公的年金等 に対する税額の 全 額 報 酬 等 半		
給与等・公的年金等・報酬等の支払者名			
却 下 の 理 由			

(規格 A 4)

改 正 後

(230 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

- 1 使用目的
源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の「承認 却下」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬等の提出年月日を記載する。
承認の内容 所得の種類 徴収猶予税額	該当項目を○で囲む。
処 分 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等その理由を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

- 3 留意事項
- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。
- 4 送付に当たっての留意事項
- この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(230 源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書)

源泉所得税の徴収猶予・還付申請の承認・却下通知書

- 1 使用目的
源泉所得税の徴収猶予・還付申請に対する処分の内容を申請者に通知する場合に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
標 題 及 び 本 文 の「承認 却下」	その処理の内容に応じて不要な文字を抹消する。
本文の「平成 年月 日付でされた」の空白欄	源泉所得税の徴収猶予・還付請求書（災免用）－給与等・公的年金等・報酬等の提出年月日を記載する。
承認の内容 所得の種類 徴収猶予税額	該当項目を○で囲む。
却 下 の 理 由	例えば、「損害額が法定額に達しないため」又は「所得金額が法定額を超過するため」等その理由を記載する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。 なお、承認する場合は、教示文を送付しない。

- 3 留意事項
- (1) 日雇給与の徴収猶予申請に対する承認は、この通知書による通知を行わずに証明書を交付する。
ただし、却下の場合は、この通知書により通知する。
- (2) この通知書は、直接申請者に送付する。
- 4 送付に当たっての留意事項
- この通知書を申請の却下に使用する場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

(231 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書)

第 号

平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第 28 条第 2 項に規定する復興特別所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、当該所得税及び復興特別所得税を徴収する必要がないことを証明する。

平成 年 月 日

税 務 署 長 ㊟

(規格 A 4)

(231 源泉所得税の徴収猶予証明書)

第 号

平成 年分源泉所得税の徴収猶予証明書

住 所

氏 名

上記の者が、平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間に支払を受ける日雇給与に対する所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税については、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定により、その徴収を猶予することとしたから、同期間中に同人に支払う日雇給与については、所得税法第 185 条第 1 項第 3 号に規定する所得税を徴収する必要がないことを証明する。

平成 年 月 日

税 務 署 長 ㊟

(規格 A 4)

(232 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書)

第 号
平成 年 月 日

住所
氏名
氏名
殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

平成 年分源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

あなたが下記の者から徴収する平成 年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税及び復興特別所得税について、同人から徴収猶予の申請があり、これに対し下記のように処理することとしましたから、承認のあった分については、「徴収を猶予する税額」欄記載の税額の徴収を猶予してください。

なお、申請が却下されたもの又は申請した猶予期間と異なる期間により承認があったものについて、すでに同人の申請に基づいて徴収を猶予している場合には、この通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、速やかに徴収して納付してください。

(注) 給与等に関して徴収猶予をした申請者については、その税額の精算は本人の確定申告によって行うこととなりますから、年末調整を行う必要はありません。

なお、確定申告をしなければならない旨本人にもご指導くださるようお願いいたします。

記

申請者	申請内容				処理内容					
	給与等、公的年金等、報酬等の別		徴収猶予、還付の別		承認、却下の別		徴収を猶予する税額			
住所 氏名	給 与	年 金	報 酬	猶 予	還 付	承 認	却 下	する期間	全 額	半 額
								(自) . .		
								(至) . .		
								(自) . .		
								(至) . .		
								(自) . .		
								(至) . .		

(注) 徴収を猶予する税額欄の「全額」及び「半額」は、徴収を猶予する期間内に支払を受ける給与等に対する税額の全額及び半額をいいます。

(規格 A 4)

(232 源泉所得税の徴収猶予に関する通知書)

第 号
平成 年 月 日

住所
氏名
氏名
殿

税 務 署 長
財務事務官

㊟

平成 年分源泉所得税の徴収猶予に関する通知書

あなたが下記の者から徴収する平成 年分給与等・公的年金等・報酬等に対する源泉所得税について、同人から徴収猶予の申請があり、これに対し下記のように処理することとしましたから、承認のあった分については、「徴収を猶予する税額」欄記載の税額の徴収を猶予してください。

なお、申請が却下されたもの又は申請した猶予期間と異なる期間により承認があったものについて、すでに同人の申請に基づいて徴収を猶予している場合には、この通知に基づいて補正し、徴収不足となった税額は、すみやかに徴収して納付してください。

(注) 給与等に関して徴収猶予をした申請者については、その税額の精算は本人の確定申告によって行うこととなりますから、年末調整を行う必要はありません。

なお、確定申告をしなければならない旨本人にもご指導くださるようお願いいたします。

記

申請者	申請内容				処理内容					
	給与等、公的年金等、報酬等の別		徴収猶予、還付の別		承認、却下の別		徴収を猶予する税額			
住所 氏名	給 与	年 金	報 酬	猶 予	還 付	承 認	却 下	する期間	全 額	半 額
								(自) . .		
								(至) . .		
								(自) . .		
								(至) . .		
								(自) . .		
								(至) . .		

(注) 徴収を猶予する税額欄の「全額」及び「半額」は、徴収を猶予する期間内に支払を受ける給与等に対する税額の全額及び半額をいいます。

(規格 A 4)

改 正 後

(232 源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書)

源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書

1 使用目的

「源泉所得税及び復興特別所得税の徴収猶予に関する通知書」(源 1420)は、源泉徴収義務者に対して徴収猶予の承認を行なった者及びその内容等について通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領						
申請内容	<table border="1"> <tr> <td>給与等、公的年金等、報酬等の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予、還付の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> </table>	給与等、公的年金等、報酬等の別	該当欄に○印を付す。	徴収猶予、還付の別	該当欄に○印を付す。		
給与等、公的年金等、報酬等の別	該当欄に○印を付す。						
徴収猶予、還付の別	該当欄に○印を付す。						
処理内容	<table border="1"> <tr> <td>承認、却下の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> <tr> <td>徴収を猶予する期間</td> <td>徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。</td> </tr> <tr> <td>徴収を猶予する税額</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> </table>	承認、却下の別	該当欄に○印を付す。	徴収を猶予する期間	徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。	徴収を猶予する税額	該当欄に○印を付す。
承認、却下の別	該当欄に○印を付す。						
徴収を猶予する期間	徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。						
徴収を猶予する税額	該当欄に○印を付す。						

改 正 前

(232 源泉所得税の徴収猶予に関する通知書)

源泉所得税の徴収猶予に関する通知書

1 使用目的

「源泉所得税の徴収猶予に関する通知書」(源 1420)は、源泉徴収義務者に対して徴収猶予の承認を行なった者及びその内容等について通知する際に使用する。

2 記載要領

項目	記載要領						
申請内容	<table border="1"> <tr> <td>給与等、公的年金等、報酬等の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> <tr> <td>徴収猶予、還付の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> </table>	給与等、公的年金等、報酬等の別	該当欄に○印を付す。	徴収猶予、還付の別	該当欄に○印を付す。		
給与等、公的年金等、報酬等の別	該当欄に○印を付す。						
徴収猶予、還付の別	該当欄に○印を付す。						
処理内容	<table border="1"> <tr> <td>承認、却下の別</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> <tr> <td>徴収を猶予する期間</td> <td>徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。</td> </tr> <tr> <td>徴収を猶予する税額</td> <td>該当欄に○印を付す。</td> </tr> </table>	承認、却下の別	該当欄に○印を付す。	徴収を猶予する期間	徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。	徴収を猶予する税額	該当欄に○印を付す。
承認、却下の別	該当欄に○印を付す。						
徴収を猶予する期間	徴収を猶予する期間 ((自)及び(至)) を記載する。						
徴収を猶予する税額	該当欄に○印を付す。						

改 正 後 改 正 前

(233 源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書)

源泉所得税及び復興特別所得税の年末調整過納額還付請求書
兼残存過納額明細書の記載要領等

- 1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。
 - (1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。
 - (2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月 1 日から起算して 2 月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。

(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月 1 日から起算して 2 月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該 2 月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。
- 2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との 3 部複写により作成し、これに**各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との 2 年分）の写しを添付**してください。
 なお、この場合には、請求書本文中の「 源泉徴収義務者（代理人）
 直接本人」の「 源泉徴収義務者（代理人）」に「レ」を付すとともに 3 枚目の委任状に押印してください。
 - (2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。）し、これに(1)と**同様の源泉徴収簿を添付**してください。
 なお、この場合には、請求書本文中の「 源泉徴収義務者（代理人）
 直接本人」の「 直接本人」に「レ」を付してください。
 - (3) 請求書本文の の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

(233 源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書)

源泉所得税の年末調整過納額還付請求書
兼残存過納額明細書の記載要領等

- 1 この請求書は、年末調整により生じた過納額を充当し又は還付する場合で、給与等の支払者に次に掲げる事由が生じたときに所轄税務署長に提出します。
 - (1) 解散、休業等の事由により給与等の支払者でなくなったこと、又は徴収すべき税額がなくなったことにより、その過納額の還付ができなくなった場合。
 - (2) 過納額を還付すべきこととなった日の属する月の翌月 1 日から起算して 2 月を経過してもなお還付すべき過納額が残っている場合。

(注) 過納額を還付すべきこととなった日の現況において、翌月 1 日から起算して 2 月を経過する日までの間に給与等の支払者において過納額の全額を還付することが困難であると認められるときは、当該 2 月を経過する日前においてもこの請求書を提出することができます。
- 2 この請求書に記載した過納額は、税務署から源泉徴収義務者（代理人）又は直接本人に還付されますから、この請求書の提出後はたとえ給与等の支払者のもとにおいて精算ができる状態となっても、給与等の支払者において還付し又は充当することはできません。
- 3 この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 請求書、国税還付金支払内訳書及び源泉徴収義務者が過納額の請求及び受領の権限の委任を受けている旨の委任状との 3 部複写により作成し、これに**各人ごとの給与所得の源泉徴収簿（過納額が生じた年分と過納額を還付する年との 2 年分）の写しを添付**してください。
 なお、この場合には、請求書本文中の「 源泉徴収義務者（代理人）
 直接本人」の「 源泉徴収義務者（代理人）」に「レ」を付すとともに 3 枚目の委任状に押印してください。
 - (2) 過納額のある人が既に退職している等のため、本人が直接還付を受けることとする場合には、それらの人についての請求書を別に作成（国税還付金支払内訳書及び委任状の作成は要しません。）し、これに(1)と**同様の源泉徴収簿を添付**してください。
 なお、この場合には、請求書本文中の「 源泉徴収義務者（代理人）
 直接本人」の「 直接本人」に「レ」を付してください。
 - (3) 請求書本文の の中には、源泉徴収義務者が過納額を還付できなくなった理由を、例えば、「徴収して納付すべき税額がなくなったため」のように記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この請求書等を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(233 源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書)

(削除)

改正前

(233 源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書)

源泉所得税の年末調整
過納額還付請求書兼残存過納額明細書

1 使用目的

提出された「源泉所得税の年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」(源 1422-1) は、残存過納額の確認の決裁を受ける際に使用する。

なお、決裁を了した請求書は、「国税還付金支払内訳書」(源 1422-2) 及び「委任状」(源 1422-3) とともに管理部門に回付する。


2 記載要領

項目	記載要領
税務署処理欄	起案年月日を記載して決裁に回付し、決裁を了した後に以下の項目を記載する。 ① 決裁年月日 ② 施行年月日 ③ 処理内容(「承認」又は「却下」を○で囲む。) ④ 却下の場合、却下する理由

改 正 後

(236 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号 _____
	(フリガナ) 氏名又は名称 _____
	住所又は所在地 _____ 電話 — — (フリガナ) 代表者氏名 _____

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。	
誤納を生じた理由	イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____	
			ハ 郵便局等窓口

誤納額の計算内容	所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日 納付先税務署
税務署			徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円	・ ・
			正当計算によるもの (B)				
			差引 (A-B)				

摘要	添付書類の写し
----	---------


税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
	決裁							年 月 日	
	施行	(摘要)							
	管理 回付								

改 正 前

(236 源泉所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税の誤納額還付請求書

 平成 年 月 日 税務署長殿	※整理番号 _____
	(フリガナ) 名 称 _____
	所 在 地 _____ 電話 — — (フリガナ) 代表者氏名 _____

源泉所得税の誤納額の還付を下記のとおり請求します。

還付を受けようとする額	円	左記の還付される税額は、下記のところで受けとります。	
誤納を生じた理由	イ 銀行等 銀行 本店・本所 金庫・組合 出張所 農協・漁協 支店・支所 預金 口座番号 _____	ロ ゆうちょ銀行の貯金口座 貯金口座の記号番号 _____	
			ハ 郵便局等窓口

誤納額の計算内容	所得の種類	年月別	区分	人員	支給金額	税額	納付年月日 納付先税務署
税務署			徴収高計算書に記載したもの (A)	人	円	円	・ ・
			正当計算によるもの (B)				
			差引 (A-B)				

摘要	添付書類の写し
----	---------

税 理 士 署 名 押 印 _____

※税務署処理欄	起案	署長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入力	通信日付印	確認印
	決裁							年 月 日	
	施行	(摘要)							
	管理 回付								

改 正 後

(236 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(236 源泉所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税の誤納額還付請求書の記載要領等

- この還付請求書は、源泉徴収義務者が、源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）の還付を受けようとするときに所轄税務署長に提出します。
- この還付請求書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）還付内容の確認等に当たり、還付を受けようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- この還付請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、請求者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この請求の対象とする事務所等の所在地が請求者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この請求の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - 「還付を受けようとする金額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(237 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 氏名又は名称	
		〒 住所又は所在地 電話 - -	
		(フリガナ) 代表者氏名	
下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。			
充当しようとする誤納額			円
給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等 <input type="checkbox"/> 賞与（役員賞与を除く。） <input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金 <input type="checkbox"/> 役員賞与		誤納を生じた理由
	納期等の区分 区 分 人 員 支給金額 税 額 納付年月日 納付先税務署		
誤納額の計算内容	徴収高計算書に記載したもの(A)		税務署
	正当計算によるもの(B)		
	差引(A-B)		
摘要	<input type="checkbox"/> 添付書類の写し 添付書類		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力
	決裁	・ ・						
	処理	・ ・	(摘要)					

24. 12改正

(源1424)

(規格A4)

改 正 前

(237 源泉所得税の誤納額充当届出書)

源泉所得税の誤納額充当届出書

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		(フリガナ) 名 称	
		〒 所 在 地 電話 - -	
		(フリガナ) 代表者氏名	
下記の金額を平成 年 月支払分の給与等から徴収して納付すべき税額に充当したいので届け出ます。			
充当しようとする給与等の誤納額			円
給与等の区分	<input type="checkbox"/> 俸給・給料等 <input type="checkbox"/> 賞与（役員賞与を除く。） <input type="checkbox"/> 日雇労働者の賃金 <input type="checkbox"/> 役員賞与		誤納を生じた理由
	納期等の区分 区 分 人 員 支給金額 税 額 納付年月日 納付先税務署		
誤納額の計算内容	徴収高計算書に記載したもの(A)		税務署
	正当計算によるもの(B)		
	差引(A-B)		
摘要	<input type="checkbox"/> 添付書類の写し 添付書類		

税 理 士 署 名 押 印

※税務署処理欄	起案	・ ・	署 長	副署長	統括官	担当者	整理簿	入 力
	決裁	・ ・						
	処理	・ ・	(摘要)					

23. 06改正

(源1424)

(規格A4)

改 正 後

(236 源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- 1 この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税及び復興特別所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 2 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 3 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- 4 この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 5 この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「氏名又は名称」、「住所又は所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (2) 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(236 源泉所得税の誤納額還付請求書)

源泉所得税の誤納額充当届出書の記載要領等

- 1 この充当届出書は、源泉徴収義務者が給与等に対する源泉所得税を納付するに当たり誤って正当税額を超えて納付した場合に、その納付額と正当税額との差額（誤納額といいます。）をその後納付する給与等に対する源泉所得税に充当しようとするときに所轄税務署長に提出します。
ただし、充当が長期間（おおむね3月以上）にわたる場合には別様式の源泉所得税の誤納額還付請求書で還付の請求をしてください。
- 2 給与所得以外の税金について誤納額を生じた場合には、別様式の誤納額還付請求書で還付を請求してください。
- 3 充当した金額は、所得税徴収高計算書の摘要欄に充当金額何円と記載してください。
- 4 この充当届出書には、誤納額が生じた事実を記載した帳簿書類の写し（例－総勘定元帳の「預り金」勘定の部分など）を添付してください。
（注）届出内容の確認等に当たり、充当をしようとする税額を納付した際の所得税徴収高計算書の写しや納付区分番号（電子納税による場合）について確認させていただく場合があります。
- 5 この充当届出書の各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の氏名若しくは名称、住所（居所）若しくは本店（主たる事務所）の所在地及び代表者の氏名を記載してください。
ただし、この届出の対象とする事務所等の所在地が届出者の住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地と異なるときは、この届出の対象とする事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (2) 「充当しようとする誤納額」欄には、「誤納額の計算内容」欄において計算した差引誤納額を記載してください。
 - (3) 「誤納を生じた理由」欄には、誤納を生じた理由を簡記してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

改正後

(240 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所	第 号	
	平成 年 月 日	
氏 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書**

貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

改正前

(240 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

住は 所居 又所	第 号	
	平成 年 月 日	
氏 名	殿	

税 務 署 長
財務事務官

Ⓢ

**芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書**

貴殿は、所得税法施行令第 323 条に規定する要件を備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書は交付できませんから通知します。

(追 加)

改 正 後

(240 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」(源1427)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	所得税法施行令第323条に規定する要件を備えていないものと認定する理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(240 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する
所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書を交付できないことの通知書」(源1427)は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付で」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書交付(追加)申請書の提出年月日を記入する。
(追 加)	(追 加)
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改正後

(242 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

住は 所居 又所		第 号
氏 名	平成 年 月 日	
殿		
税 務 署 長 財務事務官		
④		
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に 対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書		
貴殿は、以下の理由により所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととな ったものと認められますから、通知します。		
なお、平成 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知が あった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。		
<u>(処分の理由)</u>		

改正前

(242 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

住は 所居 又所		第 号
氏 名	平成 年 月 日	
殿		
税 務 署 長 財務事務官		
④		
芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に 対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書		
貴殿は、所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認めら れますから、通知します。		
なお、平成 年 月 日に交付した証明書 第 号は、この通知が あった日以後はその効力がありませんから遅滞なく当署に返還してください。		
<u>(追 加)</u>		

改 正 後

(242 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(源1430-2)(以下「通知書」という。))は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記入する。
処 分 の 理 由	<u>所得税法施行令第 323 条に規定する要件に該当しないこととなったものと認定する理由を記入する。</u>
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(242 芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書)

芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に
対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書

1 使用目的

「芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の失効通知書」(源1430-2)(以下「通知書」という。))は、芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付要件に該当しないこととなった場合に、失効した旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日に交付した証明書 第 号」の空白欄	芸能人の役務提供に関する事業を行う個人事業者に対する所得税の源泉徴収免除証明書の交付年月日及び証明書番号を記載する。
(追加)	(追加)
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記載する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記載する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(243 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付（追加）申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		法人納税地のある事務所等の名称又は氏名 所在地又は住所 (フリガナ) 代表者その他の責任者の氏名 (フリガナ) 納税管理人の氏名	① ② ③
① <input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条第3項第2項		①に規定する証明書の交付を申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 平成 年 月 日	
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社（私）は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にいたします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にいたします。			
⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得の支払者の氏名・名称 住所・所在地	支払を受ける所得の種類 見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称 所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起 案 決 裁 署 長 副 署 長 統 括 官 担 当 者 整 理 簿 処 理 内 容 交 付 ・ 不 交 付 理 欄 (摘要)	署 長 副 署 長 統 括 官 担 当 者 整 理 簿 処 理 内 容 交 付 ・ 不 交 付	通 知 書 交 付 事 績 通 知 書 交 付 事 績	交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日

24.12改正

(源1431)

(規格A4)

改 正 前

(243 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書交付（追加）申請書

 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号	
		法人納税地のある事務所等の名称 所在地 (フリガナ) 代表者その他の責任者の氏名 (フリガナ) 納税管理人の氏名	① ② ③
① <input type="checkbox"/> 所得税法第180条第1項 <input type="checkbox"/> 所得税法第214条第1項 <input type="checkbox"/> 租税特別措置法施行令第3条第3項第2項		①に規定する証明書の交付を申請します。 (当初の申請書の提出年月日) 平成 年 月 日	
②本店若しくは主たる事務所の所在地又は住所		③非居住者で国内に居所がある場合のその居所	
④法人税法に定める外国普通法人となった届出書若しくは収益事業開始届出書又は所得税法に定める開業届出書を提出した年月日		昭・平 年 月 日	
⑤会社法第933条第1項、旧商法第479条第1項、旧有限会社法第76条又は民法第49条第1項に規定する登記をした年月日		昭・平 年 月 日	
⑥支払を受ける所得が法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得に含まれる事情の概要			
⑦当社（私）は <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第304条第5号に掲げる記録を確実にいたします。 <input type="checkbox"/> 所得税法施行令第330条第6号に掲げる記録を確実にいたします。			
⑧所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合の②の事務所等に対する通知、記録等の概要			
⑨外国法人の国内において行う事業の内容が法人税法第149条又は第150条の規定による届出書の内容と異なっている場合は、その現在の事業の概要			
⑩証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者及びその支払を受ける事務所等	所得の支払者の氏名・名称 住所・所在地	支払を受ける所得の種類 見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
⑪租税特別措置法第8条に規定する外国銀行等が同法の適用を受ける場合には、その利子又は収益の分配の主たる支払者の名称及び事務所等	利子等の支払者の名称 所在地	支払を受ける見込期間	所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地
⑫証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情			
税 理 士 署 名 押 印			
※ 起 案 決 裁 署 長 副 署 長 統 括 官 担 当 者 整 理 簿 処 理 内 容 交 付 ・ 不 交 付 理 欄 (摘要)	署 長 副 署 長 統 括 官 担 当 者 整 理 簿 処 理 内 容 交 付 ・ 不 交 付	通 知 書 交 付 事 績 通 知 書 交 付 事 績	交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日
			交 付 部 数 有 効 期 限 証 明 書 番 号 交 付 年 月 日

18.06改正

(源1431)

(規格A4)

改 正 後 改 正 前

(243 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

**外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交付（追加）申請書の記載要領等**

- 1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
 - (1) 「名称又は氏名」、「所在地又は住所」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。
 - (2) 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
 - (3) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。
 - (4) 「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。
 - (5) 「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。
 - (6) 「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
 - (7) 「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第180条第1項に掲げる法人にあつては、その営業所の登記をしている必要があります。）。
なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
 - (8) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
 - (9) 「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。
 - (10) 「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。
 - イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税及び復興特別法人税又は所得税及び復興特別所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など
 - ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
 - (11) 「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。
 - (12) 「⑩」欄は、次により記載してください。
 - イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。
 - ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (13) 「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第4条第1項又は保険業法第185条第1項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。
 - (14) 「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。
 - (15) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (16) 「※」欄は、記載しないでください。
- 2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。

(243 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書交付（追加）申請書）

**外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書
交付（追加）申請書の記載要領等**

- 1 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
 - (1) 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。
 - (2) 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
 - (3) 「①」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を口内に記載してください。
 - (4) 「②」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。
 - (5) 「③」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。
 - (6) 「④」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
 - (7) 「⑤」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください（所得税法第180条第1項に掲げる法人にあつては、その営業所の登記をしている必要があります。）。
なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
 - (8) 「⑥」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
 - (9) 「⑦」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。
 - (10) 「⑧」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。
 - イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税又は所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など
 - ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
 - (11) 「⑨」欄には、「④」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。
 - (12) 「⑩」欄は、次により記載してください。
 - イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。
 - ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - (13) 「⑪」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類（銀行法第4条第1項又は保険業法第185条第1項の免許などを受けていることを証する書類の写し）を添付してください。
 - (14) 「⑫」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第180条第1項第2号若しくは第3号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第214条第1項第2号若しくは第3号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人（者）のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。
 - (15) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
 - (16) 「※」欄は、記載しないでください。
- 2 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を○で囲み、「①」及び「⑩」又は「⑪」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1に準じて記載してください。

改 正 後

(247 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

所又は 所在地住所 名称氏 又は 氏名 代表者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊦

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

貴社（殿）は、以下の理由により に規定する要件を
備えていないものと認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国法人
又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(247 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

所在地 名称 氏名 代表者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

㊦

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

貴社（殿）は、 に規定する要件を備えていないもの
と認められますので、平成 年 月 日付で申請のあった外国法人又は非居住者に対
する源泉徴収の免除証明書は交付できませんから通知します。

(追 加)

改 正 後

(247 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1434)は、外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社(殿)」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」、「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」又は「所得税法第 214 条」と記入する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付(追加)申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	<u>所得税法第 180 条、租税特別措置法施行令第 3 条の 3 又は所得税法第 214 条に規定する要件を備えていないと認定する理由を記入する。</u>
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称又は氏名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 前

(247 外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書)

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の
免除証明書を交付できないことの通知書

1 使用目的

「外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書を交付できないことの通知書」(源 1434)は、外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないため、免除証明書を交付できない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社(殿)」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「空白の箇所」	申請の種類に応じて「所得税法第 180 条」、「租税特別措置法施行令第 3 条の 3」又は「所得税法第 214 条」と記入する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書の交付(追加)申請書の提出年月日を記入する。
(追 加)	(追 加)
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。

改 正 後

(249 所得税法施行令 (第304条・第330条) に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 (第180条第1項各号・第214条第1項各号) に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ)

所又は住所 名又は氏 称名 代氏 表 者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法
第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと
の通知書

貴社 (殿) は、以下の理由により所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当し
ないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居
住者に該当しなくなったので所得税法 第180条第3項 第214条第3項 の規定に基づき通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(249 所得税法施行令 (第304条・第330条) に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 (第180条第1項各号・第214条第1項各号) に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ)

所又は住所 名又は氏 称名 代氏 表 者名		第 号
		平成 年 月 日
	殿	

税 務 署 長
財務事務官

④

所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法
第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと
の通知書

貴社 (殿) は、所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、
又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなく
なったので所得税法 第180条第3項 第214条第3項 の規定に基づき通知します。

(追 加)

改 正 後	改 正 前
<p>(249 所得税法施行令(第304条・第330条)に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法(第180条第1項各号・第214条第1項各号)に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ)</p> <p>所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法</p> <p>第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと のお知らせ</p> <p>1 使用目的</p> <p>「所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ」は、外国法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者に対し通知するために使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 不要部分を抹消する。</p> <p>(2) 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(3) 「処分の理由」には、<u>所得税法施行令第304条(第330条)に規定する要件に該当しないこととなったと認定する理由又は所得税法第180条第1項各号(第214条第1項各号)に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったと認定する理由</u>を記入する。</p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称又は氏名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>	<p>(249 所得税法施行令(第304条・第330条)に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法(第180条第1項各号・第214条第1項各号)に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ)</p> <p>所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法</p> <p>第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったこと のお知らせ</p> <p>1 使用目的</p> <p>「所得税法施行令 第304条 第330条 に規定する要件に該当しないこととなり、又は所得税法 第180条第1項各号 第214条第1項各号 に規定する外国法人若しくは非居住者に該当しなくなったことのお知らせ」は、外国法人等に対する源泉徴収の免除証明書の交付要件に該当しないこととなったことなどについて免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者に対し通知するために使用する。</p> <p>2 記載要領</p> <p>(1) 不要部分を抹消する。</p> <p>(2) 「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。</p> <p>また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)…」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>3 留意事項</p> <p>○ 法人課税信託の名称の併記</p> <p>法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者に対し、国税に関する法律に基づき税務署長等がその法人課税信託についての通知書等を送付する場合には、通知書等の「名称又は氏名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記入する。</p>

改 正 後

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

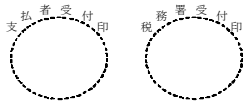
様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
For official use only

適用：有、無



配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income
Tax for Reconstruction on Dividends
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

To the District Director,
Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____

2 配当の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(電話番号 Telephone Number)
	所 在 地 Address	
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項：
Details of Payer of Dividends

(1) 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
(2) 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)：
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 (注11) Name of Nominee of Principal (Note 11)
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks) <input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust		
元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal

5 その他参考となるべき事項(注12)：
Others (Note 12)

--

改 正 前

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税の軽減・免除)

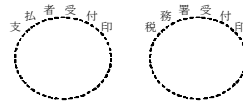
様式 1
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
For official use only

適用：有、無



配当に対する所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax on Dividends
この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

To the District Director,
Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____

2 配当の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Dividends

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の配当につき居住者として課税される 国、納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Dividends mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(電話番号 Telephone Number)
	所 在 地 Address	
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 配当の支払者に関する事項：
Details of Payer of Dividends

(1) 名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
(2) 本 店 の 所 在 地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)
(3) 発行済株式のうち議決権のある株式の数(注9) Number of voting shares issued (Note 9)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける配当で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注10)：
Details of Dividends received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 10)

元 本 の 種 類 Kind of Principal	銘 柄 又 は 名 称 Description	名 義 人 の 氏 名 又 は 名 称 (注11) Name of Nominee of Principal (Note 11)
<input type="checkbox"/> 出資・株式・基金 Shares (Stocks) <input type="checkbox"/> 株式投資信託 Stock investment trust		
元 本 の 数 量 Quantity of Principal	左 の うち 議 決 権 の 有 る 株 式 数 Of which Quantity of Voting Shares	元 本 の 取 得 年 月 日 Date of Acquisition of Principal

5 その他参考となるべき事項(注12)：
Others (Note 12)

--

改 正 後 改 正 前

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税の軽減・免除)

様式 1
FORM

様式 1
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DIVIDENDS"

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DIVIDENDS"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、配当の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」や「配当の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます。(上場株式の配当等一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。)

無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)(は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類

② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」

③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)(は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について
7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", or "Amount of Dividends" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted).

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filed with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.

② "List of the Partners of Entity (Form 16)"

③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.

④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM
7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.

3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、最初にその配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「元本の数量」や「配当の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます。(上場株式の配当等一定の配当については、既に提出した届出書に記載した配当等と異なる種類の配当等の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略できます。)

無記名の受益証券等に係る配当については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです。)

外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)(についてはのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)(については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)(は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。

なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、すべての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。

① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類

② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」

③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)(は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について
7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Quantity of Principal", or "Amount of Dividends" mentioned in column 4 (In the case of fixed dividends of listed stock, the submission of the form for transfer purposes could be omitted, when the dividends received differ from those dividends noted on the form that has already been submitted).

However, in case of Dividends from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Dividends.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State(to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filed with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.

② "List of the Partners of Entity (Form 16)"

③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.

④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM
7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)

- 9 届出書の「3」の「③」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。
- 10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。
- 11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者(配当の支払を受ける者以外の者)の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2」配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。
- 12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3②(①)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持分額の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持分額の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)
- 14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。))及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、配当の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(251 租税条約に関する届出書 (配当に対する所得税の軽減・免除)

- 9 届出書の「3」の「③」の欄には、配当の支払を受ける者が配当の支払者の議決権のある発行済株式の10%以上を所有している場合に記載してください。
- 10 届出書の「4」の各欄には、配当の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない配当について記載してください。
- 11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者(配当の支払を受ける者以外の者)の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2」配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。
- 12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3②(①)の規定に規定する組合又はその他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持分額の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持分額の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)
- 14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。))及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、配当の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

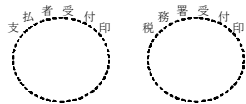
改 正 後

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 2 FORM

租税条約に関する届出書 APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(For official use only)



利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
 限度税率 %
 適用される税率
 免税 Exemption

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 , Article , para.

2 利子の支払を受ける者に関する事項：Details of Recipient of Interest

Table with 4 main sections: Individual, Corporation, Country, and Permanent establishment in Japan. Includes fields for name, address, nationality, and business details.

3 利子の支払者に関する事項：Details of Payer of Interest

Table with 3 main sections: Full name, Domicile/Place of head office, and Permanent establishment in Japan. Includes fields for name, address, and business details.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)： Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table for securities: (1) 債券に係る利子の場合：In case of Interest derived from securities. Columns: Description of Securities, Name of Nominee, Date of Acquisition, Face Value, Quantity, Due Date, Amount of Interest.

Table for other interest: (2) 債券以外のものに係る利子の場合：In case of other Interest. Columns: Content of Contract, Date of Contract, Period of Contract, Amount of Principal, Due Date, Amount of Interest.

改 正 前

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税の軽減・免除))

様式 2 FORM

租税条約に関する届出書 APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(For official use only)



利子に対する所得税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax on Interest

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

適用：有、無
 限度税率 %
 適用される税率
 免税 Exemption

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 , Article , para.

2 利子の支払を受ける者に関する事項：Details of Recipient of Interest

Table with 4 main sections: Individual, Corporation, Country, and Permanent establishment in Japan. Includes fields for name, address, nationality, and business details.

3 利子の支払者に関する事項：Details of Payer of Interest

Table with 3 main sections: Full name, Domicile/Place of head office, and Permanent establishment in Japan. Includes fields for name, address, and business details.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける利子で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)： Details of Interest received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table for securities: (1) 債券に係る利子の場合：In case of Interest derived from securities. Columns: Description of Securities, Name of Nominee, Date of Acquisition, Face Value, Quantity, Due Date, Amount of Interest.

Table for other interest: (2) 債券以外のものに係る利子の場合：In case of other Interest. Columns: Content of Contract, Date of Contract, Period of Contract, Amount of Principal, Due Date, Amount of Interest.

改 正 後 改 正 前

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ;
Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項 (注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
合計 Total		%	%	%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令 効力を生じる日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称。
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国と との間の租税条約第 条第 項 に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para. .

Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office	
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Attachment not required
特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefit Article

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税の軽減・免除))

5 その他参考となるべき事項 (注11) ;
Others (Note 11)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項 (注4) ;
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%	%
合計 Total		%	%	%	%

7 日本の税法上、届出書の「2」の団体の構成員が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等 (注5) ;
Details if, while the partner of the entity mentioned in 2 above is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)

届出書の「2」に記載した団体は、「4」の利子につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。

The entity mentioned in 2 above is taxable as a corporation regarding the interest mentioned in 4 above since the following date under the following law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above.

根拠法令 効力を生じる日
Applicable law Effective date

他の全ての構成員から通知を受けこの届出書を提出する構成員の氏名又は名称。
Full name of the partner of the entity who has been notified by all other partners and is to submit this form

私は、この届出書の「4」に記載した利子が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

利子の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Interest or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注12)
Certification of competent authority (Note 12)

私は、届出者が、日本国と との間の租税条約第 条第 項 に規定する居住者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para. .

Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office	
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 Yes
Attachment Form for Limitation on Benefits Attachment not required
特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日
Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefit Article

改 正 後 改 正 前

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税)の軽減・免除)

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税の軽減・免除)

様式 2
FORM

様式 2
FORM

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INTEREST"

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON INTEREST"

注 意 事 項

注 意 事 項

届出書の提出について

Submission of the FORM

1 この届出書は、利子に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

届出書の提出について

1 この届出書は、利子に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本を、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「額面金額」、「数量」又は「利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(公費社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略されます。
無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Interest, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Interest is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form except if the change results in an increase or decrease in the "Face Value of Securities", Quantity of Securities", or "Amount of Interest" mentioned in column 4 (In the case of the fixed interest of collective corporate bonds, the submission of the form for transfer purposes could be omitted when the interest received differs from those interest amounts noted on the form that has already been submitted).
However, in case of Interest from bearer securities, this form must be submitted in duplicate at the time of each payment of such Interest.

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです)。
① 外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けられることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form 17) (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住者以外の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed submit the application form.
① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.
② "List of the Partners of Entity (Form 16)"
③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2.
④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.
In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

届出書の記載について

Completion of the FORM

7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付けてください。

7 Applicable blocks must be checked.

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

届出書の提出について

1 この届出書は、利子に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
2 この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本を、最初にその利子の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
なお、記載事項に異動が生じた場合において、異動が生じた記載事項が届出書の「4」の「額面金額」、「数量」又は「利子の金額」の増加又は減少によるものである場合には、異動に係る届出書の提出を省略することができます(公費社債の利子等の一定の利子については、既に提出した届出書に記載した利子と異なる種類の利子の支払を受けることとなる場合においても、異動に係る届出書の提出は省略されます。
無記名の債券に係る利子については、その支払を受ける都度、この届出書を正副2通作成して利子の支払者に提出し、利子の支払者は、正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください(5において同じです)。
① 外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けられることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住者以外の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。)は、この届出書に次の書類を添付して提出してください。
なお、その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が届出書を提出しているものとみなされます。
① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
③ 「相手国団体の構成員の名簿」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類も含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

【裏面に続きます】

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

9 届出書の「4」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

10 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一利子の支払を受ける者以外の者一の名義によって所有されている場合には、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2」利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3 ㉔ ㉕の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分又は明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)

13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)&及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判断するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into item "Name of Nominee of Securities" of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 ㉔ ㉕ of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(252 租税条約に関する届出書 (利子に対する所得税の軽減・免除))

9 届出書の「4」の各欄には、利子の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない利子について記載してください。

10 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一利子の支払を受ける者以外の者一の名義によって所有されている場合には、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書の「2」利子の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3 ㉔ ㉕の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分又は明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)

13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)&及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。)
なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判断するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

9 Enter into column 4 the Interest which is not attributed to a permanent establishment in Japan of Recipient (such Interest as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into item "Name of Nominee of Securities" of column 4 the registered name of the owner of securities in question. If the registered name is different from the name of Recipient of Interest, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such security is the Recipient stated in column 2, together with its Japanese translation and why the securities are registered in a name other than that of the beneficial owners.

11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 ㉔ ㉕ of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).

13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.
In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(253 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

様式 3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

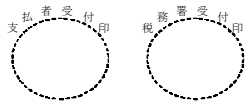
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax and Special
Income Tax for Reconstruction on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
For official use only

適用：有、無
 限度税率 %
 Applicable Tax Rate
 免 税 (注11)
 Exemption(Note 11)



税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ Article _____ para. _____

2 使用料の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
個 人 の 場 合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number) 国 Nationality 籍
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number) 設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の使用料につき居住者として課税される 国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number) 事 業 の 内 容 Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項：
Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name (事業の内容 Details of Business) 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)：
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10)：
Others (Note 10)

--

改 正 前

(253 租税条約に関する届出書 (使用料に対する所得税の軽減・免除))

様式 3
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

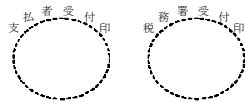
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

使用料に対する所得税の軽減・免除
Relief from Japanese Income Tax on Royalties

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

(税務署整理欄)
For official use only

適用：有、無
 限度税率 %
 Applicable Tax Rate
 免 税 (注11)
 Exemption(Note 11)



税務署長殿
To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____ Article _____ para. _____

2 使用料の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
個 人 の 場 合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number) 国 Nationality 籍
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number) 設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
下記「4」の使用料につき居住者として課税される 国及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Royalties mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number) 事 業 の 内 容 Details of Business

3 使用料の支払者に関する事項：
Details of Payer of Royalties

氏 名 又 は 名 称 Full name	
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name (事業の内容 Details of Business) 所 在 地 Address (電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける使用料で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9)：
Details of Royalties received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

使用料の内容 Description of Royalties	契約の締結年月日 Date of Contract	契約期間 Period of Contract	使用料の計算方法 Method of Computation for Royalties	使用料の支払期日 Due Date for Payment	使用料の金額 Amount of Royalties

5 その他参考となるべき事項(注10)：
Others (Note 10)

--

改正後

(253 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除）

様式 3
FORM

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FORRELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON ROYALTIES"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)、はこの届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類

② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

7 届出書の口欄には、該当する項目についてし印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。

【裏面に続きます】

改正前

(253 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税の軽減・免除）

様式 3
FORM

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FORRELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON ROYALTIES"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです。）。

① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類

② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」

③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類

④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員(その団体の居住地域の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含みます。以下同じです。)、はこの届出書に次の書類を添付して提出してください。

① 届出書の「2」の欄に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類

② 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載された構成員が届出書の「2」の団体の構成員であることを明らかにする書類

③ 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書

なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)は、届出書の「2」の欄に記載した団体のものを添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

7 届出書の口欄には、該当する項目についてし印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、使用料の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、その恒久的施設に帰せられない使用料について記載してください。

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.

② "List of the Partners of Entity (Form 16)"

③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2

④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation. Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 the Royalties which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Royalties as not accounted for in the books of the permanent establishment).

As to be proceeds from alienation of patent, copyright, etc., to which the same treatment with royalties is applicable under the provisions of the Convention, enter into column 4 the description such as the content of the contract, method of computation for the amount of payment, due date for payment and the amount of the proceeds.

【Continue on the reverse】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted. (same as for column 5)

In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:

① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.

② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"

③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.

④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.

If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and submits "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.

① Documents showing that the entity mentioned in 2 is taxable as a corporation in its residence country.

② "List of the Partners of Entity (Form 16)"

③ Documents showing that the partners mentioned in "List of the Partners of Entity (Form 16)" are partners of the entity mentioned in 2

④ The residency certification for entity of competent authority in the other country.

In this case, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) for the entity mentioned in 2.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation. Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 the Royalties which are not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Royalties as not accounted for in the books of the permanent establishment).

As to be proceeds from alienation of patent, copyright, etc., to which the same treatment with royalties is applicable under the provisions of the Convention, enter into column 4 the description such as the content of the contract, method of computation for the amount of payment, due date for payment and the amount of the proceeds.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(253 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除））

- 10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3⑥⑦の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類（届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りです。）
- なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限りです。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
- この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。
- 10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
- If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 ⑥ ⑦ of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.
- 11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
- In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.
- In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., "1, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(253 租税条約に関する届出書（使用料に対する所得税の軽減・免除））

- 10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約1995年議定書3⑥⑦の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨（組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。）、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し（組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。）、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類（届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの）及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。（平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りです。）
- なお、使用料の支払者に居住者証明書（提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。）を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき（届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限りです。）は、居住者証明書の添付を省略することができます。
- この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨（例：届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。）、②確認者の氏名（所属）、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。
- 10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.
- If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 ⑥ ⑦ of Protocol, 1995, of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.
- 11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).
- In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.
- In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., "1, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(254 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予))

様式 4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書

(税務署整理欄)
For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depository Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

(1) 外国預託証券の 受託者 Depository	名 称 Full name			
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)		
(2) 上記受託者の 副受託者 Custodian to above mentioned Depository	名 称 Full name			
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)		
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名 称 Full name			
	本店の所在地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)		
(4) 申請の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		mo.	年 day	月 yr. 日
(5) 外国預託証券に係る株式の明細 Description of the underlying shares of Foreign Depository Receipt	株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders	
(5) の 株 式 の 内 訳 Breakdown of Shares of (5)	(6) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式 Shares requiring investigation as to whether the Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners			
(9) その他参考となるべき事項 Others				

私は、この申請書の「(8)」の外国預託証券に係る株式の配当について、「(9)」の調査を行うため、「租税条約並の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けたいので申請するとともに、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby apply for the treatment mentioned in (8) above, provided in paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, with respect to Dividends payable on shares represented by the Foreign Depository Receipts, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日
外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depository or its Custodian _____

改 正 前

(254 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税の徴収の猶予))

様式 4
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 申 請 書

(税務署整理欄)
For official use only

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



外国預託証券に係る配当に対する所得税の源泉徴収の猶予
Extension of Time for Withholding of Tax on Dividends with respect to Foreign Depository Receipt

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

適用：有、無

税務署長殿
To the District Director, _____ Tax Office

(1) 外国預託証券の 受託者 Depository	名 称 Full name			
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)		
(2) 上記受託者の 副受託者 Custodian to above mentioned Depository	名 称 Full name			
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)		
(3) 配当の支払者 Payer of Dividends	名 称 Full name			
	本店の所在地 Place of head office	(電話番号 Telephone Number)		
(4) 申請の対象となる配当の支払に係る基準日 Base date of payment of dividends for application purposes		mo.	年 day	月 yr. 日
(5) 外国預託証券に係る株式の明細 Description of the underlying shares of Foreign Depository Receipt	株式の種類 Kind of Shares	株式の数量 Quantity of Shares	登録所有者数 Number of Registered Holders	
(5) の 株 式 の 内 訳 Breakdown of Shares of (5)	(6) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がある株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is applicable			
	(7) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用がない株式 Shares yielding dividends to their beneficial owners to which the Convention is not applicable			
	(8) 外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があるかどうかの調査を要する株式 Shares requiring investigation as to whether the Convention is applicable with respect to dividends there from to their beneficial owners			
(9) その他参考となるべき事項 Others				

私は、この申請書の「(8)」の外国預託証券に係る株式の配当について、「(8)」の調査を行うため、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けたいので申請するとともに、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

I hereby apply for the treatment mentioned in (8) above, provided in paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, with respect to Dividends payable on shares represented by the Foreign Depository Receipts, and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日
外国預託証券の受託者又は副受託者の署名
Signature of the Depository or its Custodian _____

改 正 後

(254 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予))

注 意 事 項

1 外国預託証券の受託者が、外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、この申請書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、その配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2 この申請書の「6」の株式に係る配当については、その配当に係る外国預託証券の真実の所有者は、別に定める様式による「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除)」(様式1)を、配当の支払者を経由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになります。

INSTRUCTIONS

1 This form is to be used by the Depository of Foreign Depositary Receipt in claiming the extension of time for withholding of tax on dividends with respect to Foreign Depositary Receipt under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions. In this case the Depository must prepare this form in duplicate and submit them to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made.

2 The beneficial owner of Foreign Depositary Receipt who receives Dividends stated in column 6 must submit the "APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION (FORM 1)" (Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Dividends) to the District Director of Tax Office through the payer of such Dividends. (See FORM 1)

改 正 前

(254 租税条約に関する申請書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税の徴収の猶予))

注 意 事 項

1 外国預託証券の受託者が、外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けようとするときは、この申請書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本を、その配当の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2 この申請書の「6」の株式に係る配当については、その配当に係る外国預託証券の真実の所有者は、別に定める様式による「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税の軽減・免除)」(様式1)を、配当の支払者を経由して、その支払者の所轄税務署長に提出することになります。

INSTRUCTIONS

1 This form is to be used by the Depository of Foreign Depositary Receipt in claiming the extension of time for withholding of tax on dividends with respect to Foreign Depositary Receipt under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions. In this case the Depository must prepare this form in duplicate and submit them to the Payer of Dividends, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Dividends is made.

2 The beneficial owner of Foreign Depositary Receipt who receives Dividends stated in column 6 must submit the "APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION (FORM 1)" (Relief from Japanese Income Tax on Dividends) to the District Director of Tax Office through the payer of such Dividends. (See FORM 1)

改

正

後

(255 租税条約に関する届出書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税及び復興特別所得税の軽減・免除))

注意事項

1 外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約並の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けた外国預託証券の受託者は、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその配当の支払に係る基準日の翌日から起算して8か月を経過した日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2 この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 「(7)」の株式について、当該株式に係る外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があることを証する登録所有者又は公認保管業者が発行した証明書

(2) 「(7)」の株式について、その適用を受ける租税条約ごとの株式の種類、数量及びその適用を受ける者の数を記載した明細書

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

INSTRUCTIONS

1 The Depository of Foreign Depository Receipt, who has obtained permission under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions must submit this form in duplicate to the District Director of Tax Office through the payer of Dividends in eight months from the day following the base date of payment of dividends for application purposes for which FORM 4 has been submitted.

2 The following documents must be attached to this Form:

(1) the certificate issued by the registered holders or authorized depositaries of the shares to ascertain that the Convention is applicable to beneficial owners of the Foreign Depository Receipts.

(2) the itemization of kind and quantity of shares, and the number of beneficial owners of such Foreign Depository Receipts prepared separately for each applicable Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改

正

前

(255 租税条約に関する届出書 (外国預託証券に係る配当に対する所得税の軽減・免除))

注意事項

1 外国預託証券に係る剰余金の配当につき「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」第3条第1項の規定の適用を受けた外国預託証券の受託者は、この届出書を正副2通作成して配当の支払者に提出し、配当の支払者は、正本をその配当の支払に係る基準日の翌日から起算して8か月を経過した日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。

2 この届出書には、次の書類を添付してください。

(1) 「(7)」の株式について、当該株式に係る外国預託証券の真実の所有者が受ける配当につき租税条約の規定の適用があることを証する登録所有者又は公認保管業者が発行した証明書

(2) 「(7)」の株式について、その適用を受ける租税条約ごとの株式の種類、数量及びその適用を受ける者の数を記載した明細書

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

INSTRUCTIONS

1 The Depository of Foreign Depository Receipt, who has obtained permission under the provisions of paragraph 1 of Article 3 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions must submit this form in duplicate to the District Director of Tax Office through the payer of Dividends in eight months from the day following the base date of payment of dividends for application purposes for which FORM 4 has been submitted.

2 The following documents must be attached to this Form:

(1) the certificate issued by the registered holders or authorized depositaries of the shares to ascertain that the Convention is applicable to beneficial owners of the Foreign Depository Receipts.

(2) the itemization of kind and quantity of shares, and the number of beneficial owners of such Foreign Depository Receipts prepared separately for each applicable Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改正後

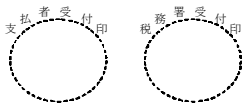
(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 6 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

適用：有、無



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除 Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 Article para.

2 対価の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Form for recipient details including name, domicile, residence in Japan, nationality, authorized period of stay, status of residence, place of head office, place where corporation was established, place where business is managed, date of opening business, taxpayer identification number, and permanent establishment in Japan.

3 対価の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Form for payer details including name, domicile, place of head office, permanent establishment in Japan, and address.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 5 columns: Description of Services rendered, Period of Services rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

改正前

(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除))

様式 6 FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄) For official use only

適用：有、無



APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除 Relief from Japanese Income Tax on Remuneration Derived from Rendering Personal Services

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 Article para.

2 対価の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Remuneration

Form for recipient details including name, domicile, residence in Japan, nationality, authorized period of stay, status of residence, place of head office, place where corporation was established, place where business is managed, date of opening business, taxpayer identification number, and permanent establishment in Japan.

3 対価の支払者に関する事項; Details of Payer of Remuneration

Form for payer details including name, domicile, place of head office, permanent establishment in Japan, and address.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9); Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

Table with 5 columns: Description of Services rendered, Period of Services rendered, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Remuneration.

改 正 後 改 正 前

(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 その他参考となるべき事項 (注10) ;
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits" 添付省略 Attachment not required
Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article" _____

(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除))

5 その他参考となるべき事項 (注10) ;
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits" 添付省略 Attachment not required
Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article" _____

改 正 後 改 正 前

(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(256 租税条約に関する届出書 (人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除))

様式 6
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第2号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
- ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- ③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- ④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraphs 2 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
- ② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
- ③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
- ④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.
8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 6
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第2号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
- ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
- ③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- ④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraphs 2 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
- ② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
- ③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
- ④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.

Also attach Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17) (including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.
8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7 FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄) (For official use only)

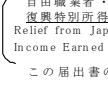
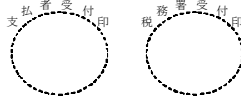
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除

Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



税務署長殿

Tax Office

To the District Director,

1 適用を受ける租税条約に関する事項;

Applicable Income Tax Convention

日本国と

The Income Tax Convention between Japan and _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項;

Details of Recipient of Salary or Remuneration

Table with recipient details: Name, Domicile, Residence in Japan, Nationality, Date of Entry, Taxpayer Identification Number, Name and Address, Business details, Previous stay status.

3 報酬・給与の支払者に関する事項;

Details of Payer of Salary or Remuneration

Table with payer details: Full name, Domicile, Business details, Name and Address.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注7);

Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

Table with payment details: Description of services, Period of services, Due date for payment, Method of payment, Amount of salary.

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項(注8);

Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

Table for other salaries/remuneration details.

改 正 前

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除))

様式 7 FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

(税務署整理欄) (For official use only)

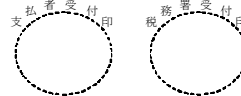
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除

Relief from Japanese Income Tax on Income Earned by Professionals, Entertainers, Sportsmen, or Temporary Visitors

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



税務署長殿

Tax Office

To the District Director,

1 適用を受ける租税条約に関する事項;

Applicable Income Tax Convention

日本国と

The Income Tax Convention between Japan and _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項

2 報酬・給与の支払を受ける者に関する事項;

Details of Recipient of Salary or Remuneration

Table with recipient details: Name, Domicile, Residence in Japan, Nationality, Date of Entry, Taxpayer Identification Number, Name and Address, Business details, Previous stay status.

3 報酬・給与の支払者に関する事項;

Details of Payer of Salary or Remuneration

Table with payer details: Full name, Domicile, Business details, Name and Address.

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・給与で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注7);

Details of Salary or Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 7)

Table with payment details: Description of services, Period of services, Due date for payment, Method of payment, Amount of salary.

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給与に関する事項(注8);

Others Salaries or Remuneration paid by Persons other than 3 above for Personal Services performed in Japan (Note 8)

Table for other salaries/remuneration details.

改 正 後

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注9) ;
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 前

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注9) ;
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・給与が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Salary etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 月 日

報酬・給与の支払を受ける者
Signature of the Recipient of Salary or Remuneration _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered	
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent			

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits 添付省略 Attachment not required
Article attached (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 月 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article

改 正 後

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 7
FORM

「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS"

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第8号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

- 報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「4」の各欄には、次により記載してください。
 - 自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ②の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。
 - 短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利益の計算上控除されないもの）について記載してください。
- 届出書の「5」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。

- 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Professionals, Entertainers, Sportsmen or Temporary Visitors * in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Salary or Remuneration provided in subparagraph 8 (i) of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention.
 - * "Temporary Visitors" means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the certain period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).
- This form must be prepared separately for each Payer of Salary, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Salary, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Salary, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

- To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 4 the following types of income:
 - For Remuneration derived by a Professional, Entertainers or Sportsmen, (other than Temporary Visitors) describe such Remuneration as shall not be attributed to a permanent establishment or a fixed base in Japan of the Recipient (such Remuneration as not accounted for in the books of the permanent establishment or a fixed base).
 - For Salary etc., derived by a Temporary Visitors, describe such Salary etc., as will not be borne by a permanent establishment or a fixed base in Japan of the employer of such Visitor (e.g. Salary etc., which is not deducted as expenses for the calculation of profit of such permanent establishment or a fixed base).
- Column 5 must be filled out in the same way as for column 4, if the Recipient is a Temporary Visitors or other person who claims the relief from the Japanese Income Tax on such Remuneration under the provisions of the Convention. (The amount of such Remuneration must be within the limit of the provisions of the Convention.)

- Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(257 租税条約に関する届出書 (自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除))

様式 7
FORM

「租税条約に関する届出書(自由職業者・芸能人・運動家・短期滞在者の報酬・給与に対する所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON INCOME EARNED BY PROFESSIONALS, ENTERTAINERS, SPORTSMEN, OR TEMPORARY VISITORS"

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、自由職業者、芸能人若しくは運動家又は日本国内における滞在が年間若しくは継続する12月の期間中183日若しくはそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）が支払を受ける所得税法第161条第8号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、報酬又は給与の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して報酬又は給与の支払者に提出し、その支払者は、正本を、最初にその報酬又は給与の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- 報酬を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「4」の各欄には、次により記載してください。
 - 自由職業者、芸能人又は運動家（それぞれ②の短期滞在者に該当する者を除く。）としての報酬については、その自由職業者、芸能人又は運動家が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合には、これらの施設に帰せられない報酬について記載してください。
 - 短期滞在者としての報酬又は給与については、その報酬又は給与の支払者が日本国内に恒久的施設又は固定的施設を有している場合には、これらの施設が負担しない報酬又は給与（これらの施設の利益の計算上控除されないもの）について記載してください。
- 届出書の「5」の欄には、短期滞在者又は当該報酬につき一定の金額を超えないことを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける自由職業者、芸能人若しくは運動家の場合には、報酬又は給与の支払者の氏名（名称）、住所（所在地）及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。

- 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Professionals, Entertainers, Sportsmen or Temporary Visitors * in claiming the relief from Japanese Income Tax on Salary or Remuneration provided in subparagraph 8 (i) of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention.
 - * "Temporary Visitors" means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the certain period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).
- This form must be prepared separately for each Payer of Salary, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Salary, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Salary, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

- To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 4 the following types of income:
 - For Remuneration derived by a Professional, Entertainers or Sportsmen, (other than Temporary Visitors) describe such Remuneration as shall not be attributed to a permanent establishment or a fixed base in Japan of the Recipient (such Remuneration as not accounted for in the books of the permanent establishment or a fixed base).
 - For Salary etc., derived by a Temporary Visitors, describe such Salary etc., as will not be borne by a permanent establishment or a fixed base in Japan of the employer of such Visitor (e.g. Salary etc., which is not deducted as expenses for the calculation of profit of such permanent establishment or a fixed base).
- Column 5 must be filled out in the same way as for column 4, if the Recipient is a Temporary Visitors or other person who claims the relief from the Japanese Income Tax on such Remuneration under the provisions of the Convention. (The amount of such Remuneration must be within the limit of the provisions of the Convention.)

- Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後 改 正 前

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除))

様式 8 FORM 租税条約に関する届出書 (税務署整理欄) (For official use only)

支払者受付印 税務署受付印

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無

様式 8 FORM 租税条約に関する届出書 (税務署整理欄) (For official use only)

支払者受付印 税務署受付印

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax on Remunerations, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Apprentices

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

適用：有、無

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項：
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名	Full name	名
日本国内における住所又は居所	Domicile or residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)
入国前の住所	Domicile before entry into Japan	(電話番号 Telephone Number)
(年齢 Age)	(国籍 Nationality)	(入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)

2 報酬・交付金等の支払を受ける者に関する事項：
Details of Recipient of Remuneration, etc.

氏名	Full name	名
日本国内における住所又は居所	Domicile or residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)
入国前の住所	Domicile before entry into Japan	(電話番号 Telephone Number)
(年齢 Age)	(国籍 Nationality)	(入国年月日 Date of Entry) (在留期間 Authorized Period of Stay) (在留資格 Status of Residence)

下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6)
Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)

(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名称 Name	所在地 Address	(電話番号 Telephone Number)
---	------------	----------------	-------------------------

下記「4」の報酬・交付金等につき居住者として課税される国及び納税地(注6)
Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration, etc., mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)

(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

日本国において教育若しくは研究を行い又は在学し若しくは訓練を受ける学校、事業所等 School or place of business in Japan where the Recipient teaches, studies or is trained	名称 Name	所在地 Address	(電話番号 Telephone Number)
---	------------	----------------	-------------------------

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項：
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名	Full name	名称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設又は固定施設の状態 Permanent establishment or fixed base in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所在地 Address	(電話番号 Telephone Number)

3 報酬・交付金等の支払者に関する事項：
Details of Payer of Remuneration, etc.

氏名	Full name	名称
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設又は固定施設の状態 Permanent establishment or fixed base in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所在地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項：
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容
Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered

4 上記「3」の支払者から支払を受ける報酬・交付金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項：
Details of Remuneration, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	契約期間 Period of Contract	報酬・交付金等の支払期日 Due Date for Payment	報酬・交付金等の支払方法 Method of Payment of Remunerations, etc.	報酬・交付金等の金額及び月額・年額の区分 Amount of Remunerations, etc. (per month, year).

報酬・交付金等の支払を受ける者の資格及び提供する役務の内容
Status of Recipient of Remuneration, etc., and the Description of Services rendered

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注7)：
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

5 上記「3」の支払者以外の者から日本国内における勤務又は人的役務の提供に関して支払を受ける報酬・給料に関する事項(注7)：
Other Remuneration, etc., paid by Persons other than 3 above for Personal Services, etc., performed in Japan (Note 7)

改 正 後

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注8) ;
Others (Note 8)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"

改 正 前

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除))

6 その他参考となるべき事項 (注8) ;
Others (Note 8)

私は、この届出書の「4」に記載した報酬・交付金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

報酬・交付金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Remuneration, etc. _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes
"Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 添付省略 Attachment not required
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 _____ 年 _____ 月 _____ 日)
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"

改 正 後 改 正 前

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(258 租税条約に関する届出書 (教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除))

様式 8
FORM

様式 8
FORM

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

「租税条約に関する届出書(教授等・留学生・事業等の修習者・交付金等の受領者の報酬・交付金等に対する所得税の免除に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON REMUNERATION, GRANTS, ETC., RECEIVED BY PROFESSORS, STUDENTS, OR BUSINESS APPRENTICES"

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON Remuneration, Grants, etc., Received by Professors, Students, or Business Trainees"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

- 1 この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
(1) 大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬
(2) ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者(以下「事業等の修習者」といいます。)として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者(以下「交付金等の受領者」といいます。)として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外から給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
(注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。

2 この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。

- (1) 留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書
(2) 事業等の修習者である場合 その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
(3) 交付金等の受領者である場合 交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「5」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名(名称)、住所(所在地)及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。

8 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
(1) Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
(2) Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, (a) Student, (b) Business trainee * or (c) Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *
* Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 The applicant must attach the following documents:

- (1) In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
(2) In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
(3) In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Column 5 must be filled out in the same way as column 4.

8 Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

届出書の提出について

- 1 この届出書は、次の報酬、交付金等に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
(1) 大学、高等学校等において教育又は研究を行う者が教育又は研究を行うことにより支払を受ける報酬
(2) ①留学生として、②事業、職業若しくは技術の修習者(以下「事業等の修習者」といいます。)として、又は③政府若しくは宗教、慈善、学術、文芸若しくは教育の団体からの主として勉学若しくは研究のための交付金、奨励金等の受領者(以下「交付金等の受領者」といいます。)として日本国内に一時的に滞在する者が、その者の生計、教育、勉学、研究若しくは訓練のために支払を受ける日本国外から給付若しくは送金、その支払を受ける交付金等又はこれらの者が日本国内に一時的に滞在して行った人的役務の提供の対価として支払を受ける給与その他の報酬
(注) 上記の「留学生」、「事業等の修習者」又は「交付金等の受領者」には、日本国政府又はその機関との取決めに基づき、専ら訓練、研究又は勉学のため日本国内に一時的に滞在する者も含まれます。

2 この届出書は、報酬、交付金等の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して報酬、交付金等の支払者に提出し、報酬、交付金等の支払者は、正本を、最初にその報酬、交付金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 報酬・交付金等の支払を受ける者が次に該当するときは、それぞれ次の書類をこの届出書に添付してください。

- (1) 留学生である場合 その者が在学する学校の発行する在学証明書
(2) 事業等の修習者である場合 その者が訓練を受ける施設又は事業所の発行する、その者が事業等の修習者であることを証明する書類
(3) 交付金等の受領者である場合 交付金等の支給者が発行する、その者が交付金等の受領者であることを証明する書類

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「5」の欄には、報酬又は給与の支払者の氏名(名称)、住所(所在地)及び提供する役務の概要、報酬又は給与の金額等を「4」の各欄に準じて記載してください。

8 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of the following incomes in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
(1) Remuneration derived by a professor or teacher who makes a temporary visit to Japan for the purpose of teaching or conducting research at an accredited university, college, etc.
(2) Gift from abroad for the purpose of maintenance, education, study, research or training the grant or award, or income from personal services performed in Japan and which is received or derived by, (a) Student, (b) Business trainee * or (c) Recipient of Grant, etc., from the governmental, religious, and * the like bodies. *
* Student, Business Apprentice or Recipient of Grant, etc., above include such a person who makes a temporary visit to Japan as a participant in a program sponsored by the Government of Japan or other governmental institution.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration, Grant, etc.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, Grant, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration, etc., is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 The applicant must attach the following documents:

- (1) In case of Student: a certificate issued by the university, etc., where he is registered as a student.
(2) In case of Business Trainee: a certificate issued by the training institution, etc., where he takes training.
(3) In case of Recipient of Grant: a certificate issued by the institution from which he receives the grant, etc.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Column 5 must be filled out in the same way as column 4.

8 Enter into column 6 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(259 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

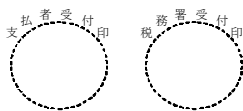
様式 9 FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax
for Reconstruction on Pensions, Annuities, etc.

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項... The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
2 年金等の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Pensions, etc.

Table with 2 columns: Name (氏), Full name, Nationality (国籍), Address (住所又は居所), Telephone Number (電話番号), Domicile or residence, Taxpayer Identification Number (納税者番号).

- 3 年金等の支払者に関する事項; Details of Payer of Pensions, etc.

Table with 2 columns: Name (名), Full name, Address (本店), Telephone Number (電話番号), Place of head office (main office), Permanent establishment in Japan (日本国内の恒久的施設), Name, Address, Telephone Number, Details of Business (事業の内容).

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: Kind of Pensions, etc., Frequency of Payments, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Each Payment. Includes sections for Pensioners (退職年金) and Annuities (保険年金).

- 5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

Blank box for other reference items (Note 6).

改 正 前

(259 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税の免除))

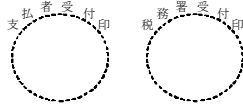
様式 9 FORM

租税条約に関する届出書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄) (For official use only)

適用：有、無



退職年金・保険年金等に対する所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax
on Pensions, Annuities, etc.

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

税務署長殿 To the District Director, Tax Office

- 1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と...との間の租税条約第...条第...項... The Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
2 年金等の支払を受ける者に関する事項; Details of Recipient of Pensions, etc.

Table with 2 columns: Name (氏), Full name, Nationality (国籍), Address (住所又は居所), Telephone Number (電話番号), Domicile or residence, Taxpayer Identification Number (納税者番号).

- 3 年金等の支払者に関する事項; Details of Payer of Pensions, etc.

Table with 2 columns: Name (名), Full name, Address (本店), Telephone Number (電話番号), Place of head office (main office), Permanent establishment in Japan (日本国内の恒久的施設), Name, Address, Telephone Number, Details of Business (事業の内容).

- 4 上記「3」の支払者から支払を受ける年金等で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Pensions, etc., received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

Table with 5 columns: Kind of Pensions, etc., Frequency of Payments, Due Date for Payment, Method of Payment, Amount of Each Payment. Includes sections for Pensioners (退職年金) and Annuities (保険年金).

- 5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

Blank box for other reference items (Note 6).

改 正 後 改 正 前

(259 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

(259 租税条約に関する届出書 (退職年金・保険年金等に対する所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した年金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約並の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc. _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
(電話番号 Telephone Number)		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :

If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required

Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、退職年金又は保険年金に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

(電話番号 Telephone Number)

※ 「Tax Agent」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :

If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required

Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 _____ 月 _____ 日

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Pensions or Annuities in claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

私は、この届出書の「4」に記載した年金等が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約並の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日

年金等の支払を受ける者の署名
Signature of the Recipient of Pensions, etc. _____

○ 代理人に関する事項 : この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。

Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税務署 Tax Office
(電話番号 Telephone Number)		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :

If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required

Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 _____ 月 _____ 日

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、退職年金又は保険年金に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、年金等の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して年金等の支払者に提出し、年金等の支払者は、正本を、最初にその年金等の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

届出書の記載について

- 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Pensions, etc., mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :

If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付 有 Yes

Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required

Date of previous submission of the application for income tax convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 _____ 月 _____ 日

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Pensions or Annuities in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Pensions, etc.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Pensions, etc., who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(260 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無



所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	籍
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

改 正 前

(260 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税の免除))

様式 10
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

(税務署整理欄)
(For official use only)

適用：有、無



所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax on Not Expressly Mentioned in the Income Tax Convention

この届出書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。
See instructions on the reverse side.

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 所得の支払を受ける者に関する事項；
Details of Recipient of Income

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	籍
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
下記「4」の所得につき居住者として課税される国及び納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Income mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)
	事 業 の 内 容 Details of Business	

3 所得の支払者に関する事項；
Details of Payer of Income

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile(residence)or Place of head office(main office)	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける所得で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；
Details of Income received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

所得の種類 Kind of Income	支払の基因となった契約等の概要 Description of contract	契約の締結年月日 Date of Contract	所得の支払期日 Due Date for Payment	所得の支払方法 Method of Payment	支払金額 Amount of Payment

5 その他参考となるべき事項(注7)；
Others (Note 7)

改 正 後

(260 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した所得が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約並の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合：
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes 添付省略 Attachment not required
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、所得税法第161条第3号から第7号まで、第9号、第11号又は第12号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

(260 租税条約に関する届出書 (所得税法第 161 条第 3 号から第 7 号まで、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に掲げる所得に対する所得税の免除))

私は、この届出書の「4」に記載した所得が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date _____ 年 月 日

所得の支払を受ける者又はその代理人の署名
Signature of the Recipient of Income or his Agent

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合：
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes 添付省略 Attachment not required
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached

注 意 事 項

届出書の提出について

- この届出書は、所得税法第161条第3号から第7号まで、第9号、第11号又は第12号に掲げる所得（租税条約に規定する配当、利子又は使用料に該当するものを除きます。）の支払を受ける者が、これらの所得に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この届出書は、所得の支払者ごとに作成してください。
- この届出書は、正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は、正本を、最初にその所得の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。
- この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

- 届出書の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるといいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書の記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

改 正 前

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to income mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税 務 署 Tax Office

※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filling a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合：
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 有 Yes 添付省略 Attachment not required
"Attachment Form for
Limitation on Benefits
Article" attached

注 意 事 項

Submission of the FORM

- This form is to be used by the Recipient of Incomes provided in subparagraphs 3 through 7, 9, 11 and 12 of Article 161 of the Income Tax Law other than those defined as dividends, interest or royalties under the provisions of the Convention in claiming the relief from Japanese income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of the above Income.
- This form must be submitted in duplicate to the Payer of Income, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of such incomes is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

- Applicable blocks must be checked.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

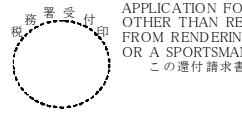
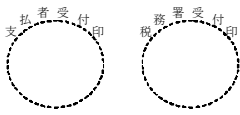
改正後

(261 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

通信目付印, 確認印, 還付金: 有、無

To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者 (所得の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana (納税者番号 Taxpayer Identification Number), 氏名 又は 名称 (注5) Full name (Note 5), 住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の口欄にレ印を付してください (注6).) Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

[] 第1号 (Subparagraph 1) に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph
[] 第3号 (Subparagraph 3)
[] 第5号 (Subparagraph 5)
[] 第7号 (Subparagraph 7)

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

¥ [] 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の口欄にレ印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to: 銀行 Bank, 支店 Branch, 預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number, 口座名義人 Name of account holder. Includes options for Japanese bank account, bank account outside Japan, and ordinary savings account at the Japan Post Bank.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

氏名 又は 名称 Full name, 住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 6 columns: (1) 所得の種類 Kind of Income, (2) 所得の支払期日 Due Date for Payment, (3) 所得の支払金額 Amount paid, (4) ③の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on ③, (5) ④の税額の納付年月日 Date of Payment of ④, (6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention, (7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6)).

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税及び復興特別所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Signature of withholding agent 印

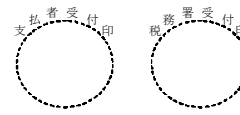
改正前

(261 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

様式 11 FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄) (For official use only)



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

通信目付印, 確認印, 還付金: 有、無

To the District Director, Tax Office
1 還付の請求をする者 (所得の支払を受ける者) に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

フリガナ Furigana (納税者番号 Taxpayer Identification Number), 氏名 又は 名称 (注5) Full name (Note 5), 住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

2 還付請求金額に関する事項; Details of Refund

(1) 還付を請求する還付金の種類; (該当する下記の条項の口欄にレ印を付してください (注6).) Kind of Refund claimed; (Check applicable block below (Note 6).)

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第15条第1項 Ministerial Ordinance of the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, paragraph 1 of Article15

[] 第1号 (Subparagraph 1) に掲げる還付金 Refund in accordance with the relevant subparagraph
[] 第3号 (Subparagraph 3)
[] 第5号 (Subparagraph 5)
[] 第7号 (Subparagraph 7)

(2) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed

¥ [] 円

(3) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の口欄にレ印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

受取希望場所 Receipt by transfer to: 銀行 Bank, 支店 Branch, 預金種類及び口座番号又は記号番号 Type of account and account number, 口座名義人 Name of account holder. Includes options for Japanese bank account, bank account outside Japan, and ordinary savings account at the Japan Post Bank.

3 支払者に関する事項; Details of Payer

氏名 又は 名称 Full name, 住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

4 源泉徴収義務者の証明事項; Items to be certified by the withholding agent

Table with 6 columns: (1) 所得の種類 Kind of Income, (2) 所得の支払期日 Due Date for Payment, (3) 所得の支払金額 Amount paid, (4) ③の支払金額から源泉徴収した税額 Withholding Tax on ③, (5) ④の税額の納付年月日 Date of Payment of ④, (6) 租税条約を適用した場合に源泉徴収すべき税額 Tax Amount to be withheld under Tax Convention, (7) 還付を受けるべき金額 Amount to be refunded ((4)-(6)).

上記の所得の支払金額につき、上記のとおり所得税を徴収し、納付したことを証明します。 I hereby certify that the tax has been withheld and paid as shown above.

Date 年 月 日 源泉徴収義務者 Signature of withholding agent 印

改 正 後

(261 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により還付の請求をする者とともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the Income of 4 above to which subparagraph of paragraph of Article of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

改 正 前

(261 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。))

私は、日本国と 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により還付の請求をする者とともに、この還付請求書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

○ 代理人に関する事項：この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent: If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	税 務 署 Tax Office

※ 「納税管理人」については、「租税条約に関する届出書」の裏面の説明を参照してください。

注 意 事 項

I N S T R U C T I O N S

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含まれます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- Subpara.1... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
- Subpara.3... 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
- Subpara.5... 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合
- Subpara.7... 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた税額について還付の請求をする場合

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 4 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.
- Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
- Subpara.5... For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
- Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

注 意 事 項

I N S T R U C T I O N S

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1～様式3、様式6～様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含まれます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。

- Subpara.1... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったこと又は免税の金額基準が設けられている租税条約の規定の適用を受ける株主等対価の支払を受けるため、その対価につき「租税条約に関する届出書」を提供できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- Subpara.3... 第1号及び第5号以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- Subpara.5... 特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、当該給与又は報酬につき源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
- Subpara.7... 租税条約の規定が遡及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

Submission of the FORM

- This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 4 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:

- Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income. Alternatively, regarding the payment of stockholder value entitled according to the benefits of the Income Tax Convention, which provides an exemption amounts standard, the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" for the value.
- Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in cases other thanSubpara.1 and Subpara.5.
- Subpara.5... For the refund of tax which was withheld at the source from wages or remuneration with which designated insurance premiums were paid or from which said premiums are deducted.
- Subpara.7... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

改 正 後

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12 FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄) For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

Table with columns for 承認 (Request Amount, Full Amount, Refund Amount) and 納付日 (Payment Date, Confirmation Seal)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と どの間の租税条約第 条第 項 The Income Tax Convention between Japan and ,Article ,para.

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Main form table with fields for Name, Address, Nationality, Place of head office, Date of opening business, Taxpayer Identification Number, and Tax Agent information.

3 還付請求金額に関する事項; Details of the refund (1) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed ¥ [] 円

(2) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の口欄にレ印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table for receiving refund options with columns for 受取希望場所 (Bank, Branch, Account Number, Name of account holder) and checkboxes for Japanese bank, foreign bank, and Japan Post Bank.

改 正 前

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12 FORM

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書

(税務署整理欄) For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

Table with columns for 承認 (Request Amount, Full Amount, Refund Amount) and 納付日 (Payment Date, Confirmation Seal)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項; Applicable Income Tax Convention 日本国と どの間の租税条約第 条第 項 The Income Tax Convention between Japan and ,Article ,para.

2 還付の請求をする者(対価の支払を受ける者)に関する事項; Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Remuneration)

Main form table with fields for Name, Address, Nationality, Place of head office, Date of opening business, Taxpayer Identification Number, and Tax Agent information.

3 還付請求金額に関する事項; Details of the refund (1) 還付を請求する金額; Amount of Refund claimed ¥ [] 円

(2) 還付金の受領場所等に関する希望; (該当する下記の口欄にレ印を付し、次の欄にその受領を希望する場所を記入してください。) Options for receiving your refund; (Check the applicable box below and enter your information in the corresponding fields.)

Table for receiving refund options with columns for 受取希望場所 (Bank, Branch, Account Number, Name of account holder) and checkboxes for Japanese bank, foreign bank, and Japan Post Bank.

改 正 後 改 正 前

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered		(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収した税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項;
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者(個人に限る。)との関係に関する事項;
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above
(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

--

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合	当該法人その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合
%	%	%	%	%

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

4 還付を請求する税額の源泉徴収をした対価の支払者に関する事項;
Details of Payer of Remuneration who withheld the Income Tax to be refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan □有(Yes), □無(No) If "Yes", explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

5 上記「4」の支払者から支払を受ける免税対象の役務提供対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項;
Details of Remuneration received from the Payer of Remuneration to which the Convention mentioned in 1 above is applicable

(1) 提 供 す る 役 務 の 概 要 Description of Services rendered		(2) 役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	
(3) 対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	(4) 対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	(5) 対 価 の 金 額 Amount of Remuneration	(6) (5)の対価から源泉徴収した税額 Amount of Withholding Tax on (5)
			円 yen

6 還付の請求をする者から報酬・給与又は対価の支払を受けるものに関する事項;
Details of Recipient of Remuneration or Salary paid by the Person claiming the refunded

氏 名 又 は 名 称 Full name		
住所 (居所) 又は本店 (主たる事務所) の所在地 Domicile (residence) or place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled		(電話番号 Telephone Number)
日本国内の恒久的施設の状態 Permanent establishment in Japan	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)

7 上記「6」の所得者に対して支払う報酬・給与又は対価に関する事項;
Details of Remuneration or Salary paid to Recipient mentioned in 6 above by the Person claiming the Refund

(1)提供する役務の概要 Description of Services exercised	(2)役務提供期間 Period of Services exercised	(3)報酬・給与又は対価の支払期日 Due Date for Payment	(4)報酬・給与又は対価の支払方法 Method of Payment	(5)報酬・給与又は対価の金額 Amount of Remuneration, etc.	(6)源泉徴収すべき税額 Amount of the Withholding Tax on (5)	(7)(6)のうち納付した税額 Amount of the Tax paid within (6)
					円 yen	円 yen

(8) 未納付の源泉徴収税額がある場合の納付に関する事項;
Details of Payment of the Unpaid Withholding Tax

A 未納付の源泉徴収税額を後日納付する予定のときは、右の納付予定年月日を記入してください。
If you pay the unpaid withholding tax later, fill out the date of payment.

納付予定年月日 the date of payment

B 未納付の源泉徴収税額にこの還付請求書による還付金を充てたいときは、次の欄に署名してください。
If you want to appropriate the refund for payment of such unpaid withholding tax, sign below.
私は、未納付の源泉徴収税額を納付せず、この還付請求書による還付金をその源泉徴収税額に充てたいと思いますので、申し出ます。
I will appropriate the refund for payment of the unpaid withholding tax, therefore hereby offer that.
還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent _____

8 還付の請求をする者が法人である場合の上記「6」の所得者(個人に限る。)との関係に関する事項;
Details of the Relation between the Corporation or other entity claiming the Refund and the Recipient (Individual) mentioned in 6 above
(1) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の支配関係がないことに関する参考事項;
Description of Facts that Corporation or other entity is not controlled directly by Recipient mentioned in 6 above

--

(2) 上記「6」の所得者による当該法人その他の団体の株式の保有割合等;
The Percentage of the shares in such corporation or other entity, etc. owned by the Recipient mentioned in 6 above

当該法人その他の団体が日本国内で取得する所得のうち上記「6」の所得者の役務提供から生ずる割合	当該法人その他の団体の総議決権のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の株式の総価額のうち上記「6」の所得者が所有する割合	当該法人その他の団体の資産のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合	当該法人その他の団体の所得のうち上記「6」の所得者が権利を有する割合
%	%	%	%	%

改 正 後 改 正 前

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

9 その他参考となるべき事項(注11):
Others (Note11)

9 その他参考となるべき事項(注11):
Others (Note11)

10 日本の税法上、請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）:

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「5」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 5 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、上記「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「5」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Act on Special Measures concerning Securing Financial Resources Necessary for Implementing Measures for Reconstruction in Response to the Great East Japan Earthquake, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 -
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

10 日本の税法上、請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者（相手国居住者に限ります。）の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等（注4）:

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「5」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 5 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、上記「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受ける上記「5」の対価について源泉徴収された税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の規定により、上記のとおり還付請求するとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the Remuneration mentioned in 5 above to which the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable, and also hereby declare that the statement on this form and attachment form is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその納税管理人の署名
Signature of the Applicant or his Tax Agent

適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 -
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

改正後

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION"

注意事項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、租税条約第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第42条第1項及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第28条第1項」の規定により徴収すべき所得税及び復興特別所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）で、その支払を受ける所得税法第161条第8号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

- この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。
※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

改正前

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

様式 12
FORM

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION"

INSTRUCTIONS

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する免税対象の役務提供対価に係る日本国の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。
- この還付請求書は、還付請求をする税額の源泉徴収された対価の支払者ごとに作成してください。
- この還付請求書は、所得税法第212条第1項又は租税特別措置法第42条第1項の規定により徴収すべき所得税を納付したことを証する書類（この還付請求書による還付金を充てたい旨の申し出を行う場合を除きます。）と還付請求書の「7」の欄に記載された事項を明らかにする契約書を添付して、還付請求書の「4」の欄に記載した対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
なお、特典条項のある租税条約の規定に基づき免除を受ける場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」も添付してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてののみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が日本国内での滞在日数が年間若しくは継続する12月の期間中183日又はそれより短い租税条約に定める一定の期間を超えない者（以下「短期滞在者」といいます。）で、その支払を受ける所得税法第161条第8号イに掲げる報酬又は給与に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

- 還付請求書の「6」の欄に記載した者が所得税法の規定に基づき所得税の源泉徴収税額が免除されている場合には、そのことを証明する書類をこの還付請求書に添付してください。

- この還付請求書による還付金を納税管理人が管理する請求者の預貯金口座への振込によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。
※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

【裏面に続きます】

Submission of the FORM

- This form is to be used by a Recipient of Remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman as prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration who withheld the tax to be refunded.
- This form must be submitted to the District Director of Tax Office where the Payer mentioned in column 4 resides, together with documentary evidence of payment made under the provisions of paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law or paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law and the details of the contract mentioned in column 7 above. (If you indicate that you wish to allocate the refund for payment of unpaid withholding tax, the documentary evidence of payment need not be attached.) In the case that you apply for exemption under the provisions of income tax convention with Limitation on Benefits Article, attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article"(Form 17).
- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.

- In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

- If the Recipient mentioned in column 6 is a Temporary Visitor* claiming exemption from Japanese Income Tax on Remuneration or Salary as provided in subparagraph 8 (a) of Article 161 of the Income Tax Law under the provisions of the Income Tax Convention, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.
* "Temporary Visitor" means a non-resident of Japan who stays in Japan for the period not exceeding the period prescribed in the Convention (183 days or less in a calendar year or in any consecutive twelve-month period).

- If Recipient mentioned in column 6 qualifies for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Law, this form must be accompanied by documentary evidence to that effect.

- An applicant who wishes to receive the refund through his own bank account managed by the Tax Agent must state this on this form.
※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of General Law for National Taxes.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 請求書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。
- 11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

Completion of the FORM

- 8 Applicable blocks must be checked.
- 9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.
- 11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(262 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書)

還付請求書の記載について

- 8 請求書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
- 9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 10 還付請求書の「6」の欄に記載する者が複数あるときは、「6」及び「7」に掲げる事項を記載した明細書をこの還付請求書に添付してください。
- 11 還付請求書の「9」の欄には、「2」、「5」及び「8」の各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

Completion of the FORM

- 8 Applicable blocks must be checked.
- 9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 10 If Recipients mentioned in column 6 are plural, the specifications described the same details in columns 6 and 7 must be attached to this form.
- 11 Enter into column 9 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

この請求書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

様式 13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る
源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

(税務署整理欄)
(For official use only)

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
- 免 税
Exemption

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項 ;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 住所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
Individual 国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
Corporation or other entity 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile(residence) or Place of head office(main office)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1 1-1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan (電話番号Telephone Number) 03(3279)1111

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 ; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 発行価額の合計額 発行価額 () × 数量 × () Total Amount of Issue Price	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 (⑤ - ⑥) × ⑧ / ⑦ Profit from Redemption corresponding to Holding Period	円 yen	円 yen	円 yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 (⑤ - ⑥) × ⑩ Amount of Tax Withheld	円 yen	円 yen	円 yen
⑬ 還付請求金額 ⑫ × ⑧ / ⑦ - (⑩ × ⑪) (免税の場合 ⑫ × ⑧ / ⑦) Amount of Tax to be Refunded (In case of Exemption)	円 yen	円 yen	円 yen

・免税の場合、⑩及び⑪の記入を要しない。 ; In case of Exemption ⑩ and ⑪ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6) ; Others (Note 6)

改 正 前

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

様式 13
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る
源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

(税務署整理欄)
(For official use only)

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)
この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

- 限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
- 免 税
Exemption

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項 ;
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 住所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
Individual 国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
Corporation or other entity 事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項 ; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	日本銀行 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile(residence) or Place of head office(main office)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1 1-1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan (電話番号Telephone Number) 03(3279)1111

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 ; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 発行価額の合計額 発行価額 () × 数量 × () Total Amount of Issue Price	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 (⑤ - ⑥) × ⑧ / ⑦ Profit from Redemption corresponding to Holding Period	円 yen	円 yen	円 yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 (⑤ - ⑥) × ⑩ Amount of Tax Withheld	円 yen	円 yen	円 yen
⑬ 還付請求金額 ⑫ × ⑧ / ⑦ - (⑩ × ⑪) (免税の場合 ⑫ × ⑧ / ⑦) Amount of Tax to be Refunded (In case of Exemption)	円 yen	円 yen	円 yen

・免税の場合、⑩及び⑪の記入を要しない。 ; In case of Exemption ⑩ and ⑪ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6) ; Others (Note 6)

改 正 後 改 正 前

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

6 当該割引債に関する証明書: Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

6 当該割引債に関する証明書: Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載 (国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date (日付) _____

Certifier (証明書) _____ 印

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale

上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載 (国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

Date (日付) _____

Certifier (証明書) _____ 印

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)。
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4)。
Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 ratio of ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
合計 Total		%	%	%

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
還付請求書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 ratio of ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention	
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%	%
合計 Total		%	%	%

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

私は、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph _____ of paragraph _____ of Article _____ of Income Tax Convention between Japan and _____ is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date _____

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent _____

8 権限ある当局の証明 (注7)
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Signature _____

8 権限ある当局の証明 (注7)
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____ に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____.

Date _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
Signature _____

○ 代理人に関する事項 : この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

○ 代理人に関する事項 : この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent : If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名 (名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所 (居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ 「Tax Agent」 means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ 「Tax Agent」 means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 :
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached 有 Yes

改正後

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

— 注 意 事 項 —

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項8の場合を除きます。)
- 注意事項7の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。
なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をもそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

— I N S T R U C T I O N S —

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to US resident members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4
- If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).
- If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.
In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改正前

(263 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用))

様式 13
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

— 注 意 事 項 —

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項8の場合を除きます。)
- 注意事項7の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。
なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)、居住者証明書の添付を省略することができます。
この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をもそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

— I N S T R U C T I O N S —

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted.
In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to US resident members that are residents of the Contracting State (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the Contracting State.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
④ The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" (including attachment) completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4
- If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).
- If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.
In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.
In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改 正 後

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

様式 14
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収
税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

(税務署整理欄)
For official use only

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING
TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
(FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT
GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿

Tax Office

To the District Director,

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)	
	国 Nationality		
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)	

3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue				
② 回号 #				
③ 償還日 Date of Maturity				
④ 取得年月日 (注6) Date of Acquisition (Note 6)				
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額 (注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額 (注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額 (買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額 (注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数 (注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合 (注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%	%
⑭ 還付請求金額 (注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

Blank box for additional information.

改 正 前

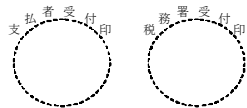
(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

様式 14
FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収
税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

(税務署整理欄)
For official use only

還付金：有、無



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING
TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES
IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION
(FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT
GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿

Tax Office

To the District Director,

1 適用を受ける租税条約に関する事項；
Applicable Income Tax Convention
日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 _____
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

限度税率 _____ %
Applicable Tax Rate
 免 税
Exemption

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項；
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Redemption of Securities)

氏 名 又 は 名 称 (注5) Full name (Note 5)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)	
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)	
	国 Nationality		
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)	

3 償還差益の支払者に関する事項；Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 称 Full name	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項；Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue				
② 回号 #				
③ 償還日 Date of Maturity				
④ 取得年月日 (注6) Date of Acquisition (Note 6)				
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額 (注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額 (注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額 (買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額 (注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数 (注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合 (注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%	%
⑭ 還付請求金額 (注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen	円 yen

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

Blank box for additional information.

改 正 後 改 正 前

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書 Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載 (国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and... is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注7)
Certification of competent authority (Note 7)
私は、請求者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
Date 年 月 日
Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, and Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached □有 Yes

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

6 当該割引債に関する証明書; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書 Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載 (銘柄・号数、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Issue, Date of Purchase, Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4);

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention. Includes a Total row.

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and... is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日
還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注14)
Certification of competent authority (Note 14)
私は、請求者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
Date 年 月 日
Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, and Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered. Includes fields for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ “Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 “Attachment Form for Limitation on Benefits Article” attached. □有 Yes

改 正 後

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

- 還付請求書の提出について
1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。) についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × ⑤ / 10,000yen
9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × ⑨ / (100 - ⑨)
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑭欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1ヵ月...0.084 5ヵ月...0.417 9ヵ月...0.75
2ヵ月...0.167 6ヵ月...0.5 10ヵ月...0.834
3ヵ月...0.25 7ヵ月...0.584 11ヵ月...0.917
4ヵ月...0.334 8ヵ月...0.667 12ヵ月...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【裏面に続きませう】

改 正 前

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

様式 14
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注 意 事 項

- 還付請求書の提出について
1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください。
外国法人であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。) についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が相手国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ その租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
④ 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × ⑤ / 10,000yen
9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × ⑨ / (100 - ⑨)
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑭欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1ヵ月...0.084 5ヵ月...0.417 9ヵ月...0.75
2ヵ月...0.167 6ヵ月...0.5 10ヵ月...0.834
3ヵ月...0.25 7ヵ月...0.584 11ヵ月...0.917
4ヵ月...0.334 8ヵ月...0.667 12ヵ月...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.

【裏面に続きませう】

【Continue on the reverse】

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

12 ㊦欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{期限後償還の場合} \quad \text{㊦} \times \text{㊩} - [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] \times \text{㊪}$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合} \quad [\text{㊦} - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

$$- [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

13 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項15の場合を除きます。)

15 注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。)、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

12 ㊦shall be calculated by the following formula ;
・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$\text{㊦} \times \text{㊩} - [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] \times \text{㊪}$$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[\text{㊦} - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

$$- [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

13 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

14 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).

15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

(264 租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用))

12 ㊦欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。

$$\text{期限後償還の場合} \quad \text{㊦} \times \text{㊩} - [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] \times \text{㊪}$$

$$\text{繰上償還・買入消却の場合} \quad [\text{㊦} - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

$$- [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

13 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項15の場合を除きます。)

15 注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。)、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

12 ㊦shall be calculated by the following formula ;
・ when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;

$$\text{㊦} \times \text{㊩} - [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] \times \text{㊪}$$

・ when redeemed or repurchased prior to maturity ;

$$[\text{㊦} - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

$$- [(\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100 - \text{㊧}}] - (\text{㊥} - \text{㊦}) \times \frac{\text{㊨}}{100}] \times \text{㊪}$$

13 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

14 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).

15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

改 正 後

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15 FORM

租税条約に関する届出書

〔 税務署整理欄 For official use only 〕

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

適用：有、無

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 Exemption

2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項： Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with 2 columns: Japanese/English labels and information fields (Full name, Domicile or residence, Nationality, Place of head office, etc.)

3 申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの(条約適用所得)に関する事項(注10): Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income)(Note10)

Table for applicable income details with columns for Japanese/English labels and tax law references.

4 「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項(注11): Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

Table for payer information with columns for Type of Income, Full name, and Domicile/residence/place of head office.

5 その他参考となるべき事項(注12): Others (Note12)

Large empty box for additional information.

改 正 前

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15 FORM

租税条約に関する届出書

〔 税務署整理欄 For official use only 〕

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION



申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除 Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax for Japanese Source Income to report

適用：有、無

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

前回提出年月日：(注6) 年 月 日 Date of Previous Submission (Note 6)

To the District Director, Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項： Applicable Income Tax Convention 日本国と The Income Tax Convention between Japan and との間の租税条約第 条第 項 Exemption

2 申告対象国内源泉所得を有する者に関する事項： Details of Recipient of Japanese Source Income to Report

Table with 2 columns: Japanese/English labels and information fields (Full name, Domicile or residence, Nationality, Place of head office, etc.)

3 申告対象国内源泉所得のうち「1」の租税条約の規定の適用を受けるもの(条約適用所得)に関する事項(注10): Details of Japanese Source Income to report to which the Convention mentioned in 1 above is applicable(Applicable Income)(Note10)

Table for applicable income details with columns for Japanese/English labels and tax law references.

4 「1」の租税条約の規定の適用を受ける条約適用所得の支払者に関する事項(注11): Details of Payer of Applicable Income to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note11)

Table for payer information with columns for Type of Income, Full name, and Domicile/residence/place of head office.

5 その他参考となるべき事項(注12): Others (Note12)

Large empty box for additional information.

改 正 後 改 正 前

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)
 (1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____; _____, Article _____, para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差引金額 (a)-(b) Balance
(_____ %)			----
(_____ %)			----
(_____ %)			----
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(_____ %)		----
合 計 Total	(100.0%)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)
 (1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____; _____, Article _____, para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び附表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date _____

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report
 ○ 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	(電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

6 「2」の外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注13);
 Details of Members of Foreign Company etc. If the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of Members of Foreign Company mentioned in 2 above (Note 13)
 (1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注14);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 14)
 (_____; _____, Article _____, para. _____)

(2) 外国法人の株主等である者の各人別の申告対象株主等所得の金額に関する事項 (注15);
 Amount of Japanese Source Income to report of respective Members (Note 15)

外国法人の株主等の氏名又は名称 Full Name of Member of Foreign Company	申告対象株主等所得の金額 (a) Amount of Japanese Source Income to report	軽減又は免除を受ける金額 (b) Amount applicable to the Relief of Convention	差引金額 (a)-(b) Balance
(_____ %)			----
(_____ %)			----
(_____ %)			----
「1」の租税条約の規定の適用を受けない申告対象株主等所得に係る外国法人の株主等 Amount not applicable to the Relief of Convention mentioned in 1 above	(_____ %)		----
合 計 Total	(100.0%)		

7 「2」の非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる部分に対して「1」の租税条約の規定が適用される場合の記載事項 (注16);
 Details of Entity etc., if the Convention mentioned in 1 above is applicable to Part of Income treated as Income of the Entity of which Non-resident or Foreign Corporation mentioned in 2 above is a Member (Note 16)
 (1) 「1」の租税条約の相手国の法令に関する事項 (注17);
 Law in the other contracting country of the convention mentioned in 1 above (Note 17)
 (_____; _____, Article _____, para. _____)

(2) 相手国団体に関する事項;
 Entity in the other contracting country

団 体 の 名 称 Name of entity	
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
設立又は組織された場所 Place where entity was established or organized	
事業が管理・支配されている場所 Place where business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
申告対象相手国団体所得の金額 Amount of income of the entity to report	

私は、この届出書の「3」に記載した申告対象国内源泉所得(「6」の②に記載した申告対象株主等所得又は「7」の②に記載した申告対象相手国団体所得)が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書及び附表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。
 In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that the provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above are applicable to the Japanese source income to report mentioned in 3 above (Japanese source income of members to report in 6(2) above or Japanese source income of entity to report in 7(2) above). I also hereby declare that the above statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

年 月 日
Date _____

申告対象国内源泉所得を有する者の署名
 Signature of the Recipient of Japanese Source Income to report
 ○ 代理人に関する事項; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of Agent; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	(電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
 ※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改 正 後 改 正 前

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの(申告対象国内源泉所得)に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書(法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り、)に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます(ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。)
法人(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条の2第5項に掲げる認定適格者等(以下、「認定適格者等」といいます。))を除きます。)、は、その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます(ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。))。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます(ただし、付表の記載事項に異動がある場合を除きます。))。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます(ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合を除きます。))。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得(条約適用所得)について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

様式 15
FORM

「租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX OR CORPORATION TAX FOR JAPANESE SOURCE INCOME TO REPORT"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条又は法人税法第138条に規定する国内源泉所得のうち、所得税法第165条又は法人税法第142条の規定の適用を受けるもの(申告対象国内源泉所得)に対する所得税又は法人税につき、特典条項のある租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。

2 この届出書は、租税条約の規定の適用を受けようとする年又は事業年度ごとに作成してください。
3 この届出書には、「特典条項に関する付表(様式17)」を添付してください。

4 この届出書は、所得税確定申告書又は法人税確定申告書若しくは法人税中間申告書(法人税法第72条第1項各号に掲げる事項を記載したものに限り、)に添付してください。
個人は、その年の前年以前2年以内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書の添付がある所得税確定申告書を提出し、その後において連続して所得税確定申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます(ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。)
法人(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第9条の2第5項に掲げる認定適格者等(以下、「認定適格者等」といいます。))を除きます。)、は、その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書の添付がある法人税確定申告書又は法人税中間申告書を提出している場合には、この届出書の添付は省略することができます(ただし、届出書の記載事項に異動がある場合は除きます。))。

5 個人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する所得税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、所得税確定申告書提出しないこととなる場合には、この届出書を、その年の翌年3月15日までに、所得税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その年の前年以前2年以内のいずれかの年分の所得税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます(ただし、付表の記載事項に異動がある場合を除きます。))。

6 法人が、その有する申告対象国内源泉所得に対する法人税につき租税条約の規定に基づき免除を受けることにより、法人税確定申告書を提出しないこととなる場合には、この届出書を、その事業年度終了の日の翌日から2月以内に、法人税の納税地の所轄税務署長に提出してください。
その事業年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度のうちいずれかの事業年度の法人税につき、この届出書を提出しているときは、「特典条項に関する付表」の添付を省略することができます(ただし、認定適格者及び付表の記載事項に異動がある場合を除きます。))。

7 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状とその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

8 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

9 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

10 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受けようとする国内源泉所得(条約適用所得)について、所得税法第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧内に簡記してください。

11 所得の支払者が3名を超える場合には、適宜の様式に記載し添付してください。
また、支払者が多数に上り、各支払者について氏名及び住所等を記載することが困難な場合には、その事情及び当該事項に代わるべき事項の詳細を、適宜の様式に記載し添付してください。

【裏面に続きます】

注 意 事 項

Submission of the FORM

1 This form is to be used to apply for reduction of or exemption from Japanese Income Tax or Japanese Corporation Tax in accordance with the provisions of the income tax convention with limitation on benefits article regarding Japanese source income stipulated in Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, to which Article 165 of the Income Tax Law or Article 142 of the Corporation Tax Law is applicable (Japanese source income to report).

2 A separate form must be prepared for each taxable year for which application of convention is sought.
3 Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" (Form17) to this form.

4 This form must be attached to the final income tax return ,final corporation tax return or interim corporation tax return (limited to one with information required by subparagraphs of paragraph 1 of Article 72 of Corporation Tax Law).
If an individual filed a final income tax return with this form for any of the 2 years preceding the applicable year and if income tax return was filed continuously for subsequent years, this form need not be attached to the final tax return for the applicable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).
If a corporation (excluding specific qualified person prescribed in paragraph 5 of Article 9-2 of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act and the Local Tax Act for the Enforcement of Income Tax Conventions(hereinafter referred to as "Specific Qualified Person")) filed a final corporation tax return or interim corporation tax return with this form for any of the taxable years starting within the 2-year-period preceding to the beginning of the applicable taxable year, this form need not be attached to the final tax return for the applicable taxable year (except for cases when there has been change in information provided in the form).

5 In case an individual will not file final individual income tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the individual would pay tax by March 15 of the year following the applicable year.
If this form was filed regarding individual income tax for either of the 2 years preceding the applicable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases when there has been change in information provided in the attachment)

6 In case a corporation will not file final corporation tax return because of application of convention to Japanese source income to report, this form must be submitted to the District Director of the Tax Office for the place where the corporation would pay tax within two months from the day following the end of the applicable taxable year.
If this form was filed regarding corporation tax for any of the taxable years beginning within the 2-year-period preceding the beginning of the applicable taxable year, the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" need not be attached (except for cases of Specific Qualified Person, and when there has been change in information provided in the attachment.)

7 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the form

8 Applicable blocks must be checked.

9 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

10 For Japanese source income to which the application of convention mentioned in 1 is sought, enter the number of the applicable subparagraph of Article 161 of the Income Tax Law or Article 138 of the Corporation Tax Law, and provide a description of income in brackets.

11 If the number of payers of income is more than three, use a separate sheet.
If payers are too numerous to provide all names and domiciles, explain the situation on a separate sheet such situation and provide appropriate details to substitute for such information.

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
恒久的施設の範囲につき、届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける場合には、その旨及びその恒久的施設の概要(在庫保管代理人、注文取得代理人、建設工事、建設工事監督など)を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第161条八号に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定(短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税)の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの(申告対象株主等所得)に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」(全ての株主等である者について記載してください。)
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表(様式17)」は、③の株主等である者のものを添付してください。

14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得(条約適用株主等所得)に係る外国法人の株主等が3名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体(相手国団体)の所得として取り扱われるもの(申告対象相手国団体所得)に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表(様式17)」は、②の相手国団体のものを添付してください。

17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the scope of permanent establishment, enter such intention and description of the permanent establishment (e.g., person who maintains a stock of merchandise, person who habitually deals with orders for contracts, construction project and supervision of construction project).
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 8 of Article 161 of the Income Tax Law (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14 Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.

15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for this entity described in ②.

17 Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(265 租税条約に関する届出書 (申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除))

12 届出書の「5」の欄には、届出書の「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める届出書の「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
恒久的施設の範囲につき、届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける場合には、その旨及びその恒久的施設の概要(在庫保管代理人、注文取得代理人、建設工事、建設工事監督など)を記載してください。
日本国内に恒久的施設を有する個人が、所得税法第161条八号に規定する国内源泉所得につき、届出書の「1」の租税条約の規定(短期滞在者免税、芸能人免税、教授等免税)の適用を受ける場合には、その旨及び在留資格、入出国年月日などを記載してください。

13 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき外国法人の株主等である者の所得として取り扱われるもの(申告対象株主等所得)に対する法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われていることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」(全ての株主等である者について記載してください。)
③ 届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る株主等である者がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表(様式17)」は、③の株主等である者のものを添付してください。

14 届出書の「2」の外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において外国法人の株主等である者の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

15 届出書の「1」の租税条約の規定の適用を受ける申告対象株主等所得(条約適用株主等所得)に係る外国法人の株主等が3名を超える場合には、各事項を適宜の様式に記載し添付してください。

16 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得のうち、届出書の「1」の租税条約の相手国においてその法令に基づき非居住者又は外国法人が構成員となっている団体(相手国団体)の所得として取り扱われるもの(申告対象相手国団体所得)に対する所得税又は法人税につき、届出書の「1」の租税条約の規定に基づき軽減又は免除を受ける場合に記載します。
その場合には、次の書類を添付してください。
① 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われていることを明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含みます。)
② 届出書の「2」の非居住者又は外国法人が届出書の「1」の租税条約の規定の適用に係る相手国団体の構成員であることを明らかにする書類
なお、この場合、「特典条項に関する付表(様式17)」は、②の相手国団体のものを添付してください。

17 届出書の「2」の非居住者又は外国法人の有する申告対象国内源泉所得が届出書の「1」の租税条約の相手国において非居住者又は外国法人が構成員となっている相手国団体の所得として取り扱われる根拠となっている相手国の法令の条項を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

12 Enter in line 5 detailed explanation as to the conditions stipulated in the convention for the application of the convention mentioned in 1, along with information entered in column 2 through 4.
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the scope of permanent establishment, enter such intention and description of the permanent establishment (e.g., person who maintains a stock of merchandise, person who habitually deals with orders for contracts, construction project and supervision of construction project).
If the application of convention mentioned in 1 is sought for the Japanese source income prescribed in subparagraph 8 of Article 161 of the Income Tax Law (exemption for short-term visitor, exemption for entertainer and exemption for professor, etc.), enter such intention and other relevant information such as, resident status and the date of entry into or exit from Japan.

13 Fill in this section, if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2, which is treated as income of the members of the foreign company under the provisions of the laws in the other contracting country of the convention (Members' income to report)
In this case, attach following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language,) showing that the Japanese source income to report of the foreign company mentioned in 2 is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the members regarding the application of the convention mentioned in 1 are members of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for members described in ③.

14 Enter the number of provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income of the foreign company is treated as income of the members of the foreign company in the other contracting country.

15 Regarding the members' income to report to which the convention mentioned in 1 is applicable (Applicable members' income to report), if there are more than three members of the foreign company, provide the information in a separate sheet.

16 Fill in this section if you are applying for reduction of or exemption from the Japanese Income or Corporation Tax under the provisions of the convention mentioned in 1 regarding Japanese source income to report of non resident or foreign corporation, which is treated as income of the entity of which the non resident or the foreign corporation is a member under the provision of the laws in the other contracting country of the convention mentioned in 1 (Entity's income to report).
In this case, attach the following documents to this form.
① Documents (including Japanese translation, if the documents are written in foreign language) showing that the Japanese source income of non-resident or foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of the entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
② Documents showing that the non-residents or foreign corporation mentioned in 2 is a member of an entity in the other contracting country of the convention mentioned in 1.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" for this entity described in ②.

17 Enter the number of the provision of the law of the other contracting country of the convention mentioned in 1 under which the Japanese source income to report of non-resident or the foreign corporation mentioned in 2 is treated as income of an entity of which the non-resident or the foreign corporation is a member in the other contracting country.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(267 特典条項に関する付表 (米))

様式 17-米
FORM

特典条項に関する付表 (米)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (US)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項:
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第 22 条
The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称:
Full name of Resident this attachment Form

居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注 5)。
Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note 5)

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項:
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目にレ印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check applicable box "Yes" or "No" in each line. If you check any box of "Yes", in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached.

A (1) 個人 Individual □該当 Yes . □非該当 No

(2) 国、地方政府又は地方公共団体、中央銀行
Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank

(3) 公開会社(注 7)Publicly Traded Company (Note 7)
(公開会社には、下表の C 欄が 6%未満である会社を含みません。)(注 8)
("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%)(Note 8)

株式の種類 Kind of Share	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式の数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange	B/A(%)
			A	B	C %

(4) 公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company □該当 Yes . □非該当 No
(発行済株式の総数(株)の 50%以上が上記(3)の公開会社に該当する 5 以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。)(注 9)。
("Subsidiary of Publicly Traded Company" is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding (_____ shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer "Publicly Traded Companies" as defined in (3) above.)(Note 9)

株主の名称 Name of Shareholder	居住地域における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	所有株式数 Number of Shares owned
1				□	
2				□	
3				□	
4				□	
5				□	
合 計 Total (持株割合 Ratio (%) of Shares owned)					(%)

(5) 公益団体(注 10)Public Service Organization (Note 10)
設立の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment

(6) 年金基金(注 11)Pension Fund (Note 11) □該当 Yes . □非該当 No
(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超える者が日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。)
"Pension Fund" is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country.

設立等の根拠法令 Law for Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

A のいずれにも該当しない場合は、B に進んでください。If none of the lines in A applies, proceed to B.

改 正 前

(267 特典条項に関する付表 (米))

様式 17-米
FORM

特典条項に関する付表 (米)

ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE (US)

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項:
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention
日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第 22 条
The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称:
Full name of Resident this attachment Form

居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注 5)。
Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note 5)

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項:
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目にレ印を付してください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。
In order of sections A, B and C, check applicable box "Yes" or "No" in each line. If you check any box of "Yes", in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached.

A (1) 個人 Individual □該当 Yes . □非該当 No

(2) 国、地方政府又は地方公共団体、中央銀行
Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank

(3) 公開会社(注 7)Publicly Traded Company (Note 7)
(公開会社には、下表の C 欄が 6%未満である会社を含みません。)(注 8)
("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%)(Note 8)

株式の種類 Kind of Share	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式の数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange	B/A(%)
			A	B	C %

(4) 公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company □該当 Yes . □非該当 No
(発行済株式の総数(株)の 50%以上が上記(3)の公開会社に該当する 5 以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。)(注 9)。
("Subsidiary of Publicly Traded Company" is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding (_____ shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer "Publicly Traded Companies" as defined in (3) above.)(Note 9)

株主の名称 Name of Shareholder	居住地域における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	所有株式数 Number of Shares owned
1				□	
2				□	
3				□	
4				□	
5				□	
合 計 Total (持株割合 Ratio (%) of Shares owned)					(%)

(5) 公益団体(注 10)Public Service Organization (Note 10)
設立の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment

(6) 年金基金(注 11)Pension Fund (Note 11) □該当 Yes . □非該当 No
(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超える者が日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の 50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。)
"Pension Fund" is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country.

設立等の根拠法令 Law for Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

A のいずれにも該当しない場合は、B に進んでください。If none of the lines in A applies, proceed to B.

改 正 後

(267 特典条項に関する付表 (米))

B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below 該当 Yes . 非該当 No

(a) 株式や受益に関する持分()の50%以上が、Aの①、②、③、④及び⑤に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること(注12)
Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests () in the Person. (Note 12)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio(%) of Shares owned)				(%)

(b) 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者(以下「第三国居住者」といいます。)に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること(注13)
Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 13)

第三国居住者に対する支払割合 Ratio of Payment to Third Country Residents (通貨 Currency:)

	申告 Tax Return	源泉徴収税額 Withholding Tax			
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year	
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A				
総所得 Gross Income	B				
A/B (%)	C	%	%	%	%

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c) 該当 Yes . 非該当 No

居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要(注14) ; Description of trade or business in residence country (Note 14)

(a) 居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動(商業銀行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。)ではないこと(注15) ;
Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 15) はい Yes . いいえ No

(b) 所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること(注16) ;
Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 16)

(c) (日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合) 居住地国において行う営業又は事業の活動が日本国内において行う営業又は事業の活動と関係で実質的なものであること(注17) ;
(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要 ; Description of Trade or Business in Japan.

D 国税庁長官の認定 ;
Determination by the NTA Commissioner

国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、権限ある当局の認定は不要です。
If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination 年 月 日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which determination was given

改 正 前

(267 特典条項に関する付表 (米))

B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below 該当 Yes . 非該当 No

(a) 株式や受益に関する持分()の50%以上が、Aの①、②、③、④及び⑤に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること(注12)
Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests () in the Person. (Note 12)

年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio(%) of Shares owned)				(%)

(b) 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者(以下「第三国居住者」といいます。)に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること(注13)
Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 13)

第三国居住者に対する支払割合 Ratio of Payment to Third Country Residents (通貨 Currency:)

	申告 Tax Return	源泉所得税 Withholding Tax			
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year	
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A				
総所得 Gross Income	B				
A/B (%)	C	%	%	%	%

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件を全て満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c) 該当 Yes . 非該当 No

居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要(注14) ; Description of trade or business in residence country (Note 14)

(a) 居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動(商業銀行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。)ではないこと(注15) ;
Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 15) はい Yes . いいえ No

(b) 所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること(注16) ;
Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 16)

(c) (日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合) 居住地国において行う営業又は事業の活動が日本国内において行う営業又は事業の活動と関係で実質的なものであること(注17) ;
(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 17)

日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要 ; Description of Trade or Business in Japan.

D 国税庁長官の認定 ;
Determination by the NTA Commissioner

国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、権限ある当局の認定は不要です。
If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

・認定を受けた日 Date of determination 年 月 日

・認定を受けた所得の種類
Type of income for which determination was given

改正後

(267 特典条項に関する付表 (米))

様式 17-米
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注意事項

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私営債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得について特典条項条約届出書の提出は省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得の支払者に居住者証明書(提示の前一年以内に作成されたもの)に限り、提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます(「租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15)」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA～Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けようとする旨(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてののみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得についてののみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日本租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の1934年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。
「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の6%以上である場合をいいます。

【裏面に続きます。】

【Continue on the reverse】

改正前

(267 特典条項に関する付表 (米))

様式 17-米
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注意事項

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私営債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得について特典条項条約届出書を提出済みである場合は、特典条項条約届出書の記載事項に異動があるときを除き、その所得について特典条項条約届出書の提出は省略することができます。

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得の支払者に居住者証明書(提示の前一年以内に作成されたもの)に限り、提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます(「租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15)」にこの付表を添付して提出する場合には、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。)

この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の□欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
租税条約の適用を受ける者が「3」のA～Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けようとする旨(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてののみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得についてののみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日本租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の1934年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。
「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の6%以上である場合をいいます。

【裏面に続きます。】

【Continue on the reverse】

改

正

後

(267 特典条項に関する付表(米))

8 有価証券の数は次によります。

(1) 「発行済株式の総数の平均」、「有価証券市場で取引された株式の数」の各欄は、その付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税年度における数によります。

(2) 直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日における発行済株式総数を記入してください。増資・減資、株式の分割などによりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次の算式により計算します。

(前課税年度の日々×発行済株式の総数×日数)
÷前課税年度の日数=発行済株式の総数の平均

9 公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(配当が行われる日、その配当の支払を受ける者が特定される日)が、課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて判定します。

なお、「年月日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有(中間所有者はこの付表の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。)である場合には、各株主の「間接保有」の欄にレ印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公的的目的のために租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでもかまいません。)を添付してください。

11 年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるともに「1」の租税条約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。

12 (a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(中間配当以外の配当については、その配当に係る会計年度の終了の日とします。)が課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて、判定します。

その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。

なお、「年月日現在の株主等」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄にレ印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

13 総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用を差し引いた残額をいいます。

第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又は有体財産に関する支払(独立企業間価格によるものに限ります。)や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払(その支払に関する債権がその第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属するときに限ります。)は含まれません。

なお、申告の場合と源泉徴収の場合とでは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。

14 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすもの)を有する場合は、あなたは組合の組員である場合には、あなたが関連者又は組合があなたの居住地域において行う営業又は事業の活動はあなたが居住地域において行う営業又は事業の活動とされます。

15 「Cの(a)の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当します。

16 「Cの(b)の「所得が居住地域において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地域において従事している営業又は事業の活動そのものである場合やその活動が居住地域における営業又は事業の活動と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

17 「Cの(c)の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地域において行う営業又は事業の活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 The number of the shares shall be counted as follows:

(1) "Average Number of Shares outstanding" and "Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange" must be counted for the taxable year prior to the taxable year in which this attachment form will be submitted.

(2) If the numbers of shares outstanding did not change during the prior taxable year, the average number of shares outstanding is the number of shares outstanding at the end of the prior taxable year.

If the numbers of shares outstanding changed during the prior taxable year due to increase/decrease of capital or split of share, the average number of shares outstanding is calculated as follows: (total number of shares outstanding for each day in the prior taxable year×number of days)÷(number of days in the prior taxable year)

9 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.

In "State of shareholders as of(date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B in this attachment form), check the "Indirect Ownership" box, and attach a separate sheet explaining on the indirect ownership.

10 "Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.

Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11 "Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.

12 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.

In all other cases, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for at least half the days of the taxable year.

In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect ownership.

13 "Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.

14 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.

15 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.

16 "Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence, or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.

17 "Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改

正

前

(267 特典条項に関する付表(米))

8 有価証券の数は次によります。

(1) 「発行済株式の総数の平均」、「有価証券市場で取引された株式の数」の各欄は、その付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税年度における数によります。

(2) 直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日における発行済株式総数を記入してください。増資・減資、株式の分割などによりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次の算式により計算します。

(前課税年度の日々×発行済株式の総数×日数)
÷前課税年度の日数=発行済株式の総数の平均

9 公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(配当が行われる日、その配当の支払を受ける者が特定される日)が、課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて判定します。

なお、「年月日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有(中間所有者はこの付表の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。)である場合には、各株主の「間接保有」の欄にレ印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公的的目的のために租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでもかまいません。)を添付してください。

11 年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに「1」の租税条約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。

12 (a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(中間配当以外の配当については、その配当に係る会計年度の終了の日とします。)が課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて、判定します。

その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。

なお、「年月日現在の株主等」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄にレ印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

13 総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用を差し引いた残額をいいます。

第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又は有体財産に関する支払(独立企業間価格によるものに限ります。)や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払(その支払に関する債権がその第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属するときに限ります。)は含まれません。

なお、申告の場合と源泉徴収の場合とでは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。

14 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすもの)を有する場合は、あなたは組合の組員である場合には、あなたが関連者又は組合があなたの居住地域において行う営業又は事業の活動はあなたが居住地域において行う営業又は事業の活動とされます。

15 「Cの(a)の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当します。

16 「Cの(b)の「所得が居住地域において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地域において従事している営業又は事業の活動そのものである場合やその活動が居住地域における営業又は事業の活動と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

17 「Cの(c)の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地域において行う営業又は事業の活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全体の貢献度からみて居住地域の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 The number of the shares shall be counted as follows:

(1) "Average Number of Shares outstanding" and "Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange" must be counted for the taxable year prior to the taxable year in which this attachment form will be submitted.

(2) If the numbers of shares outstanding did not change during the prior taxable year, the average number of shares outstanding is the number of shares outstanding at the end of the prior taxable year.

If the numbers of shares outstanding changed during the prior taxable year due to increase/decrease of capital or split of share, the average number of shares outstanding is calculated as follows: (total number of shares outstanding for each day in the prior taxable year×number of days)÷(number of days in the prior taxable year)

9 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.

In "State of shareholders as of(date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B in this attachment form), check the "Indirect Ownership" box, and attach a separate sheet explaining on the indirect ownership.

10 "Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.

Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11 "Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.

12 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.

In all other cases, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for at least half the days of the taxable year.

In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect ownership.

13 "Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.

14 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.

15 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.

16 "Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence, or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.

17 "Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

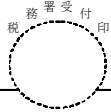
様式 18
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



整理番号

Header information form including date, applicant name, address, and telephone number.

Identification and tax details form including Japanese source income, applicable tax convention, and other required information.

Main declaration text in Japanese and English regarding tax residency and income.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date

申請者の代表者の署名
Signature of the representative of the applicant

○ 代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改 正 前

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

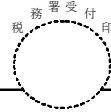
様式 18
FORM

租税条約に基づく認定を受けるための申請書

APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION

この申請書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。

See separate instructions.



整理番号

Header information form including date, applicant name, address, and telephone number.

Identification and tax details form including Japanese source income, applicable tax convention, and other required information.

Main declaration text in Japanese and English regarding tax residency and income.

私は、この申請書の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。 I hereby declare that this statement is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date

申請者の代表者の署名
Signature of the representative of the applicant

○ 代理人に関する事項；この申請書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following Columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

改 正 後

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

(別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)

[Other required information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

- 1 認定を受けることができる理由の詳細
Details of the reasons you are to be given determination.
(1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
- (2) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないに関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention.
- (3) その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes.
- 2 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
- 3 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
- 4 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
- 5 その他参考となる事項
Other relevant Information
- 6 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) :
Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
申請書に記載した外国法人は、認定を受けようとする株主等所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日	
外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
合計 Total			%		%

- 7 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5) :
Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
------------------------	---------------------------	---	---	---

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)

(Following information must be included in 1 through 5 above.)

- ① 設立又は組織年月日
Date of Establishment or Organization
- ② 設立又は組織された場所
Place where Corporation was established or organized
- ③ 資本金額又は出資金額
Amount of Capital
- ④ 居住地国における営業又は事業活動の内容
Description of Business in Country of Residence
- ⑤ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
Details of Business in Japan, if any
- ⑥ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改 正 前

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

(別紙)

【その他の必要な記載事項】(これらの記載事項は、適宜の様式に記載してください。)

[Other required information] (The following information should be provided in other appropriate forms.)

- 1 認定を受けることができる理由の詳細
Details of the reasons you are to be given determination.
(1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細
Details of the Reasons You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of the Convention
- (2) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさないに関わらず、租税条約により認められる特典を受けようとする理由の詳細
Details of the Reasons you apply for Benefits of the Convention, although You do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention.
- (3) その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないとする理由の詳細
Details of the Reasons the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes.
- 2 居住地国における法人税に相当する税の課税状況 (直前3事業年度分)
Descriptions of Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to the Japanese Corporation Tax (for preceding 3 taxable Years)
- 3 認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容
Amount of each Kind, method of Payment, Date of Payment and Summary of underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested
- 4 認定を受けようとする国内源泉所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
Full name and Domicile or Residence; or Name and Place of head Office or main Office of the Payer of the Japanese Source Income for which Determination is requested
- 5 その他参考となる事項
Other relevant Information
- 6 日本の税法上、外国法人が納税義務者とされるが、租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) :
Details of proportion of income to which the convention is applicable, if the foreign company is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)
申請書に記載した外国法人は、認定を受けようとする株主等所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。
The member of the foreign company is taxable in the other contracting country regarding the income for determination since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日	
外国法人の株主等が租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
	<input type="checkbox"/>		%		%
合計 Total			%		%

- 7 日本の税法上、団体の構成員が納税義務者とされるが、租税条約の相手国ではその団体が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその団体の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の記載事項等(注5) :
Details if, while the partner of the entity is taxable under Japanese tax law, the entity is treated as taxable person in the other contracting country of the convention, and if the convention is applicable to income that is treated as income of the entity in accordance with the provisions of the convention (Note 5)
申請書に記載した団体は、認定を受けようとする相手国団体所得、第三国団体所得又は特定所得につき、租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、法人として課税されることとされています。
The entity is taxable as a corporation regarding the income for determination since the following date under the following law in the other contracting country of the convention.

根拠法令 Applicable law	効力を生じる日 Effective date	年	月	日
------------------------	---------------------------	---	---	---

(次の事項は、上記1から5の中に必ず記入してください。)

(Following information must be included in 1 through 5 above.)

- ① 設立又は組織年月日
Date of Establishment or Organization
- ② 設立又は組織された場所
Place where Corporation was established or organized
- ③ 資本金額又は出資金額
Amount of Capital
- ④ 居住地国における営業又は事業活動の内容
Description of Business in Country of Residence
- ⑤ 日本国内において営業又は事業活動を行っている場合、その営業又は事業活動の内容
Details of Business in Japan, if any
- ⑥ 日本国内に恒久的施設を有する場合、その名称及び所在地
Name and Address of Permanent Establishment(s) in Japan, if any

改 正 後

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

(別紙)

【必要な添付書類】(注 10、11)

Required Attachments (note 10 and 11)

1	居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination	
	(1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地域における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類 (直前 3 事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	
	(1) 居住地域における法人税に相当する税の税務申告書の写し (直前 3 事業年度分) Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し (直前 3 事業年度分) Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 前

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

(別紙)

【必要な添付書類】(注 10、11)

Required Attachments (note 10 and 11)

1	居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書 Residency Certification issued by the Competent Authority of the Country of Residence	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
2	認定を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類 Documents showing the Details of Reasons You are to be given Determination	
	(1) 租税条約に規定する特典条項の基準を満たさない理由の詳細に関して参考となる書類 Documents relevant to the Reasons you do NOT qualify under the Limitation on Benefits Article of Convention	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) その設立、取得又は維持及びその業務の遂行が租税条約の特典を受けることをその主たる目的とするものではないことを明らかにする書類 Documents showing that the Establishment, Acquisition or Maintenance of the Applicant and the Conduct of its Operations are considered as NOT having the obtaining of benefits under the Convention as one of their principle purposes	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(3) その他参考となる書類 Other relevant Documents	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
3	居住地域における法人税に相当する税の課税状況を明らかにする書類 (直前 3 事業年度分) Documents showing Tax Obligation in Country of Residence for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	
	(1) 居住地域における法人税に相当する税の税務申告書の写し (直前 3 事業年度分) Copies of final Tax Returns for Tax that is equivalent to Japanese Corporation Tax (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
	(2) 財務諸表の写し (直前 3 事業年度分) Copies of financial Statements (for preceding taxable 3 Years)	<input type="checkbox"/> 添付 Attached
4	認定を受けようとする国内源泉所得の種類ごとの金額、支払方法、支払期日及び支払の基因となった契約の内容を明らかにする書類 Documents showing the Amount of each Kind, Method of Payment, Date of Payment and underlying Contract of the Japanese Source Income for which Application for Determination is requested	<input type="checkbox"/> 添付 Attached

改 正 後 改 正 前

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION"

注 意 事 項

申請書の提出について

- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。
- この申請書は、正副2通を作成して麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
- この申請書の記載事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです）。
 - 外国法において、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
 - 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
 なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員（その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。）は、この申請書に次の書類を添付してください。
 - その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。
 - 申請書に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
 - 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
 なお、この場合には、添付書類は、申請書に記載した団体のものを添付してください。

- この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

- 申請書の記載について
- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
 - 居住地国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

- 申請書の添付書類について
- 添付した書類については、口欄にレ印を付してください。
 - 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION"

注 意 事 項

申請書の提出について

- この申請書は、租税条約の特典条項の要件を満たさない者が、租税条約の特典を受けるために、租税条約に基づく権限ある当局の認定を受けようとする場合に使用します。
- この申請書は、正副2通を作成して麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。
- この申請書の記載事項について異動を生じた場合には、その異動を生じた事項、その異動を生じた日その他参考となるべき事項を適宜の様式に記載し、速やかに麹町税務署長を経由して、国税庁長官に提出してください。

- 適用を受ける租税条約に両国間で課税上の取扱いが異なる事業体に関する規定がある場合には、次の点にご注意ください（5において同じです）。
 - 外国法であって、相手国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、相手国の居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみその租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
 - 申請書に記載した外国法人が相手国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
 - 相手国の権限ある当局の株主等である者の居住者証明書
 なお、この場合には、添付書類については、各株主等のうち、租税条約に基づく認定を要する者のものを添付してください。

- その租税条約の相手国の居住者に該当する団体であって、日本ではその構成員が納税義務者とされる団体の構成員（その団体の居住地国の居住者だけでなく、それ以外の国の居住者や日本の居住者も含まれます。以下同じです。）は、この申請書に次の書類を添付してください。
 - その団体の構成員のうち特定の構成員が他の全ての構成員から「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」に記載すべき事項について通知を受けその事項を記載した「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」を提出した場合には、全ての構成員が申請書を提出しているものとみなされます。
 - 申請書に記載した団体が居住地国において法人として課税を受けていることを明らかにする書類
 - 「相手国団体の構成員の名簿(様式16)」
 - 相手国の権限ある当局の団体の居住者証明書
 なお、この場合には、添付書類は、申請書に記載した団体のものを添付してください。

- この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

- 申請書の記載について
- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
 - 居住地国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号を括弧書きで記載してください。
- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません

- 認定を受けようとする国内源泉所得について、所得税第161条又は法人税法第138条の該当号数を記載するとともに、その国内源泉所得の内容を括弧書きで簡記してください。

- 申請書の添付書類について
- 添付した書類については、口欄にレ印を付してください。
 - 居住者証明書以外の添付書類については、その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を合わせて添付してください。

この申請書に記載された事項その他租税条約に基づく認定を行うために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

(273 租税条約に基づく認定を受けるための申請書)

様式 18
FORM

「租税条約に基づく認定を受けるための申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR COMPETENT AUTHORITY DETERMINATION"

注 意 事 項

Submission of the form

- This form is to be used when a person who does NOT qualify under the Limitation of Benefits Article in the Convention applies for competent authority determination in order to be granted benefits of Convention.
- This form must be submitted in duplicate to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office.
- To make any change to the information submitted on this form, describe the change, the date of the change occurred and other relevant information on separate sheet and submit it to the Commissioner of the National Tax Agency via the District Director of Kojimachi Tax Office as soon as possible.

- In the case where there exists an applicable convention between both countries with provisions for an entity that is treated differently for tax purposes, the next point should be noted (same as for column 5).
 - In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the Contracting State other than Japan the Income Tax Convention is applicable only to members that are residents of the Contracting State (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:
 - Documents showing that the member of the foreign company is treated as a taxable person in the Contracting State.
 - "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
 - The residency certification for shareholders of competent authority in the other country.
 Also attach the attachments to the form for the members among those described in ② who require the competent authority determination.

- A Partner of an entity that is a resident of the Contracting State other than Japan under the Income Tax Convention (including a partner that is resident of Japan or any other country, in addition to the country of which the entity is a resident; the same applies below) and whose partners are taxable persons in Japan must submit this form attached with the following documents.
 - If a specific partner of the entity is notified of required information to enter in "List of the Partners of Entity (Form 16)" by all of the other partners and "List of the Partners of Entity (Form 16)" filled with the notified information, all of the partners are deemed to submit the application form.
 - Documents showing that the entity is taxable as a corporation in its residence country.
 - List of the Partners of Entity (Form 16)"
 - The residency certification for entity of competent authority in the other country
 In this case, attach the attachments to the form for the entity.

- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

- Preparation of the form
- Applicable blocks must be checked.
 - Enter the Taxpayer Identification Number in brackets, if you have it in country of residence.
- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

- Enter the number of the applicable subparagraph the Article 161 of the Income Tax Law or of the Article 138 of the Corporation Tax Law regarding the Japanese source income for which application for determination is requested, and indicate the income in brackets.

- Attachments to the form
- Applicable blocks must be checked.
 - Attach Japanese translations if attached documents are written in foreign language (except for residency certification).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information and documents for items stated in this form and other necessary items for determination.

改 正 後

(274 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

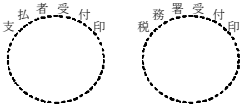
様式 19
FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

適用：有、無



組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
届出書の「5」の利益につき居住者として課税される国、納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 組合(これに類するものを含みます。)に関する事項;
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad (電話番号 Telephone Number)	
国内にある事務所等の所在地(注7) Place of office, etc. in Japan (Note 7) (電話番号 Telephone Number)	
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
国内において組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8);
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax (電話番号 Telephone Number)	
1	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
2	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
3	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

改 正 前

(274 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除))

様式 19
FORM

租税条約に関する届出書

(税務署整理欄)
(For official use only)

APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

適用：有、無



組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除
Relief from Japanese Income Tax on Distribution of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。
See separate instructions.

税務署長殿

To the District Director, _____ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;
Applicable Income Tax Convention

日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項
The Income Tax Convention between Japan and _____, Article _____, para. _____

2 利益の配分(支払)を受ける者に関する事項;
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏名又は名称 Full name	
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)
届出書の「5」の利益につき居住者として課税される国、納税地(注6) Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 組合(これに類するものを含みます。)に関する事項;
Details of Partnership (including similar entity)

名称 Full name	
国外にある主たる事務所の所在地 Place of head office (main office) abroad (電話番号 Telephone Number)	
国内にある事務所等の所在地(注7) Place of office, etc. in Japan (Note 7) (電話番号 Telephone Number)	
組合契約事業の概要 Outline of business under partnership agreement	
国内において組合契約事業を開始した日 Date of commencement of business under partnership agreement	

4 利益の支払者(組合員)に関する事項(注8);
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源泉徴収に係る所得税の納税地 Place where the payer is to pay withholding tax (電話番号 Telephone Number)	
1	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
2	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)
3	氏名又は名称 Full name
	住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office) (電話番号 Telephone Number)

改 正 後 改 正 前

(274 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」及び「復興特別所得税に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions and the Ministerial Ordinance concerning Special Income Tax for Reconstruction, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

(274 租税条約に関する届出書 (組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除))

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;
 Details of Distribution of Business Profits received from Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額(A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent _____

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent		税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
 If the applicable convention has article of limitation on benefits
 特典条項に関する付表の添付 有 Yes
 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached 添付省略 Attachment not required
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日
 Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form for Limitation on Benefits Article _____ 年 月 日)

改 正 後

(274 租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除))

様式 19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税及び復興特別所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業(組合契約事業)から生ずる利益(組合契約事業利益)の配分に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除(組合契約事業利益につき、届出者が①国内に恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②国内に有する恒久的施設又は固定的施設に寄せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限り)を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者(「利益の支払者(組合員)」といいます。)に提出し、その提出を受けた利益の支払者(組合員)は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日(この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日)の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者(組合員)は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続すべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合や利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これに類するもの所在地を記載してください。
なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。
① 「源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第11条第2項(源泉徴収に係る復興特別所得税の納税地)の規定による納税地を記載してください。
② 「氏名又は名称」及び「住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。
なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、国内において行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用(国内源泉所得として源泉徴収された所得税及び復興特別所得税を含みます)を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ①The recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient's permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as "Payer (partner)", who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.
6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item "Place of office, etc. in Japan" of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.
In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:
① "Place where the payer is to pay withholding tax": enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law and paragraph 2 of Article 11 (the place where Special Income Tax for Reconstruction is imposed).
② "Full name" and "Domicile (residence) or place of head office (main office)": enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.
If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item "Total amount of profits in the computation period," enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item "Proportion of distribution received" the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 前

(274 租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除))

様式 19
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業(組合契約事業)から生ずる利益(組合契約事業利益)の配分に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除(組合契約事業利益につき、届出者が①国内に恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②国内に有する恒久的施設又は固定的施設に寄せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限り)を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者(「利益の支払者(組合員)」といいます。)に提出し、その提出を受けた利益の支払者(組合員)は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日(この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日)の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者(組合員)は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。
6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続すべき者を特定することができるといいます。利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合や利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これに類するもの所在地を記載してください。
なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。
① 「源泉徴収に係る所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地を記載してください。
② 「氏名又は名称」及び「住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、その組合契約における全ての組合員について記載してください。
なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、国内において行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用(国内源泉所得として源泉徴収された所得税を含みます)を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ① the recipient has no permanent establishment in Japan; ②the profits are not attributable to the recipient's permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ①a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④ agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as "Payer (partner)", who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.)is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.
6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item "Place of office, etc. in Japan" of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:
① "Place where the payer is to pay withholding tax": enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law.
② "Full name" and "Domicile (residence) or place of head office (main office)": enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.
If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item "Total amount of profits in the computation period," enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item "Proportion of distribution received" the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

改 正 後

(275 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付))



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒 _____
住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
電話番号 _____

税務署長 _____
年 月 日 提出

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	希望する還付金の受領場所 (受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。)			
	下記③の金額を移記してください。	イ 銀行等	銀行	本店・本店	口座
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居)	名称 (氏名)			
	名称 (氏名)				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居)	電話	-		
	名称 (氏名)				
債券の内容等	銘柄・回数 (種類・名称)	記号番号 (登録番号)	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額
	円				
債券以外のもの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額	
円					
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用				
	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 ①	支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む) ②	還付を受けようとする金額 (①と②とのいずれか少ない方の金額) ③		
	円	円	円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・	決 裁	署長	副署長	統括官	上 席	担当者	整理簿
	決裁	・							
	施行	・							
	処 理	承認	請求金額 _____ 円	通信日付印 _____	年月日 _____	検 討 事 項			
その他		還付金額 _____ 円	確認印 _____						

24. 12 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(275 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書 (利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付))



租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書
(利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付)

〒 _____
住 所 _____
(フリガナ)
氏 名 _____
電話番号 _____

税務署長 _____
年 月 日 提出

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 13 条の 2 の規定により、下記のとおり請求します。

還付請求に関する事項	還付を受けようとする金額	希望する還付金の受領場所 (受取には便利な銀行等振込みをできるだけ御利用ください。)			
	下記③の金額を移記してください。	イ 銀行等	銀行	本店・本店	口座
利子等の支払者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居)	名称 (氏名)			
	名称 (氏名)				
利子等の支払の取扱者	本店又は主たる事務所の所在地 (住所又は居)	電話	-		
	名称 (氏名)				
債券の内容等	銘柄・回数 (種類・名称)	記号番号 (登録番号)	名義人の氏名又は名称		
	額面金額	数量	取得年月日	利子等の支払期日	利子等の金額
	円				
債券以外のもの内容等	支払の基因となった契約の内容				契約の締結年月日
	契約金額	契約期間	利子等の支払期日	利子等の金額	
円					
還付を受けることができる事情の詳細等	日本国と _____ との間の租税条約第 _____ 条第 _____ 項 の適用				
	所得税法の規定により徴収された所得税の額 ①	支払の際に課される相手国の租税の額 (みなし外国税額を含む) ②	還付を受けようとする金額 (①と②とのいずれか少ない方の金額) ③		
	円	円	円		

・この還付請求書には、①及び②の金額を証する書類を添付してください。
・この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

※以下の欄には記載しないでください。

税務署処理欄	起案	・	決 裁	署長	副署長	統括官	上 席	担当者	整理簿
	決裁	・							
	施行	・							
処 理	承認	請求金額 _____ 円	通信日付印 _____	年月日 _____	検 討 事 項				
	その他	還付金額 _____ 円	確認印 _____						

20. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後	改 正 前
<p>(275 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）)</p> <p style="text-align: center;">提出に当たっての注意事項</p> <p>1 この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた利子等で、その支払の際租税条約の我が国以外の締結国（以下「相手国」といいます。）の租税（みなし外国税額を含みます。）が課される場合に限られますので、我が国が租税条約を締結している国以外の国等に係るものは還付請求の対象となりません。</p> <p>2 この還付請求書には、<u>源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額</u>を証する書類及び支払の際に課される相手国の租税の額を証する書類（相手国の租税の率が記載されている計算書等を含みます。ただし、みなし外国税額の場合は不要です。）を必ず添付してあなたの納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>なお、相手国の租税の額が所得税<u>及び復興特別所得税の合計額</u>を超える場合には、住民税の利子割の還付を受けることができますが、利子割の還付請求に当たっては、所得税<u>及び復興特別所得税</u>の還付を受けたことを証する書類が必要となりますので、その書類（又はその写し若しくはこの還付請求書の写し）を保存しておいてください。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「利子等の支払者」欄には、利子等の支払義務のある債券又は債券以外のもの（以下これらを「債券等」といいます。）の発行者名等を記入してください。この場合、発行者が国又はその地方政府である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「債券の内容等」の「名義人の氏名又は名称」欄には、登録債又は記名式債券で真実の所有者とその登録された名義又は債券面に記載されている名義が異なる場合に、その登録された名義又は債券面に記載されている名義を記入してください。</p> <p>(3) 「債券の内容等」及び「債券以外のものの内容等」の「利子等の金額」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合は次に掲げる日（以下「邦貨換算日」といいます。）の外国為替公認銀行のその外国通貨に係る東京における対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」といいます。）により邦貨に換算した金額を記入してください。（元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金額収書若しくは支払証明書等に記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）</p> <p>イ 記名式債券等（登録債等を含む。）の場合……………支払開始日（資金回付日）</p> <p>ロ 無記名式債券等の場合 ……………債権者に支払った日</p> <p>(4) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「<u>源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額①</u>」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記(3)により換算した利子等の金額を基に算出した税額を記入してください。ただし、外国通貨による利子等の金額に源泉徴収税率を乗じて外国通貨による税額を算出し、その税額を邦貨換算日の電信買相場により邦貨に換算した税額を記入しても差し支えありません。（この場合も、元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金額収書若しくは支払証明書等に、上記により換算した税額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）</p> <p>(5) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「日本国……………」欄の相手国名は必ず記入してください。また、「支払の際に課される相手国の租税の額（みなし外国税額を含む。）②」欄には、利子等の金額が邦貨により支払われる場合には、その利子等の金額に債券等の計算書等に記載された相手国の租税の率（租税条約の規定により、支払ったとみなされる租税の額があるときに適用される租税の率をいいます。以下「外国税率」といいます。）を乗じて算出した税額を、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記③により邦貨に換算した金額に外国税率を乗じて算出した税額を記入してください。</p>	<p>(275 租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（利子所得に相手国の租税が賦課されている場合の外国税額の還付）)</p> <p style="text-align: center;">提出に当たっての注意事項</p> <p>1 この還付請求書を提出して源泉徴収税額の還付が受けられるのは、昭和63年4月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第3条に規定する分離課税の適用を受けた利子等で、その支払の際租税条約の我が国以外の締結国（以下「相手国」といいます。）の租税（みなし外国税額を含みます。）が課される場合に限られますので、我が国が租税条約を締結している国以外の国等に係るものは還付請求の対象となりません。</p> <p>2 この還付請求書には、<u>所得税法の規定により徴収された所得税の額</u>を証する書類及び支払の際に課される相手国の租税の額を証する書類（相手国の租税の率が記載されている計算書等を含みます。ただし、みなし外国税額の場合は不要です。）を必ず添付してあなたの納税地の所轄税務署に提出してください。</p> <p>なお、相手国の租税の額が所得税の額を超える場合には、住民税の利子割の還付を受けることができますが、利子割の還付請求に当たっては、所得税の還付を受けたことを証する書類が必要となりますので、その書類（又はその写し若しくはこの還付請求書の写し）を保存しておいてください。</p> <p>3 この還付請求書の各欄は、次により記入してください。</p> <p>(1) 「利子等の支払者」欄には、利子等の支払義務のある債券又は債券以外のもの（以下これらを「債券等」といいます。）の発行者名等を記入してください。この場合、発行者が国又はその地方政府である場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記入する必要はありません。</p> <p>(2) 「債券の内容等」の「名義人の氏名又は名称」欄には、登録債又は記名式債券で真実の所有者とその登録された名義又は債券面に記載されている名義が異なる場合に、その登録された名義又は債券面に記載されている名義を記入してください。</p> <p>(3) 「債券の内容等」及び「債券以外のものの内容等」の「利子等の金額」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合は次に掲げる日（以下「邦貨換算日」といいます。）の外国為替公認銀行のその外国通貨に係る東京における対顧客直物電信買相場（以下「電信買相場」といいます。）により邦貨に換算した金額を記入してください。（元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金額収書若しくは支払証明書等に記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）</p> <p>イ 記名式債券等（登録債等を含む。）の場合……………支払開始日（資金回付日）</p> <p>ロ 無記名式債券等の場合 ……………債権者に支払った日</p> <p>(4) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「<u>所得税法の規定により徴収された所得税の額①</u>」欄には、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記(3)により換算した利子等の金額を基に算出した税額を記入してください。ただし、外国通貨による利子等の金額に源泉徴収税率を乗じて外国通貨による税額を算出し、その税額を邦貨換算日の電信買相場により邦貨に換算した税額を記入しても差し支えありません。（この場合も、元利金の支払場所又は登録機関が発行する元利金計算書又は登録債利金額収書若しくは支払証明書等に、上記により換算した税額が記載されている場合には、これをそのまま転記してください。）</p> <p>(5) 「還付を受けることができる事情の詳細等」の「日本国……………」欄の相手国名は必ず記入してください。また、「支払の際に課される相手国の租税の額（みなし外国税額を含む。）②」欄には、利子等の金額が邦貨により支払われる場合には、その利子等の金額に債券等の計算書等に記載された相手国の租税の率（租税条約の規定により、支払ったとみなされる租税の額があるときに適用される租税の率をいいます。以下「外国税率」といいます。）を乗じて算出した税額を、利子等の金額が外国通貨により支払われる場合には、上記③により邦貨に換算した金額に外国税率を乗じて算出した税額を記入してください。</p>

改 正 後

(277 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

住所 (所在地)		第 号
		平成 年 月 日
氏名 (名称)		殿
		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓞ

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書

貴社（殿）から平成 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役
務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、以下の理由により還付できませんから通知します。

(処分の理由)

改 正 前

(277 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

住所 (所在地)		第 号
		平成 年 月 日
氏名 (名称)		殿
		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓞ

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価
に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書

貴社（殿）から平成 年 月 日付で請求のあった租税条約に関する芸能人等の役
務提供事業の対価に係る源泉徴収税額は、還付できませんから通知します。

(理由)

改 正 後

(277 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 前

(277 租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書)

租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る
源泉徴収税額を還付できないことの通知書

1 使用目的

「租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額を還付できないことの通知書」は、提出された租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書に対して、その請求を却下した旨を請求者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「貴社（殿）」	申請者が法人の場合は「(殿)」を、個人の場合は「社()」を抹消する。
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求書の提出年月日を記入する。
(理 由)	租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る還付請求を却下する理由を記入する。
教 示	「…2月以内に 税務署長に対して…」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「…(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官) …」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

(278 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)



REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX AND SPECIAL INCOME TAX FOR RECONSTRUCTION
源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書

Date _____
平成 ____年 ____月 ____日

Place for tax payment

納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile of place of head office

住所又は所在地 _____

Full name _____ Signature
氏名又は名称 _____

I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on the Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction.

源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan

1 納税管理人

Domicile
〒 _____

住 所 _____

Full name
フリガナ _____
氏 名 _____ Signature

Relation to you
届出者との関係

Occupation Telephone Number
職 業 _____ 電話番号 (_____) _____

Reason for Assigning the Tax Agent

2 納税管理人を定めた理由

Others
3 その他参考事項

For official use only

税処 務理 署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		

(278 源泉徴収に係る所得税の納税管理人の届出書)



REGISTRATION OF TAX AGENT ON WITHHOLDING INCOME TAX
源泉徴収に係る所得税の納税管理人の届出書

Date _____
平成 ____年 ____月 ____日

Place for tax payment

納 税 地 _____

To the District Director,
Tax Office
税務署長殿

Domicile of place of head office

住所又は所在地 _____

Full name _____ Signature
氏名又は名称 _____

I (we) hereby declare that I (we) assign the following person for my (our) Tax Agent and authorize him/her to act for me (us) on the Withholding Income Tax.

源泉徴収に係る所得税の納税管理人として、次の者を定めたので届け出ます。

Tax Agent in Japan

1 納税管理人

Domicile
〒 _____

住 所 _____

Full name
フリガナ _____
氏 名 _____ Signature

Relation to you
届出者との関係

Occupation Telephone Number
職 業 _____ 電話番号 (_____) _____

Reason for Assigning the Tax Agent

2 納税管理人を定めた理由

Others
3 その他参考事項

For official use only

税処 務理 署欄	一般事務整理簿	源泉所得税調査簿	管理部門連絡		

改 正 後

(278 源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の納税管理人の届出書)

書 き か た

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条第 1 項に規定する免税芸能人等が、同条第 1 項又は所得税法第 212 条第 1 項の規定に基づき源泉徴収した所得税及びその所得税と併せて徴収した復興特別所得税を納付する場合又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法又は地方税法の特例等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。
- 2 この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 2 の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。

I N S T R U C T I O N S

- 1 This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Withholding Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction when they assign a tax agent in the following cases;
 - case 1; handling the payment of Withholding Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law and Special Income Tax for Reconstruction withheld together with Withholding Income Tax
 - case 2; claiming the relief from Japanese Income Tax and Special Income Tax for Reconstruction on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention
- 2 This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.
- 3 If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.
- 4 Enter into the line "Domicile or place of head office" your domicile (residence) or place of head office (main office).

改 正 前

(278 源泉徴収に係る所得税の納税管理人の届出書)

書 き か た

- 1 この届出書は、租税特別措置法第 42 条第 1 項に規定する免税芸能人等が、同条第 1 項又は所得税法第 212 条第 1 項の規定に基づき源泉徴収した所得税を納付する場合又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法又は地方税法の特例等に関する法律第 3 条第 1 項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合において、納税管理人を選任したときに提出するものです。
- 2 この届出書は、租税条約に関する芸能人等の役務提供事業の対価に係る源泉徴収税額の還付請求書の提出先である当該対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 2 の対価の支払者が複数ある場合には、それぞれその対価の支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 4 「住所又は所在地」欄には、届出者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地を記載してください。

I N S T R U C T I O N S

- 1 This registration is to be submitted by the Promoter etc. prescribed in paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law, who shall be exempt from Japanese Income Tax when they assign a tax agent in the following cases;
 - case 1; handling the payment of the withheld Income Tax under the provisions of paragraph 1 of Article 42 of the Special Taxation Measures Law or paragraph 1 of Article 212 of the Income Tax Law
 - case 2; claiming the relief from Japanese Withholding Income Tax on the remuneration derived from rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions under the provisions of the Income Tax Convention
- 2 This registration must be submitted to the District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where the Payer of the remuneration resides and to which APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION is submitted.
- 3 If the number of Payers mentioned in 2 above are plural, the registration must be submitted to each District Director of Tax Office which has jurisdiction over the district where each Payer resides respectively.
- 4 Enter into the line "Domicile or place of head office" your domicile (residence) or place of head office (main office).

改 正 後

(282 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

住所		第 号
		平成 年 月 日
氏名		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない
事情についての確認申請に対する通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請については、以下の理由によりこれを確認することができませんので、この旨通知します。

(処分の理由)

(規格 A 4)

改 正 前

(282 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

住所		第 号
		平成 年 月 日
氏名		殿

税 務 署 長
財務事務官

Ⓜ

**勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない
事情についての確認申請に対する通知書**

あなたから平成 年 月 日付でされた勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請については、これを確認することができませんので、この旨通知します。

(追 加)

(規格 A 4)

改 正 後

(282 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない
事情についての確認申請に対する通知書

1 使用目的

「勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書」は、提出された勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書に対して、その確認ができない旨を申請者に通知する際に使用する。

2 記載要領

項 目	記 載 要 領
本文の「平成 年 月 日付」の空白欄	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請書の提出年月日を記入する。
処 分 の 理 由	勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情について、確認ができない理由を記入する。
教 示	「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる法人の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

改 正 前

(282 勤労者財産形成年金貯蓄契約に係るやむを得ない事情についての確認申請に対する通知書)

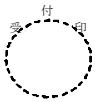
(新 設)

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

提出日: _____

(国税庁整理欄)
(For official use only)

承認: 有、無



適格外国仲介業者の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。
This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

国税庁長官 殿
To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
- 振替地方債及び振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項;
Details of applicant

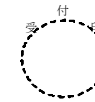
Table with 4 columns: Japanese syllabary name, Name, Address, Telephone number. Includes sections for 'If Yes' and 'If No' regarding permanent establishment in Japan.

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

提出日: _____

(国税庁整理欄)
(For official use only)

承認: 有、無



適格外国仲介業者の承認申請書
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第7項第4号若しくは第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。
This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time. See instructions on the page 3

国税庁長官 殿
To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
- 振替地方債及び振替社債等の場合
In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds, etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項;
Details of applicant

Table with 4 columns: Japanese syllabary name, Name, Address, Telephone number. Includes sections for 'If Yes' and 'If No' regarding permanent establishment in Japan.

改 正 後 改 正 前

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application.	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
<input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項；
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	
名 称 Name	所在地 Address	
	名 称 Name	
		所在地 Address

3 代理人に関する事項；
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	居住地 (Residence location) or	
		税 務 署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理するため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

5 誓約：
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第13項(第5条の3第5項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと
⑤ 租税特別措置法第5条の2第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を行うこと

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.
i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Special Taxation measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the paragraph 13 of Article 5-2 including the case applied under the paragraph 5 of Article 5-3 of the STML.
v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of paragraph 16 of Article 5-2 or give notice pursuant to the provisions of paragraph 17, 18, 21, 23 or 24 of that Article.

日付
Date _____

申請者の署名、
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____

又はその代理人の署名
or its authorized Agent _____

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。 If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application.	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country
<input type="checkbox"/> : 別紙添付有り separate sheet attached	名 称 Name	
	所在地 Address	(所在国) Country

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項；
Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc that established an account of the Book-entry JGBs or JLGs and JCBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs or JLGs and JCBs for the applicant.

特定振替機関等の国内にある営業所等 Branch or office located in Japan of specified book entry transfer institution, etc	名 称 Name	
	所在地 Address	
	名 称 Name	
	所在地 Address	
名 称 Name	所在地 Address	
	名 称 Name	
		所在地 Address

3 代理人に関する事項；
Details of the Agent

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) Domicile	(電話番号 Telephone Number)
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	居住地 (Residence location) or	
		税 務 署 Tax Office

※「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理するため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※“Tax Agent” means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the tax payer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項；
Other relevant matters

5 誓約：
私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。
① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約その他日本国が締結した国際約束に関する事項」に記載した租税条約の締約国又は締約者の法人であること
② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行又は(株)証券保管振替機構を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第13項(第5条の3第5項において準用する場合を含む。)に規定するところにより確認を行うこと
⑤ 租税特別措置法第5条の2第16項に規定する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は第17項、第18項、第21項、第23項若しくは第24項に規定する通知を行うこと

5 Certification
I hereby declare that the below statements are true and correct.
i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above.
ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of each Tax Office via Bank of Japan or Japan Securities Depository Center, Inc.(JASDEC) without delay.
iii In case where the District Director require to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 of the Special Taxation measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay.
iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of applications in accordance with the paragraph 13 of Article 5-2 including the case applied under the paragraph 5 of Article 5-3 of the STML.
v I will keep books, make records there in or preserve the books pursuant to the provision of paragraph 16 of Article 5-2 or give notice pursuant to the provisions of paragraph 17, 18, 21, 23 or 24 of that Article.

日付
Date _____

申請者の署名、
Signature of the applicant (authorized official thereof) _____

又はその代理人の署名
or its authorized Agent _____

改 正 後

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子等の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等については（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
 : 国税庁長官による公表を希望しない

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.

- 振替国債の場合(In the case of JGBs)
- 日本銀行の証明 ;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

- 振替地方債及び振替社債等の場合(In the case of JLGs and JCBs)
- (株)証券保管振替機構の証明 ;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 前

(285 適格外国仲介業者の承認申請書)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

- この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第5項第4号若しくは同法第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第4項第5号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。
- この申請書は、振替国債にあっては日本銀行を経由して、振替地方債及び振替社債等については（株）証券保管振替機構を経由して国税庁長官に提出してください。
- 適格外国仲介業者の承認書を所持していない場合、この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する際は、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 国税庁長官から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
 : 国税庁長官による公表を希望しない

Submission of the FORM

- This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 or subparagraph 5 of paragraph 4 of Article 5-3 of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Foreign Intermediary above at the same time.
- This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the District Director of the tax office in each issuers' location via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.
- An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation without approval papers of Qualified Foreign Intermediary.
- If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.
 : no announcement desired

申請書の記載について

- 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Completion of the FORM

- Applicable boxes must be checked.

- 振替国債の場合(In the case of JGBs)
- 日本銀行の証明 ;
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date _____ Signature of authorized official, the Bank of Japan _____

- 振替地方債及び振替社債等の場合(In the case of JLGs and JCBs)
- (株)証券保管振替機構の証明 ;
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の外国間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing .

Date _____ Signature of authorized official, JASDEC _____

改 正 後

(287 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名	課法 平成 年 月 日
	殿
	国 税 庁 長 官 財務事務官 ⑤

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第5条の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

その他 ()

24. 12 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(287 適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書)

所在地 名 称 代氏 表者名	課法 平成 年 月 日
	殿
	国 税 庁 長 官 財務事務官 ⑤

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第5条の3に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、次の理由により却下しましたから通知します。

(理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

その他 ()

22. 05 改正

(規格 A 4)

改正後

(288 適格外国仲介業者の承認取消通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名	課法 平成 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

その他 ()

(規格A4)

24.12 改正

改正前

(288 適格外国仲介業者の承認取消通知書)

所在地 名 称 代氏 表 者名	課法 平成 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第5条の3第5項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

遅滞なく税務署長から求められた書類を提出しなかったこと

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債、分離振替国債、振替地方債及び特定振替社債等に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

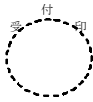
その他 ()

(規格A4)

22.05 改正

(293 適格口座管理機関の承認申請書)

提出日:



適格口座管理機関の承認申請書 APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

(国税庁整理欄 For official use only)

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債等の利子の課税の特例)第16項(第5条の3(振替社債等の利子等の課税の特例)第5項において準用する場合を含む。)に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 16 of Article 5-2 (including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

承認: 有、無

国税庁長官 殿 To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合 In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
振替地方債及び振替社債等の場合 In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項; Details of applicant

Table with columns for Name (フリガナ), Name, and Address. Includes fields for Representative Name, Contact Person, Section, and Telephone Number.

本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office

Table for Branch or office information, including Name, Address, and Name/Address for multiple branches.

2 その他参考となるべき事項; Other relevant matters

Blank box for other relevant matters.

日付 Date
申請者の署名, Signature of the applicant (authorized official thereof)

(293 適格口座管理機関の承認申請書)

提出日:



適格口座管理機関の承認申請書 APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

(国税庁整理欄 For official use only)

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債等の利子の課税の特例)第16項(第5条の3(振替社債等の利子の課税の特例)第5項において準用する場合を含む。)に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 16 of Article 5-2 (including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law, or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time. See instructions on the page 2

承認: 有、無

国税庁長官 殿 To: The Commissioner National Tax Agency

- 振替国債の場合 In the case of Book-entry transfer Japanese Government Bonds (JGBs)
振替地方債及び振替社債等の場合 In the case of Book-entry transfer Japanese Local Government Bonds (JLGBs) and Japanese Corporate Bonds,etc (JCBs)

1 申請をする者に関する事項; Details of applicant

Table with columns for Name (フリガナ), Name, and Address. Includes fields for Representative Name, Contact Person, Section, and Telephone Number.

本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office

Table for Branch or office information, including Name, Address, and Name/Address for multiple branches.

2 その他参考となるべき事項; Other relevant matters

Blank box for other relevant matters.

日付 Date
申請者の署名, Signature of the applicant (authorized official thereof)

(293 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第16項（第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第5項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、振替国債については日本銀行を經由して、振替地方債及び振替社債等については（株）証券保管振替機構を經由して国税庁長官に提出してください。

3 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

4 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

5 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 16 of Article 5-2 (including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.

3 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

4 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

Completion of the FORM

5 Applicable boxes must be checked.

振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の参加者又は間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Direct Participant or Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date

Signature of authorized official, the Bank of Japan

振替地方債の場合 (In the case of JLGs) 及び振替社債等の場合 (In the case of JCBs)

- ・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date

Signature of authorized official, JASDEC

(293 適格口座管理機関の承認申請書)

「適格口座管理機関の承認申請書」に関する注意事項
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED ACCOUNT MANAGEMENT INSTITUTION

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

申請書の提出について

1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債等の利子の課税の特例）第16項（第5条の3（振替社債等の利子の課税の特例）第5項において準用する場合を含む。）に規定する適格口座管理機関の承認を受けようとする場合又はそれらの承認を併せて受けようとする場合に提出します。

2 この申請書は、振替国債については日本銀行を經由して、振替地方債及び振替社債等については（株）証券保管振替機構を經由して国税庁長官に提出してください。

3 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに国税庁長官から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。

4 国税庁長官から適格口座管理機関の承認を受けた場合に、その旨の国税庁長官による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。
：国税庁長官による公表を希望しない

申請書の記載について

5 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

Submission of the FORM

1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Account Management Institution under paragraph 16 of Article 5-2 (including the case applied under paragraph 5 of Article 5-3) of the Special Taxation Measures Law or claiming approval of Qualified Account Management Institution above at the same time.

2 This form must be submitted to the Commissioner National Tax Agency via Bank of Japan in the case of JGBs, and to the Commissioner National Tax Agency via JASDEC in the case of JLGs and JCBs.

3 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the Commissioner National Tax Agency until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.

4 If applicant does not desire an announcement of the approval by Commissioner National Tax Agency after the approval of Qualified Account Management Institution, check the next box.
 : no announcement desired

Completion of the FORM

5 Applicable boxes must be checked.

振替国債の場合 (In the case of JGBs)

- ・ 日本銀行の証明；
Certification of the Bank of Japan

証 明 書
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の参加者又は間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Direct Participant or Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date

Signature of authorized official, the Bank of Japan

振替地方債の場合 (In the case of JLGs) 及び振替社債等の場合 (In the case of JCBs)

- ・ (株)証券保管振替機構の証明；
Certification of JASDEC

証 明 書
Certificate

当社は、申請者が当社が運営する振替制度の特定口座管理機関又は特定間接口座管理機関であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Specified Account Management Institution or Specified Indirect Account Management Institution in the Book-entry Transfer System I am managing

Date

Signature of authorized official, JASDEC

(295 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書)

所在地		課法 平成 年 月 日
名称		
代表者名	殿	

国 税 庁 長 官
財 務 事 務 官

㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第5条の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、以下の理由により却下しましたから通知します。

(処分の理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格 A 4)

(295 適格口座管理機関の承認申請の却下通知書)

所在地		課法 平成 年 月 日
名称		
代表者名	殿	

国 税 庁 長 官
財 務 事 務 官

㊟

適格口座管理機関の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第5条の3に規定する適格口座管理機関の承認申請については、次の理由により却下しましたから通知します。

(理由)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

(規格 A 4)

(296 適格口座管理機関の承認取消通知書)

所在地 名 称 代 表 者 名	課法 平成 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官
財 務 事 務 官

④

適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第17項及び同法第5条の3第5項に規定する以下の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第18項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

24.12改正

(規格A4)

(296 適格口座管理機関の承認取消通知書)

所在地 名 称 代 表 者 名	課法 平成 年 月 日
	殿

国 税 庁 長 官
財 務 事 務 官

④

適格口座管理機関の承認取消通知書（取消）

貴社は、租税特別措置法第5条の2第17項及び同法第5条の3第5項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第18項及び同法第5条の3第5項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

申請書類に不備又は不実の記載があること

適格外国仲介業者による通知に係る確認を行うこと又は支払調書を提出することが困難と認められること

その他 ()

22.05

(規格A4)